

○近江委員 いま六百社ということをおっしゃったのですけれども、中小も全部入れて商社は幾つあるのですか。

○山崎政府委員 貿易商社及びメーカーで兼貿易に携わっているものが約八千ございます。

○近江委員 今後この法案が通つてからPRをする、そのあなたのお話はわかりました。だけれども、八千からあるところで回答は六百です。そうすると、参加できない理由というのがあるわけですよ。この問題についてはまたあとで聞きますけれども、ほんとうに業界のみんながそれを要望するだけの、内容等いろいろな点で、今後考えなければならぬ問題をやはりかかえているわけですよ。こういう点を相当これから頭に入れて準備していかなければいけないと思うのです。これはこれでいいとおきます。

それから大学校の開校の予定は四十三年十月です。そういう開校までの段取りを考えていきます。私は非常におくれているように思う。学校の敷地の問題にしても、あるいは校舎の建設にしても、あるいはそういう資金の問題にしても、いろいろな点において非常に私は立ちおくれている感じがするわけですよ。その設立基金についても、民間からも相当多額の資金を用意しているわけですよ。音頭をとっていらっしゃるのは経団連の石坂さんですね。要するに、非常に簡単にその資金が集まる、こちらで聞いておつてそういうようなあなたの方の感覚なんです。そんな安易なものではないのかどうか。さらに多くの業者の参加を望むならば、代表者からの、一部だけのそうした基金でまかなつていいのかといった問題もあるわけですよ。設立資金の問題について非常に安易なように私は思うのです。これに対してあなたの御見解並びに今後のそうした見通しについてお聞きしたいと思います。

○山崎政府委員 御指摘のとおり、この問題につきましても、資金を確保することが非常に重大な問題でございますので、昨年の春ごろから具体的な活動を実際的に始めまして、その当時はい

る準備会と申しまして、正式の会合ではなく、教科目あるいは基金関係等の準備会をやつておつたわけでございますが、ほぼ各方面の御賛同を得ましたので、昨年の十一月十日準備協議会というものを正式に発足いたしました。石坂経団連会長を会長に仰ぎまして、教科目部会を中山伊知郎先生、それから経理部会、これは主として基金関係でございまして、これは安西昭昭和電工社長に、総務部会が当時の堀江東銀会長にお願いいたしました。その下の各委員に各方面の権威者あるいは有力者を網羅いたしました次第でございまして。特に経営部会につきましては一番問題でございまして、資金計画について十分な検討を加えました結果、約十五億を集めようということを経営部会は臨時会合いたしております。それで経営部会に入つておられますのは一応大手どころの各社の常務あるいは専務、社長が参集いたしましていろいろ検討を加えまして、十五億の割り振りについては十分な検討を加えてはば見通しが出たわけでございます。この十五億の金も、実は本年度すぐ要するわけではございませんので、案に書いてありますように、土地及び設備に約八億、そして二十二億は基金として、この利子をもつて運用いたしていきたい。財界からの希望では、その後たびたび寄付をつぎ込むことは困るということで、一気にやつてそれでずっと経営ができるという状態にいたしたいというので、そういう見当から十五億円を約二年間にわたつて半年ごとに区切りまして募金するという計画を立て、この割り振りにつきましてはなお具体的に検討をいま進めている段階でございまして、それで、とりあえずは本年度建設にかかりますので、主として最初スタートの資金は政府関係資金からこれを出しまして、実際の基金運用利子が要りますのは明以降になりますので、この計画で十分所期の目的は達し得る、私はこう考えております。

○近江委員 先ほどお聞きしますと、二百名を委員として委員会が発足した、こう聞いたわけですが、いままでも何回開かれたのですか。またその中

に総務部会、経営部会、教科目部会等いろいろ分かれておりますね。そうした各部会の経過をひとつ聞かせてもらいたい。

○山崎政府委員 いわゆる総会と申しますか、準備協議会は昨年の十一月十日は各方面から、総理も出席していただいたわけでございますが、そういう関係上そのと一回だけで、以降は一応法案の経過を見守るということで、総会はそのまま開かれておりますが、合同部会と申しまして、総会にかわりますもの、この合同部会の議長は大体石坂会長がやられておられまして、準備協議会発足後五回ほどやっております。

それから各部会のほうは、教科目部会が中山先生の御都合で随時開いております。それから経営のほうも会長の安西さんの御都合によつて随時開いております。それから主として朝会合をその他の部会において随時行なつてきております。

○近江委員 いまお聞きしますと、四十一年の十一月十日に一回だけ開かれた。あなたのほうとしては今回の大学校設立については非常に力を入れていらっしゃるわけですよ。力を入れていらっしゃるわけにしましては、法案提出の前にも委員会も開かれてない。口では積極的だと言つておられるけれども、積極性に欠ける。積極性が欠け熱意がない。ま大学校ができていって、はたしてうまくいくのかどうかを私は心配するわけです。こういう点、人まかせにせずに積極的に今後やらなければいけない、私はこのように思います。これは私の所感をここで述べておきます。

それから、基金三十億のうち八億で敷地なり学校の施設をつくる、二十二億は運営基金である。私いま考えるのですけれども、ちよつとした建物でも何億ですよ。これだけ土地が騰貴しているのに、それはなほほど借地とかそういう問題もあるでしょうが、八億ぐらいのお金でできるのですか。また敷地などはどのように予定されていきますか。もう法案提出の段階になれば、ある程度具体的に構想ができていなくてはなりません。この点についてひとつお聞かせください。

○山崎政府委員 まず敷地の問題でございまして、こういう関係でございまして、あまり巨額な資金を投ずる余裕もございませんから、神奈川県、山梨県、静岡県、三県知事に、官有地ないしは公共の用地について便宜をはかつてもらいたいというのを私の名前で依頼いたしましたわけでございます。各県からおのおの候補地が相当多数出てまいりましたが、現地をたびたび調査いたしましたので、設計につきましては設計事務所も大体きめておりますので、もちろんその専門家も参加いたしております。その結果、現在のところ約五カ所があらゆる条件から見まして適当であろう。条件と申しますのは、所有関係あるいは契約条件、交通関係、それから自然の環境及び生活環境等の点について検討を加えました結果、静岡県に四カ所、山梨県に一カ所が最も有力な候補地であるということになっております。

それから建物の関係で、私も詳細には存じませんが、現在のところ設計関係は声原設計事務所頼んでおるわけでございます。先般も一応の設計の内容をお伺いしましたけれども、大体その程度で金で――八億と申しまして、土地は大体われわれは買わないで借りたという計画になっておりますので、土地代としてはほとんど支出いたしております。大体八億の建物はどの程度のものができますかということ、設計の結果を私も生徒の収容数が二百三十名ぐらいの宿舎、つまり二人一組の部屋で現在の公団住宅よりやや高いレベルのものを設計されております。そのほかに教員宿舎、これが約二十家屋、これも相当程度高い水準のものであるということでございます。それからゲストハウス、つまり講師の方々が泊りになるというところで、八億で十分りっぱなものができるかと約束申し上げるわけにはいきませんが、その専門家の方々の御意見によりまして、相当高い程度の設備がなし得るというように私どもは聞いております。

○近江委員 それではひとつ、でき上がってから

何だと言われないように、りっぱにやってみてほしいと思います。

それからコース別の内容ですけれども、これは確実にできておるわけですか、それについて聞かせてください。

○山崎政府委員 現在A、B、C、Dの四コースがございまして、Aコースは人数約百二十人、期間は一年間でございまして、その研修の内容は語学研修が第一項目でございまして、これは英語をベースとしたしまして、英語は各自必修でございます。そのほかに、第二外国語は選択によりまして、仏、独、露、支、スペイン語という五科目を一応選択によって選べます。それから二番目には地域研究、これは各自の選択いたしました地域につきまして、文化、宗教、土地の慣習その他につきまして集中的な教育を行なうという、新しい地域学というものをやります。それから第三番目には、国際企業の活動に關しまして従来の実例をケース・スタディでやるという方法をとりまして、これは実務、実学と称しておりますが、いわゆるLCがどうかとかどうかという貿易実務とは違ひまして、ケース・スタディということで国際企業のあり方、合併のやり方、進出のやり方等について検討していくわけでございます。

次に、Bコースというものは約百名、これは六カ月程度集中教育をいたしますが、このコースにおきましては、一番目には貿易実務、これは貿易の実際上の実務及び企業の海外進出に必要な実務的な諸知識を教育するわけでございます。それから二番目には英語の完全なる修得ということを目的にいたしております。

Cコースは、これは語学だけをやります。これも英、独、仏、露、中国語、スペイン語の六科目を希望によって集中教育するコースで、選択する語学によって変わりますが、大体一月半ないし三カ月でやります。

Dコースは、これはむしろ企業の幹部職員の再教育と申しますか、約五十名を二週間程度の集中教育を行なう。これは国際企業活動に必要な管理能力、判断力の養成ということを目的にいたしております。

○近江委員 それで、授業料は各コース幾らかかるのですか。

○山崎政府委員 現在検討中でございますが、先ほど申しました二十二億を基金といたしますので、その金利は大体一億四千万円程度に予定しております。それでいま申し上げました人数の四コースをやります場合には、約二億四千万円を授業料として徴収することになります。現在はいささか確定はいたしておりませんが、大体考えておりますのは、Aコースが三十万円程度、Bコースが十万円程度、Cコースが八万円程度、Dコースがやはり八万円程度という計算でございます。約六千万円の収入がございまして、予定通りの業務が行なえるというふうに考えております。もちろんこれは、実際にはこの法案が通りました後に貿易大

学校という法人が設立されますと、そこで正式に具体的に詳細が決定されるわけでございます。で、現在のところはただもろみの範圍だと考えております。

○近江委員 特にそのAコースの三十万円ですけれども、この間からの答弁で、中小企業も漏れなく入れる、こういう答弁ですが、実際の内容からいいますと、大学を卒業して何年間か実務についてというなら第一線級ですよ。それを一年間すっぱり全寮制でしかも三十万円という負担ですが、この点について大企業も中小企業もみんな、そういった金銭的な面あるいは一年間という点において非常に当惑しておるわけですか。こういう点においてもうとと業界のそういう声を聞いたのですか。

○山崎政府委員 この点につきましては、いわゆるアンケート方式をとりまして各方面の意向も伺いしましたし、また愛知県、静岡県、神奈川県には当方から出向きまして、土地の業界の方及び関係当局も列席の上、いろいろ意見開陳、御希望あるいは示唆を伺ったわけでございますが、確かに御指摘のとおり、授業料の点というよりは、

むしろ一年間という期間に相当難色を示す向きが少なくないことは事実でございます。しかしながら、やはり最近の国際経済の姿貌というところから、将来の幹部になるべき人に対しては十分な養成を行なわなければ取り残されるという危険は、各方面で十分お持ちなので、やはり三カ月でも半年でも一年でもそういう人材を出すことは非常な苦痛であるけれども、先々のことを考えれば、ある程度そういう方面に犠牲を払わなければいけません。いけないう方面に犠牲を払わなければいけません。で、中小企業といえども御意見も少なくないのですが、やはりAコースに対する相当強い希望もわれわれ十分お伺いしました。それで、昨日も委員会の御質問に應じまして、中小企業についてはある程度のワケを設けようということについて検討を進めていくということにいたしましたわけでございます。

○近江委員 中小企業の場合は一年間抜けるのは痛い、これは大企業も一緒です。そこで、この中小企業を幅広く入学させる、その答弁からいいますと、三十万円の授業料にかかってくるのです。これは当然会社が負担しなければならぬ、その間の給料も払わなければならぬ。こういう点に対する助成措置というものを政府として考えているかどうか、これが一点です。

もう一つは期間的に、全寮制で一年間やるという点について、半日制にするとかあるいは週のうち何日かにするとか、このようにしてくれたらなという意見もあるわけですか。こういう点についてお考えがあるかどうか、これについてお聞きしたいと思ひます。

○山崎政府委員 中小企業につきましてワケを設けるあるいは授業料の軽減ということとは検討いたしていきたく思ひます。もちろんそういう趣旨から政府が十五億円の金を拠出するわけでございますので、その操作の余裕も十分あると思ひます。

それから週何日間という授業内容でございまして、これは教員委員会において検討しましたところ、やはり集中教育ということが現在きわめて必要であるし、むしろ期間を短くして集中してやったほうがより効果的であるというのが諸先生方の結論でございまして、われわれもいたしまして、むしろ集中することによって期間を短縮して、しかも長期にわたってやる教育以上の効果をあげ得る、こう考えた次第でございます。

○近江委員 それから全寮制になっていきますが、この全寮制にした理由というのは何ですか。

○山崎政府委員 これはいろいろの見解がございまして、教育目的から申しまして、全寮制と申しますか、都内で半日勤務、半日授業ということでは、従来の経験からあまり効果が無いということ、むしろ便利であるがやが都から離れたところ、勤務から一応解除してもらって、集中的にやったほうが効果的であるということ、全寮制にいたしました次第でございまして、また特に語学教育につきましては、こういう方法によりまして、短期間に非常な効果をあげるといことが、各方面と申しますか、特に外国の授業内容等を見まして、従来の日本の語学教育につきまして、いろいろ長年やりました結果あまり効果が無いというの、やはりその点に欠けるところがあつたのではないかと、こうわれわれは考えておる次第でございます。

○近江委員 時間もありませんから、できるだけ早く終わります。

この教官、講師の選定上の問題になるわけですが、けれども、わが国の事情というものは、これは御承知のとおり海に囲まれておりますし、そうしたことはハンディキャップとかいろいろの点があるわけですが、そういう特殊事情から考えて、どのような構想をもって教官の選定に当たられるか、それについてお聞きしたいと思ひます。

○山崎政府委員 特に語学の講師に關する御質問と思ひますが、語学はやはりその国のマザーラングエージをしゃべる人から習うのが一番的確でございますので、ほとんど外人教師をもってこれに

充てる。またその外人教師の確保ができるかどうかについて、外人関係その他各方面を調査いたしまして、十分これは可能性があるという判断をいたしましたわけでございます。

○近江委員 それから全寮制になりますと、非寛にそうした教師の人格というものが反映するわけです。これは学校教育において、何も貿易大学校だけではありませんけれども、そういう点においてほんとうに厳格な選定をしなければいけないと思うのです。要するに、全体的に教師の選定についてどのようにいろいろと注意を払っていらっしゃるか、それについての構想、また待遇条件等についてお聞きしたいと思います。

○山崎政府委員　構想と申しまして、日本人側の教師につきましては、中山先生を中心とした教科目委員会、主として東京の大学でございますが、東京にごございます大学、各方面の教授が参加いたしておりますので、この教授陣が中心となつて選定いたしますわけでございますが、何せ地域学及びケース・スタディというのは新規の分野でございますので、現在大学で講座を持っているところはほとんどございませんので、特にその方面に関心がある教授を、さらに自分でも勉強していただいて、選定していくということになりますが、現在のところ、その教科目委員会の教授陣を中心として、特にその方面の、地域学あるいはケース・スタディという方面について特に関心あり、またその方向で研究されている方々を中心に集めたいと思つています。

○近江委員 貿易大学校はその辺で終わります。
この前に公取委員長においてを願ひまして、私が質問したことについて、若干私も疑問もござい
ますし、その後の問題についてどのような態度
でやられたか、そういった点についてお聞きした
いと思うのです。

六月三十日の私の発言に対して、委員長は料金認可の申請までの段階で業者団体が傘下の個々の業者に対し圧力を加える等、業者の機能または活動を不当に制限するような行為があれば、それ

は独禁法八条に違反する、このように答弁された。これは、いままでに申請された地区ごと一本の委任状つきの料金改定案の中には、いま述べた独禁法第八条に違反するケースもあり得るということを意味しておる、私はこのように思うのです。新聞にも特に大阪——私も大阪ですが、もう連日のごとくこの問題は取り上げられております。値上げに消極的な業者もやはり中にあるわけです。そういう点において、業者団体として申請一本化の線でこれらの消極的な業者に圧力を加えたと思われるケースがかなり広範にあるというようなことが推定されるわけです。これについて公取委員会はこの事実を早急に調査しなければならぬと私は思うのです。その後私の質問に対してどのような活動をなさってきたか、それについてお聞きしたいと思うのです。

○北島政府委員 先般御答弁申し上げましたときに、多少段階を分けてお答えいたしたと考えております。従来は運輸省が一地域一料金という制度で行政指導をしておったわけでありまして、法のたてまえば、個々の業者の人が認可申請します、それに個々に対して認可するということよくなつてまゐりなつておるもの、運輸省の方針としては一地域一料金ということをやつておる。そうなると、個々で申請すべきにかかわらず、業界が取りまとめて申請した場合においても、これがいまはあえて八条のはうの違反という問題はないかもしれない。しかしながら今後運輸省は一地域一料金は改めましたと、この間実は運輸大臣はそう仰せに

なつたようであります。一地域一料金を改めると、今度は個々の業者が自分でみずからの発意に基づいて認可申請をするのがたてまえである。それにもかかわらず、もし今後、自分は料金認可申請をしたくない、いままでの料金でがんばっていくという者があるにかかわらず、業者団体があえてそういう方々を無理に申請させるということになれば、これは独禁法第八条の「構成事業者の機能又は活動を不当に制限すること」といふ条文に該当するおそれが出てくる、こういうふうに申

し上げたわけにあります。

○近江委員 いまのお話からいきますと、要するに、そうした調査等の問題においても、運輸省一本に何か押しつけているような感じがするわけで、これは当然独禁法に抵触するわけですから、こういう点において公取委員会としてはもっと積極的に活動しなければいけません、これは思うのです。違反の事実があれば——これは完全な違反なんですから、第八条に違反するわけです。ですから、それについて公取委員会としてどのように調査活動をしているか、それを私はお聞きしておるわけなんです。

○北島政府委員　ただいま御説明申しましたように、運輸省が一地域一料金制というのを厳守している間は、行政指導によってほかの料金を認めない、こう言っている間は、自分は上げたくないという業者があつても、それを申請さしても、これは八条の「構成事業者の機能又は活動を不当に制限する」ということで問擬するのは、あるいは私は無理かと考えております。ただし今後運輸省がこれを改めて、一地域一料金に固執しないで個々の業者に対して認可していくのだということになりますと、これは個々でみずから自分の発意でやればいいわけです。それにもかかわらず、今後運輸省がそういった行政指導を改めたにもかかわらず、そういうものにおいて無理に値上げ申請したくない者を誘つて値上げ申請させれば、これは八条の「構成事業者の機能又は活動を不当に制限すること」に該当するおそれがある、こう思うわけ

でありまして、いままでのところはやはり一地域一料金という行政指導がありますので、これはやはり私は無理かと考えております。

○近江委員 その問題について運輸省と話をされたのですか。要するに運輸省はそうようにおっしゃっておる。私のほうの見解では、そういうこと違反しているようなことが推定される。こういう点のかね合いを運輸省と話をされたのですか。

○北島政府委員 運輸省の事務当局とは話し合っておりませんが、先般の物価安定推進会議で運輸

大臣が明らかに言明されましたので、それを私信じておるわけであります。今後は一地域一料金制ではなく、個々の認可でいくと、こうおっしゃいましたので、そうなれば、今後においては、値上げを好まない者を無理に業者団体が値上げ申請させるといふことになれば、八条の問題になってくる、こう考えておるわけであります。

○近江委員　そういう發言を現実に行っているわけですから、今後その点を明確に向こうと話し合いをされて、その結果公取委員会としてはそれに対して強力に動くのですか。

○北島政府委員　かしこまりました。今後もしそういうようなことがございますれば、これは八条違反の疑いによって私どもは活動しなければならぬ、こう考えております。この点については運輸省の事務当局とよく話し合いたいと思っております。

○近江委員　それから自動車局長にお伺いします
が、大阪では冷房料金をめぐって市民が非常にみ
な迷惑しているわけです。この点についても何
回もいろいろな点で答弁なされておりますけれど
も、要するになぜこの値上げを認可なさったの
か、その点について明快にひとつ御答弁願いた
いと思います。

○蜂須賀説明員 大阪の冷房料金につきまして、先般の五月末に申請が出まして、大阪の陸運局から陸運局長権限でございますけれども、連絡がございまして、問題が重要な問題でございまして、経済企画庁とも協議いたしましたので、二十七日の閣僚協議会に報告いたしましたので、その結果了承を得まして、回答いたしました。それで陸運局が認可したわけでございます。

陸運局の認可の理由につきましては、ことに大阪につきましましては、交通渋滞が非常に激しいわけでございます。夜間等は非常に工事をしておりますけれども、昼間におきましてもその関係がございます。非常に交通混雑しております。また全国的に見ましても、大阪は交通事故が多いわけでございます。それで大阪につきまして、事故防

止の面から見ましても、また旅客の安全、快適な輸送という面から見ましても、また運転者の労働環境をよくするという点から見ましても、冷房があつたほうがよろしいという結論になつたわけでございます。

なお、大阪の業界におきましては、先般の昭和三十八年七月に現在の料金が認可になつたわけでございますが、当時は冷房はありませんでしたので、もちろん冷房は原価に入っておりません。しかも業界の実情は、その後の大阪の交通混雑のために収入の増加は見込めない、しかも人件費その他の経費につきましては、特に人件費におきましては、当時から三〇%の上昇をしております。そのために経営の苦しい業者が出てまいりまして、この地区の事業者の約半数が赤字になつておりますが、そういうような理由から、現在の状況におきまして冷房設備をいたしましてサービスをよくするには、経営面で苦しいために、したがって特別料金をいたしたいというようない理由で申請が出たわけでございます。この理由につきましては、運輸局として妥当と認めたわけでございますが、したがって認可したわけでございます。

○近江委員 いろいろ話したわけですが、けれども、労働環境をよくするとか、あるいは安全、快適な運転とか、あるいは交通事故の問題とか、いろいろありまして、私も大阪の車に乗りました。運転手さんに何人か当たりました。特に冷房は運転手さんの左側についているのですよ。左半身が麻痺するようだ、このままでいいたら、私は万年神経痛になってしまうかも知れない、からだの調子が全然おかしいという。これでは認可の条件のあなたがおっしゃったのと全然反対ですよ。この間も私は夜中の二時に乗った。そして寒かったから私も冷房をつけてもらおうなんて思つていまして、けれども冷房をつけてくれよと言つたら、どう言つたか。お客さん、こんな寒い日にこんなしたらかぜ引きますよ。君、冷房料金をとつていいじゃないか。いや、それを言われただけなんです、わたしらはほんとうにこれは

矛盾を感じているのです、つらいです、私たちのからだの調子も悪いので、深夜のお客さまには実際冷房なんかかけません——快適な運転なんて言っているけれども、深夜に冷房かけて何が快適ですか。冷蔵車の中に入れて走っているみたいなものです。そうでしょう。交通事故が多いなんて言つていまして、東京だって多いじゃないですか。兵庫だって愛知だって、大阪にまるとも劣らない混雑ぶりですよ。また、人件費の問題等をいまでも触れられましたが、三割六分分配当で、それに三周年記念で一割プラスして四割六分分配当している会社もある。人件費なんて言つていまして、該当しないじゃないですか。それを一律に上げていくというのはおかしいじゃないですか。これについてどうなんですか。

○蜂須賀説明員 最初の問題でございますが、冷房をつけるということは、車内を適温に保つというところでございまして、年じゅう冷房をつけるというのじゃございません。もちろん、適温を保つためには、暑いときには冷房が必要でございますが、エンジンその他、車がいたる費用、そういうものを換算いたしまして、したわけでございますが、その取りつけにつきましては、冷房をするしないにかかわらず要るわけでございますので、そういう意味で全体にしたわけでございます。車内を適温に保つという意味でございます。

それから、ただいまお話がございましたように、現在大阪にはタクシー業者が法人で百七十七業者ございますが、その中には、確かにいまおっしゃるようないい会社もあるわけでございますが、中小企業が多いわけでございます。半数以上は会社は苦しいわけでございます。そういう意味で、現在、タクシー事業につきましては、お客のほうで流しタクシーを選択することもむずかしいわけでございますので、その地区において同一料金になっておりますが、そういう点から考えまして、全体から見てもつたわけでございます。

○近江委員 それから、この七日に、閣議後の記者会見で運輸大臣は、世論の強い反対があり、タクシー運転手と乗客の間で混乱が続発するようであるならば、認可を取り消すことも考える、このように語つて、結局大阪運輸局長を招いて実態を調査する、このように言つておられるのですが、その後調査したのですか。

○蜂須賀説明員 大臣は、たしか金曜日と思つたのですが、七日に、実はさつそく大阪運輸局長を呼ばれて、事情を聴取されております。その後大臣は、大阪運輸局長に對しまして、現在非常にトラブルが多いから、トラブルを解消するように業界を強く指導するように指示されております。大阪運輸局長は、その後すぐ帰りまして、その日の夜、業界を招きまして、業界代表者にその旨を伝えたわけでございます。その後、業界として、最近、トラブル防止のためにいろいろ策を尽くすという方法をとつております。なおさらに推移を見守りまして、推移によりましてさらに運輸局長は手を打つことになっております。

○近江委員 それから、大阪の業者がいろいろな理由をあげておられますけれども、世間でいわれるほどトラブルがないとか、申請は正当で、いまさら取り下げるなど討論する必要を認めないとか、すでに冷房車は営業を始めており、設備費に十八億円の巨費を投じている等々をあげて、反対の意を表明してきましてね。そうすると、業者のそうした声だけを聞いて、このまま料金を認めてしまふ気ですか。それに対して、利用するのは一般大衆ですよ。タクシーはいまや特権階級のものじゃない、大衆の足ですよ。その大衆の声を聞いて、さらに業者の声を聞いて、その上で判断していくべきだ。ところが、何か一方的な感じがするのですよ。この点については、いまだどういふように一般大衆の声を聞いているのですか。

○蜂須賀説明員 これに對しましては、もちろん一般の方々も局へ来られて、いろいろと話を伺つておりますし、新聞あるいは放送等のマスコミ関係につきましては、十分注意してきています

けでございます。したがって、業界のお話を聞きましてけれども、さらに、そのままでなくて、今後の推移を見守りまして、それによつて運輸局長は対処していくということでございます。

○近江委員 それから、大阪南区行政監察局が調査に乗り出したわけですよ。五名をもつて編成して本格的に調査に乗り出した。なぜそういうふうになつたのか。そのきっかけは世論である。警察へ非常に多くトラブルが持ち込まれる。私の聞いている範囲でも、九十件ある。そんな警察まで持ち込むトラブルというのは大きいものです。だから、その何十倍、何百倍というような摩擦があるということは間違いない。トラブルが最近少なくなつてきたなんて言つていますけれども、こういう声をもとにして行政監察局が動いている。要するに運輸局は業者サイドから今回の認可に踏み切つた。なるほど、あなたの認可の条件は業者サイドです。要するに、消費者サイド、この調査を進めたい、このように監察局は言つておられるわけです。非常に前向きでよろしいと私は思います。これについて運輸局は今後どうしますか。

○蜂須賀説明員 行政監察局からも事情は昨日聴取されておりますが、おそらくこの調査が終われば行監のほうから意見が参ると思つたわけでも、運輸局としまして、当然その意見を尊重しますし、また来なくても、現在運輸局としては警察等におきましますところの話を聞いておりますし、このトラブル防止につきましては最大限の努力をしまして、なおかつトラブル等がなくなるという場合にはいろいろ善処したいと考えておるわけでございます。

○近江委員 もうひとつはつきりしませんね。道路運送法の第三十三条の第一項に「運輸大臣は、自動車運送事業者の事業について公共の福祉を阻害している事実があると認めるときは、自動車運送事業者に対し、左に掲げる事項を命ずることが出来る。」「事業計画を変更すること。」「運賃、料金又は運送約款を変更すること。」「自動車その他の輸送施設を改善すること。」等、ずつと

項目が並んでいるわけですよ。取り消すこともできるのですよ。いま大阪の市民はどれほどのことで迷惑しているかわからない。大衆の福祉をこれは阻害していますよ。この条文に対して、あなたどう思いますか。

○蜂須賀説明員 これに對しましては、当然現地の実情の判断でございますので、現地の陸運局長が実情を、いま推移を見ておるわけでありまして、判断によってきまると思っております。

○近江委員 どうもあなたの答弁は通り一べんの答弁ですね。それじゃ大阪の陸運局に全部責任をあなたは押しつけるのですか。運輸省として、あくまでもこれだけの国家的な問題になっていきます、大阪だけの問題と違いますよ。なぜかなら、このままでいって、メーターを取りかえるだけでもばく大な金がかかっておる。一応九月十五日まで。しかし、みながこのまゝいって、あと料金はそのままだに二割アップするのではないかと、そのようにも、いろいろな点を考えてきているわけですよ。これだけの問題を、ただ陸運局長が判断してそれでやります、そんな消極的なことではないのですか。

○蜂須賀説明員 これは失礼しました。陸運局長と言いましたけれども、当然これは陸運局長が事情を中央に報告に参りまして、中央で当然聞きまして、それによりまして双方でやるわけでございます。

○近江委員 六月二十七日の閣僚協議会で決定した、一地区統一料金の廃止の線に沿って処理するとなると、いままで出されている申請というのは、閣僚協議会の決定前の運輸省の指導方針に従って出された申請なんです。かつその中には、先ほど公取委員長がお答えになりましたが、独禁法違反の疑いもかなり含まれていることが推察されるわけです。とすると、この際新しい方針、すなわち個々の業者の申請に基づいて認可すべきである、いままで受理した申請は一応全部返却して、新たに個々の業者から申請を出し直すのが筋だと私は思う。したがって大阪の冷房料金も閣僚

協議会の決定に反しておる、独禁法の疑いもある。どう考えたってそうなるわけです。これについて、あなたはどう思われますか。

○蜂須賀説明員 これは冷房をつける自動車だけでございます。全部ではございません。冷房をつける自動車につきましては全自動車でございます。現在の申請は委任状で申請してきておりますけれども、審査につきましては、現在の法律にございまして、能率的な経営のもとにおきま

○近江委員 どうもあなたの答弁は抽象的ですね。運輸省は閣僚協議会の決定事項に基づいた新しい運用方針を通過したか、これ一点を聞きま

○蜂須賀説明員 二十七日の閣僚協議会の決定に對しまして、近日中に地方に落とすつもりで準備の申請につきましては、この場合には、すでにしておりますことであるし、時間的にも夏の問題でございまして、そのまゝ行なわれたわけでございます。

○近江委員 大臣ももう退場なさるそうでありまして、他の委員に迷惑もかかりますから、これで終わりたいと思いますが、要するに、あなたの答弁では私は全然納得できない。よろしいですか。きょうお帰りになったら、直ちに運輸大臣にこのことをよく報告なさって、そうして、ひとつどう運輸省として根本的にこれだけの大きな問題に對処していくか、その点について正式な回答を私にください。よろしゅうございますか。それだけ要望して、以上質問を終わります。

○島村委員長 次に内閣提出、小規模企業共済法

の一部を改正する法律案、及び同じく中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案を議題として審議を進めます。

○佐野(進)委員 私は、小規模企業共済法の一部を改正する法律案と、中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案について、一括ひとつ質問をしたいと思ひます。

この両法案を通じていろいろ検討をしてみました。この二つの法案を提出してあるのは、中小企業を取り巻く諸情勢に對処する、こういうことで二つの法案をそれぞれ出してあるわけですが、大臣に冒頭お伺いしたいことは、四十二年度において、この二つの法案を通じて、特に団体のほうについて感ぜられることは、協業組合をつくるという形の中で新しい情勢に對処するといふ名のもとに、いままでの通産省における中小企業對策についてどのような変化を見込んでおられるのか。いわゆる對策の根本的なあり方について、どのような変化をこの中から見出すとしておられるのか。この点について、非常に抽象的ですが、ひとつ、あと具体的に入りますので、基本的な姿勢について大臣の答弁をお願いしたいと思います。

○菅野國務大臣 中小企業の共同行動とかいうようなことにつきましては、いろいろの団体もいままでつくっておったのでありますが、最近の経済情勢からして考え出されたのがこの協業組合の問題であります。それはたびたびいままで申し上げておりますとおり、生産設備の装置の拡大というところ、それから労力の不足というような問題、資本力の不足というような問題、これらを解決するために業者が協業組合をつくってやること、これがこれらの困難な問題を突破する道ではないかというように考えて、この協業組合という案を今度考えてこれを実施したい、こう考えておる次第であります。

○佐野(進)委員 たびたびそういうことは聞いておるのです。私のお聞きしたいことは、現下の情勢、中小企業を取り巻く諸情勢の中で、協業組合をつくつたり、振興事業団をつくつたり、いろいろなことをやろうとしておりますね。そのやろうとしておる施策の根本的なあり方が、いままで過去においてやってきた施策と変わりがあつたのか、いわゆる基本的な姿勢について差があるのかないのかというところをお伺いしたいのです。

○菅野國務大臣 過去においての中小企業對策は、資金の融通とか税制とかいうことを主としておつたと思ふのであります。しかしそれだけでは、中小企業の問題の解決はできないということ、ことに最近における経済情勢の変化からして、どうしても協業組合といふものを設ける必要があるんじゃないかということ、こういうことを考えてきたのであります。

○佐野(進)委員 だから、そこで中小企業對策の考え方、基本については変わりがあつたのかないのか。いままで政府が講じてきた中小企業の施策といふ大綱について、四十二年度以降に行なおうとする施策は、特にこれらの団体法をはじめ一連の法律改正をしようとする根拠にあるものが変わりがあつたのかないのかということについてお聞きしたいのです。

○菅野國務大臣 いままでとってきたいろいろな中小企業對策は、これはもちろんそれとして値打ちがあり、価値があるものであります。それはそれでやります。しかしその上に今度新しくこの協業組合といふことを考えてきたのであつて、とにかく新しい情勢に對じて一つの新しい措置である、こう考えておる次第であります。

○佐野(進)委員 私ももちろんいままでの施策が価値のない施策だと考えておるのじゃないのです。ただ団体の組織に関する法律をはじめいろいろの法律が今度提案されているのは、大臣がわれわれに説明した基本政策をはじめ一連の方針の中で構造改善を進めるのだ、それから後進国のいわ

ゆる追撃を受けたり先進国のいろいろな技術改善があつたりして、日本の経済は非常に大きな変革期にきておる、したがってその中における中小企業対策というのは非常に重大なものがあるということをお繰り返して言つておられるわけです。その一連の方策として今度の法律が出ておるわけでしょう。その法律を出した意図が、これは価値があるとかないとかいうことじゃなくて、政府の施策が、中小企業対策というもののに対する取り組みが、いままでの中小企業対策とこれからことし以降新しい情勢に対応して、中小企業を取り巻く諸情勢に対処するため出たものだから、その中で基本的な姿勢に私は差があるように感ずるのだけれども、これはあとで具体的に質問しますが、大臣は中小企業対策について根本的にどう考えているのかというのを聞きたいと思つてゐるのです。もしあれなら長官でいいです。

○影山政府委員 中小企業基本法におきまして、中小企業の近代化あるいは中小企業構造の高度化ということを目指しておるような次第でございまして、施策の基本的な考え方については、基本的には変化はないと申し上げていいわけではございますが、中小企業をめぐる環境のきびしさに対処いたしますために、さらにこの中小企業構造の高度化あるいは構造改善を進めていかなければいけないということで、その取り組み方についての一つの政策手段といたしまして協業組合という一つの進歩した形の協業化の体系を御提案申し上げておるような次第でございまして。

○佐野(進)委員 大臣も明確に答弁しない、長官もその点については非常にぼかした答弁をしておるのですがね。私も文章上における表現をずっといろいろ研究してみたのだけれども、読んでみると、あなたの言うような形にとられるように書かれておるのですが、しかしほんとうの考え方の筋は、現下の経済情勢に対応するためにはいままでの中小企業のあり方ではだめなんだ、したがって新しい経済情勢に対応する施策を、この際、抜本とまでは言わないけれども、勇気を持って取り組

まなければならぬんだ、こういう考え方が根底にあるのじゃないですか。これは大臣どうですか。

○菅野国務大臣 それはもちろんそうです。新しい行き方で、中小企業の根本的な施策に対する一歩前進だ、こう考えておる次第であります。

○佐野(進)委員 そういうような考え方でくると、おそらくさうだと思つてよ。ということとは、何も本を対象にして言うわけじゃないけれども、「中小企業」という本の中で組織課長という名で吉岡さんが書いておる文章を見ると、現下の諸情勢に対応するための中小企業対策というものは、いわゆる弱い者は切つて捨ててもやむを得ない、健全なる、いわゆる有力、優良なる企業を育てる形の中で日本の中小企業対策を進めていかざる限り中小企業対策の根本的な立て直しはないのだ、その基本的な考え方から一連の法律が生み出される、こういう構想が難感という形で出ておるわけですね。したがって、いま経済界の一部機関で報道されておるように、政府の施策はこの際いままでの中小企業全体に対する対策、いわゆる温情的な対策でなくして、優良企業を残す、健全な企業育成の方策に百八十度転換したのだ、そういうような形の中でこれら諸問題の取り組みを行なつておるのだ、こういうようにいわれておることとこれとは対応するということ、私としてはもうなずける面と同時に危険性を感じますが、それらの点について長官の見解を聞いておきたいのです。

○影山政府委員 組織課長の作文につきまして、私まだ読んでおりませんが、弱者を切り捨てるで優良企業だけを育成していくというような考えは、私も毛頭持っておりません。むしろ小規模零細企業者を商工会、商工会議所等の経営指導員等にも、金の借り方、帳簿のつけ方から指導をさせまして、そういう小規模零細の人たちの底上げをやります、経済的な経営が成り立っていくように、あるいはその他の助成の制度も行なつておるわけでございます。たとえばこの協業組合

の制度につきましても、むしろそういう小規模零細の人たちが経済環境のきびしさに対処する一つの方法といたしましてこれを持ち出しておるような次第でございます。先般関東ブロックにおきます商工会の連合会の総会がございましたのに私どものところの指導部長も出席いたしましたわけでございますが、そのときもやはり小規模零細の人たちも、小規模零細層対策として協業制度を推進しなければいけないというような意見も強く出ておつたような次第でございます。私もまたいたしましては、むしろこの協業組合制度は小規模零細層対策の一環であるというぐらゐに考えておるような次第でございます。

○佐野(進)委員 いまの長官の語になると、協業組合というものは法律を改正しようとする意図というものがむしろごまかしの感じをとつて、非常に抽象的にぼやけてくる。この難感に書かれておる考え方のほうが私には非常に率直な見解のように感ずるのです。特に、まあ何もあげ足をとるような質問ではないけれども、長官がこれを読んでもないということとは非常に全くとつて、何もさうさう追及する意味で質問しているんじゃないから言わないけれども、ちよつとやはりおかしいんじゃないか、こう思います。そうすると、大臣にお聞きしておきたいことは、政府の中小企業対策は、いわゆる一般に流布されておるように、あるいはまたこの難感に書かれておるように、百八十度転換して、優良企業並びに健全企業を残す、そして弱小企業はこの際つぶれることもやむを得ない、そしてそのつぶれた場合は社会保障的な意味でこれの救済をするんだ、こういうような考えではない。これはあとの団体法だけでなく小規模のほうに關係するわけで、その中で出てくる文章と読み合わせると、私は全くこの難感のいわれておることが非常に正直で、すなおで、しかもいまの日本の中小企業の現状を政府という立場から見ると、何かに非常にそのものずばりにいつておるような感じがしておつたわけです。しかしそれがいいと言ふんじゃないですよ。いいと言ふ

んじゃないが、そういう感じがしておつたのです。が、さうでないということになると、大臣がいままで言われておるうちに、既存の政策をこのまま踏襲していくんだ、こういうふうに理解していいかどうか、はつきりひとつとつて、あとの具体的な質問に入る前に聞いておきたいと思つてゐます。

○菅野国務大臣 弱いものを切り捨てるという意味だつたら、中小企業の対策など何も要らぬことだと私は思うのです。弱いから、これを何とかして強くしたいという意味でこの協業組合というのを考えておるので、いままでの個々の独立の企業ではとてもやっていけないから、これを何とかしてひとつとつていけるようにしたいということでは協業組合という案を考えたのでありまして、でありますからして、個々の企業でも優良なものであるから、それはそれでやってもらつたらけっこうです。やつていけない弱い業者を何とかして強くしたいという意味でこの案を考えた次第でありますからして、その点はひとつ誤解のないようにお願いをしたいと思います。

○佐野(進)委員 そうなりますと、中小企業者全般に対していわれるあたにかみのある近代化を促進するために施策を講ずるんだ、こういうぐあひに考えられるわけですが、そうすると、協業化をはかる前に当面必然的に問題になつてくるのは、いわゆる過当競争ないしは零細企業に対する対策、すなわち小さな資本と、一人でも二人でもそれをやりたいと思う人があれば企業を興すことができる、こういうような状況がいまあるわけですね。したがって、こういうような企業が統出することによつて過当競争が起る形——協業組合をつくるという形の中で整備する反面さういうような小規模が統生する事態に対して、政府はどのように取り組まんとするの、この点をひとつ聞いておきたいと思つてゐます。

○影山政府委員 先生御指摘のように、中小企業はいま持つておりますところの特性といたしまして過小性、過多性があるわけでございます。私ど

もいたしましては、この過小性、過多性の中におけるところの中小企業をどういうふうにして近代化し、合理化していくかということが、実際申しまして私どもの悩みの種でございます。そこで、過当競争を避けながら近代化、合理化をやっていくという一つの方策をいたしまして、共同化あるいは組織化、さらにその進んだ形として今回協業組合を御提案申し上げるような次第でございますが、ただ、この協業化の方向、共同化の方向にもまだ乗り得ないような人たちに對しましては、これはまた別途の小規模零細企業対策をいたしまして、先ほど申し上げましたように、この基本的な帳簿のつけ方あるいは金の借り方、税金の納め方というようなところから小規模零細層の人たちを指導をいたしまして、そういう私ども用意いたしておりますところの、たとえば協業組合の制度あるいはボランティアチェーンの制度というようなものに沿って考えていただくというような努力をしていきたいと思います。でございますが、ただ、その個別企業のままにおきましても、ある程度の、国民金融公庫でありますとか、あるいは設備近代化の補助金であるとかというふうなものも用意いたしております。この小規模零細層の人たちが近代化をはかっているというものを、いろいろな金融措置あるいは助成の措置も用意いたしておるというようなことをいたしておるわけでございまして、そういう方向で小規模事業者全体につきまして近代化をしてもらいたいというのが私どもの念願であるわけでございます。

○佐野(進)委員　ですから、その小規模業者、小規模よりむしろ零細業者というのは、意欲と適度の資本さえあれば、いつでも事業を始めることができるわけでしょう。したがって、そのいつでも事業を始めるということが景気の変動の中で行なわれてくると、それが景気の変動の中でまたやりきれなくなる場合があるわけでしょう。したがってそこを過当競争の原因が発生するわけでしょう。こういうことに対して政府は施策を講じない

限り、既存の一部中小企業者、特に協業組合の問題については、あとで内容について質問しますが、幾多の問題点を持つておる。そういうものを一部つくったとしても、万全な対策とは言えないのではないですか。そうしたいと思うだけでは、どうにもならないと思うんですね。この小規模企業共済法の一部改正案の中でも、非常にこれは加入者が少ないという問題がある。しかし問題があるということが、小規模企業者、特に零細業者は数が多いといながら、ここまで頭を使っているという、使うことができないというほど忙しい仕事の業者が多いと思うわけです。その加盟しておる中でも、この説明にあるように、一人ないし二人以下の企業者が相当多いというのです。だから協業組合をつくり、企業の健全な発展をさせ、そして中小企業者の経済の成長に對する前進をはかるというならば、協業組合をつくり得ないという対象になる人たちが、あるいはみずから求めてこれからそういう対象になろうという人たちが對して、政府の施策がなければならぬわけでしょう。それらについてどういうふうな考えておられるか。

○影山政府委員　小規模企業、零細企業の人たちの端々までそういう私どもが用意いたしておるところの施策に乗っていただくというためには、指導と同時にPR、啓蒙が必要であるかと思うわけでございまして。私どもの中小企業庁をいたしまして、施策普及室という課を一つつくりまして、施策の啓蒙、普及宣伝をやっておるわけでございまして、今度協業組合あるいは振興事業団の対象にいたしましたわけでございまして、振興事業団自体につきましても、中小企業に對する啓蒙のための一つの組織をつくりまして、啓蒙普及を行なうというふうなことで中小企業者の皆さん方に、協業組合の制度あるいは小規模共済の制度というふうなものにつきましてもよく理解をしてもらいまして、こういう制度に乗ってもらおうという事はやっつけていきたいと思います。小規模企業共済事業団におきましても、PRの仕事というのは非常に

大きなウェイトを占めておるわけでございまして、從來あまりまだ効果が所期のごとくあがっておりませんけれども、一生懸命理事長以下PRをいたしておりますので、その効果が今後あらわれてくるのではないかとこのことを私ども期待をいたしておる次第でございます。

○佐野(進)委員　どうも質問のしかたが悪いのかどうか、びんとした答弁を得られないのですが、私の言わんとするところは、そういう努力は多とすのですが、結局協業組合をつくらうとするねらいは、既存の企業を健全に発展させていくこと、新しい企業を進展させていくこと、この二つより、既存の企業をどのようにして維持し発展させていくかということにあると思う。既存の企業の発展をばばむのは金融、財政、税制その他いろいろあると思うのです。いろいろあると思うのですが、一番問題になるのは、いわゆる過当競争をそのまま許すということ、許すというか、政治的に政策的にそうならざるを得ないような形が現存しておるわけですね。したがって過当競争をどうやって防ぐかということと協業組合をつくらうとすることとどういう関係があるのか。全然関係がなくて、過当競争は野放しでということになるとすれば、協業組合をつくらう人たちはそれぞれ恩恵を受けられるからいいけれども、協業組合をつくり得ることのできなかつた人たちは脱落し、整理され、必然的にはここにあらうように社会保障を設けろ、こういうことの対象にならざるを得ないと思えます。これらについて、この組織をつくるからには何らかの考えがあつてしかるべきじゃないか、こう思うので、その点を大臣ひとつ……。

○菅野國務大臣　佐野委員のお尋ねは、新しく中小企業を始めようという人が続出するじゃないか、一方で協業組合を設けても新しい人が出てくれば、それでおのずから過当競争があるじゃないかというお尋ねじゃないかと思うのです。そこで新しい人は、これはもうその人が自分で独立してやろうという人でありまして、おそらく本人

は自信を持って営業してもやっつけていけるという考えで始められるのじゃないかと思うのです。しかし実際始められたら、おそらく過当競争や何かでとまやっつけていけぬというようにまたお考えになるのじゃないか。そのときには協業組合に入ってもらおうというところで、救う道があるのじゃないかと思うのであつて、初め協業組合があるとかなんとかいうことを御存じない人で、たとえば退職金をもらつた、何かする仕事はないかというふうなことで中小の商業でも始めてみようかというふうな人は、これは出てくると思います。そういう人たちに對してこつちがああせい、こうせいと、御相談があれば御指導するけれども、かつてに営業を始めた場合には、これはもうこつちとして御指導するチャンスがないのですから、したがってその人は何も世の中は知らぬのに、ただ退職金をもらつたから何かこれで商売したいということでお始めになると思うのであります。からして、そういう人たちに對して初めからこういう商売を始めたいかぬということ、ちよつといまの日本の制度ではできないと思うのです。でありますからして、そういう人たちが自分らの企業意欲、また自分らの将来の方針でお始めになる場合には、これはやむを得ないと思ひますが、お話のとおり、勢いそこで過当競争というものが起つてくるという危険はあります。そういう場合には、御本人がそれなりにやってみたらどうもうまくいかぬという場合には、協業組合にお入りになつてやられたらどうですかというふうな指導をして、入つてもらおうというふうに指導するのが親切じゃないか、こう私は考えております。

○佐野(進)委員　大臣の考えはまことにけっこうなんです、現実にはなかなかそうなり得ない条件が多々あらうと思ひます。これから協業組合をつくらうとする場合においても、はたして協業組合の対象になり得るかどうかが非常に問題があるうと思ひます。したがって、それはしばらくおくいたしまして、考え方はわかりました。考え方はわ

かりましたが、そういう形で、現行の制度の中で過当競争やむなしという認定に大臣がお立ちになる、いわゆる自由競争の時代ですからそれはやむを得ないという形になるとしても、政治的に中小企業者のそれら新規事業開業者に対する、経済の動向というような、単なる抽象的な表現でなく、具体的にそれぞれの都道府県を通ずるなりあるいは業界を通ずるなり、こういうような形の中において過当競争を防ぐ具体的な措置を講じない限り、これは何も新しい企業をやつてはいけないというのではなくして、そういう措置を講ぜざる限り、この協業組合は単なる協業組合という形の中になり、幾ら否定しても優良企業温存のための組織になる、こういうように私は感ぜざるを得ないので、すが、それらの施策を講ずる意思があるかどうか、ひとつ聞いておきたいと思ひます。

○影山政府委員 新規参入の制限につきましては、憲法上の問題等もございまして、なかなかむずかしいのでございすけれども、現在、先生御承知のように、中小企業団法に基づきまして商工組合を設置いたしまして、その商工組合は同業団体といたしまして、お互いの間で生産制限でございまして、かつ設備制限というふうなものを調整行為で行なうことになっておりまして、そういう点によりまして過当競争を防止する措置も、一応中小企業団法等によりましてできておるわけでありまして、なおさらそれ以上に、やはり業界におきまして、この過当競争を今後とも防止をしていきたいと思います。お互いに協調を合つて販売をやつていくという方向も、これからの中小企業の分野におきまして必要であると思ひわけございまして、今後ともこれは団体あるいは県を通じまして、そういう点についての指導、啓蒙というものは引き続きやっていきたいと思います。

○佐野(進)委員 だから引き続きやる、商工組合というものについては、またこれは議論が出てくるけれども、そうやっておると長くなるから私はやめたいと思ひますが、指導をするという、中途

はんばといつては語弊がありますが、その程度の消極性であつてはならないと思ひます。協業組合をつくるということが、現下の経済情勢に対応するために最もいいということをお大臣がいつも言つておられるのですね。だから、そうであると思ひば、これをつくらなければならなくなつた理由、同時につくつたことによつて起こるころの被害、犠牲、あるいはこれによつて、できた上にもつと発展していくという展望、こういうものをもう少し肉づけを厚くして、ただ組織をつくつた、他の組織ではだめなんだ、こういうだけではいけません。そういう中における最も大きな問題点は、この過当競争という表現の中にいろいろな面が含まれてくる、こういう点を私は心配するがゆゑに、繰り返し申し上げておるわけですが、

〔委員長退席、鴨田委員長代理着席〕

そうなりますと、必然的に現在の中小企業対策はいままでと変わりがなく、しかしいままでと変わりがなく上に、新しい情勢に対応してこの組織をつくつたんだ、こういうことになつてくる、いまの情勢の中で、これはたびたび言われておるのですが、特にこの難感をたびたび出して悪いのだけれども、非常に参考になるので、この難感に關連して中小企業の今後の対策として聞いておきたいのですが、これは中小企業省設置を叫ぶ人よりも社会保障省をつくつたほうがいいと叫ぶ人が少ないというところは非常にふしぎだ、残念だといふに書いてあるのですが、いわゆる中小企業省というものと社会保障省という、これは中小企業省が脱落した場合これを救うということと書かれてあると思ひます。この省を設置し、中小企業全体をもつと専心に取り組むということは何回も社会党のほうから出ておるようですが、これらの点について大臣はいまの見解はどうか、お聞きしておきたいのです。

○菅野国務大臣 その論文を全部読まぬと私もわからぬのだが、社会保障省をつくつたほうがいいというのですか。

○佐野(進)委員 そうです。あなたも読んでいないのですか。

○菅野国務大臣 これは社会保障というのはいま厚生省がやつておることですから、厚生省のほうで社会保障のことをやっておりますが、通産省としては、あくまで中小商工業を生かすという立場で施策をやつておるわけでありまして、それはだめだから厚生省にまかせたいというような考えは全然持っておりませんから、さう御承知願ひたいと思ひます。

○佐野(進)委員 それでは中小企業省をつくるということについてはどうですか。

○菅野国務大臣 私もかつて自民党の中小企業の議員連盟の代表委員をしておりまして、中小企業省をつくつたらどうかということをお考えしたこともあつたのですが、また、かつては通産行政といふものは貿易省と中小企業省に分けたらどうかという考え方を持っておつたのでありますが、さて通産省に入つてみると、われわれがいままで省外におつて簡単に考へておつたように、そう簡単にいかぬ。非常に複雑な政府全体の行政といふものをひととすべからばならぬといふ大まかな問題だと思ひ再編成しなければならぬといふ大まかな問題だと思ひ、私の力では、中小企業省をつくるという能力がないことをここでばはつきりお答えいたしておきます。

○佐野(進)委員 通産大臣にこういうことを聞くのはちよつと無理かも知れませんが、しかし中小企業問題については、先ほど来の見解が通産省の基本的な形であるとするならば、いわゆる中小企業者全体を——特に日本の現状から見ると、中小企業者の占める位置と役割りといふものが非常に大きいわけですから、特に過当競争下にあえぐ零細なる企業者が非常に多いわけですから、こういう人たちに真にわたつたかみのある、協業化あるいは近代化の組織の中に入り切れない人たちに對しては、どうしても中小企業省という特別の省をつくつて取り組まない限り、幾ら説明して、幾らこうです、ああ

ですといつても、どうしてもあたたかみのある一貫した施策はとられないというふうには私は勉強してみても感じないわけですから、したがって、大臣、私の力では、こういうことではなくて、努力する意思くらいはひとつこつて言つてもならぬと思ひ、ちよつと中小企業対策が寂しいのではないかと思ひますが、どうですか。

〔鴨田委員長代理退席、委員長着席〕

○菅野国務大臣 問題はやはり人の問題です。何は中小企業省をつくつても、人を得なければ、同じことです。でありますからして、今度の中小企業振興事業団理事長を私いま物色しております。中小企業で苦勞して、ほんとに中小企業に對する同情を持っておる人、そういう人を選任者がないかと思つておるわけですが、月給だけもらえないといふような人は今度の理事長には選任したくない、こう思つておるから、実はなかなか適任者がいないので苦勞しておるわけですが、皆さん方のほうで適任者があつたら御推薦してもらいたいといふことをお願いしておるわけでありまして、そういう意味で、ほんとに同情を持つて中小企業の振興に當たる人、こういう人でなければだめです。月給だけもらつて、それで仕事をしつたらいいといふような人は——問題は人です。省をつくるより、まず人を見出すということが先決だ、この私は考へておる次第であります。

○佐野(進)委員 大臣の気持ちにはわかるのですが、人だ人だと言つと、いまの長官はじりりばな人がたくさんおるのに、そういう人に対して気の毒な感じにもなるのです。しかし、少なくともこれから特に重要性を増してくる、大臣がいつも言つておるとおり、中小企業対策について、ほんとうに一省をつくつて、新しい省をつくつて取り組むのだ、人だけではないのだ。人はもちろん柱になりますけれども、そういう点について、大臣のほうでもつと前向きな答弁をしてもらつて、それで次に進みたいと思ひます。

○菅野国務大臣 前向きな答弁とおっしゃるけれども、総理大臣が中小企業省をつくる意思はないと

いうことをはつきり本会議で答弁しておりますから、したがって、いまの政府としては中小企業省をつくる考えは全然ないということをお伝えしておきます。

○佐野(進)委員 それ以上言っても時間をとるだけですから、大臣の気持ちはわかっておりますから、その気持の上で、総理大臣がそう言ったからといって諦めないで努力して、中小企業者のために積極的に取り組んでいただきたいと要望いたします。

そこで、あと法案の内容について若干御質問してみたいと思うわけです。協業組合をつくるということについては、答申案その他いろいろ出ておるわけですが、それを読んでみると、企業組合もだめだ、会社もだめだ、中小企業対策をするために、いまの既存のあらゆる組織がだめなわけで、協業組合以外にないのだ、こういうような表現にされる。そうしなければ提案する理由がなくなるからそうしたのでしようが、そういうぐあいにとれるわけですか。

そこで私は参考のために聞いておきたいのですが、日本特有の制度になるのか、諸外国におけるこれらの制度と類似したもので中小企業の運営に対処していくところがあるのか、その点、一点だけ簡単に聞いておきたいと思えます。

○影山政府委員 これは日本独自の中小企業者の企業感情に合った特有の制度であります。

○佐野(進)委員 私もいろいろ勉強したところだったので、念のために聞いておいたのです。そうすると、われわれはこの運用、この発足に対して慎重な配慮をしていかなければならない。私は現下の経済諸情勢の中で協業組合を持つということが悪いとは思えない。非常にいいことだと思ふ。いいことだと思ふことは、先ほど言ったことを前提にして、それをやろうとする場合にはいいことだと思ふので、心の中では賛成しておるのですが、賛成するかどうか、ここで言っちゃって、まだ覚のほうでできたものでないと言われると困るので、そこまで言いませんけれども、私は心

の中ではそう思っておるのです。

そこで聞いておきたいと思うのですが、この協業組合をつくるということになると、先ほど来心配しておるように、対象がばくぜんとして抽象的なんです。それをどう見ても、これこれの企業とか、その他近頃法に指定された業種であるとか、あるいは改善法に指定された業種であるとか、あるいはいろいろな業種が対象として出てこないわけですね。それから業種の幅としても、小は一人二人の、さっきの大臣の答弁ではないが、零細企業から大企業に至るまでこれに加盟できるというのです。考え方は非常にいいとしても、運営を一步誤れば非常に危険なものがその中に出てくるのじゃないかと思うのですが、対象事業についてとか、あるいは幅、これは上のほうはわかりましたから、下のほうについてちょっとお聞きしておきたいと思えます。

○影山政府委員 対象事業につきましては、やはり中小企業、これは製造業であれあるいは運輸業であれ、あるいは小売り業であれ、あるいはクリーニング業、サービス業であれ、あらゆる業種の人たちが、自分たちの気の合った人たちが一緒にやって仕事をやるうではないかという考え方に基づいておられますので、業種に關しての制限は、私もはするつもりはございません。また現在協業組合の設立の研究を一生懸命してもらっておる業界、あるいは協同組合形態のもので協業に近いことをやっておる業界、これはあらゆる業種にわたってあるわけでございます。これは対象業種については制限をいたすつもりはございません。それから幅でございますが、下のほうの幅も、先ほど御説明申し上げましたように、中小企業の中でもむしろ小規模零細企業対策として私も考えておりますので、下のほうの制限はございませんが、ただ設立要件といたしまして協同組合と同じように四人以上が集まるということになっておりますので、四人以上が集まっておられる人が中小企業者でありますならば、全部これはやれるというようにしております。上のほうは、大企業もは

いれるということにしてあるわけでございますけれども、むしろいろいろな事例を見ておきますと、うまくいっているところは中小企業者——零細企業、小規模の人が集まっておるのですが、指導者はみな中小企業者の中の人たちであるいはもう少し上のほうの人たちが集まっておる場合には、中小企業者を卒業した人たちが中核になってやっておる例がございまして、むしろそういう人たちの頭を置いて、大企業というような表現も出ておるわけでございます。大企業を積極的に参加させるという意味でこの法案をつくっておるわけではございません。

○佐野(進)委員 つくったわけでないことはよくわかるのですが、先ほど言っておるとおり、運用の面でたいへん危険性を持つということを中心配して質問しておるわけです。たとえば零細企業といえは、企業である限りにおいては、御主人と奥さんと子供とやっても企業になる。そういう企業者が四人以上集まれば、協業組合ができるということになると、この法律でいう協業組合の対象たる方法としてきわめて問題点があるのではないかと、そういうような小さな企業が四人程度集まって、協業組合をつくる、片や何億という資本金を持つ企業で、たとえば同じような業種で協業組合がつくられたと仮定した場合、これは同じ協業組合という名称で呼ばれながら、私がなぜそういうことを心配するかというと、いまの協同組合なり商工組合なり企業組合なりと全然違った新しい団体としてできるわけですが、したがって、運用の発足点からいって、それに対して取り組み役所としても困るのではないかと。またつくるほうも、そういうものの中でのやり方ではないか、かえって迷惑を感じる場合があるのではないかと、そういう心配があるので、お聞きするわけです。その点について、もう少し具体的に答弁願いたいと思えます。

○影山政府委員 この協業組合を設立いたします場合には、一応主務大臣が認可をいたすことになっております。権限は下におろしますけれども、この認可をいたします際に、生産性の向上に設立が寄与するものというふうに書いてあるわけでございまして、それではこの協業組合の設立が生産性の向上に寄与するかどうかということの判断は、県あたりあるいは中央会あたりが診断、指導をいたしまして、その結果、生産性の向上に寄与するという方向にコンサルタントが指導をいたすわけでありまして、そういう点の指導体制も整えながらやっていくということになるわけでございます。また、近代化促進法の指定業種あたりにつきましては、一応適正規模というようなものも定められるわけでございますが、こういうものはよく調べてみますと、案外中小企業の分野に適正規模があるものが多いわけでございます。そういう点から、やはり小規模の零細層の人たちもある程度集まりまして、近代化設備を入れて、それが一つのロットとして、合理的に動く。それによって生産性が向上するということに方向に診断、指導等を通じながら、あるいは認可の過程で指導しながら、これをもつていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○佐野(進)委員 この小規模企業共済法の一部を改正する法律案の説明の中の二ページのところに「今回の改正は、小規模企業者がこのようなきびしい環境のもとで安んじて近代化、協業化等をはかるための努力がますますよう」本制度を発足していくということが書いてある。先ほど聞いていたように、零細企業、いわゆるほんとうに小さな企業がその近代化あるいは協業化をはかる。しかし、実際上なかなかできないですよ。そういうことばの表現はあり得ても、できないような企業が幾つもある、小規模といえども、三人から四人というような形からするならば、あるいは中小企業の中でも五十人、百人という形からするならば、三人や四人の人たちが集まって協業組合をつくろうといっても、どうにもならない。必然的に協業組合をつくったほうは税制、金融その他の面で優遇がある。受けないものはますますそこに格

差ができる。したがって、格差ができたものは必然的につぶれていかざるを得ない、整理統合をしなければいけない。協業組合に入ることではなく、廃業しなければならぬ。その廃業するためには必要なんだ。これはこじつけではない。ずっと読んでくると、この文章の内容と法案の内容、それからこの協業組合とまた一緒に出した小規模企業共済法の関連の中で、それをすなおに見た場合に、そういうものが印象づけられる、非常に危険な考え方です。協業組合をつくるのは、一部特定の人たちであって、あとの人たちは必然的に自然淘汰されるを得ない。制度としてはできる——私は実質上できないと思うけれども、制度としてできるという長官の答弁ですから、そのとおり認めますが、事実上できない場合には小規模企業共済法で救済しますということでは、中小企業対策に対して、またさっきの本を出すようにだけれども、本の精神からいうならば、基本の取り組み方からするならば、ちょっと心配があるわけです。

したがって、ほんとうに零細企業者に対して協業組合化による犠牲のしわ寄せがいかないよう、私は一方において過当競争を排除するための手段を講じなさいという。これは必ずしも整理をしろというわけではないけれども、既存の十年、十五年もやっている人たちがこの制度のために犠牲になるようなことであつたとするならば、これは非常に気の毒だと思ふ。したがって、大臣は、もうすぐあちらへ行かなければならないということになつておるそうだから、大臣はこの法案の発足に対して、小規模、特に零細企業者に対する犠牲を生じないようにどのような決意を持っておるか、この際、ひとつ二法案に関連して聞いておきたいと思うのです。

○菅野国務大臣 事業によつては協業組合に入らない事業もあろうと思うのです。そういうような事業は、零細企業としてその存続をはかるためにいろいろ救済制度を設けておるわけでありましてけれども、同時に、あくまで協業組合に入つたほう

がその事業主に対して将来いいという場合には、これはできるだけ勧誘する。しかし、お話しのとおり、これはそう簡単にはなかなかやれぬと思うのです。日本人は独立性の強い国民でありますから、これは非常に困難だと思ひます。しかし、これはできるだけ協業組合に入つたほうが得だということでも指導しなければいかぬと思うのです。時間がかかりますけれども、たとえば明治初年に会社をつくる場合、会社という知識はだれも持っていない。外国人は会社をつくつて大資本でくる、日本人は個人個人で小資本でやるから、いつも損をしてゐる。そこでやむを得ずあのかたは脅迫して、会社をつくらなかつたら、お前たちはみな北海道へ移住さすぞという言ひを言つたり、会社に参加した者には名字帯刀を許してやるとかいつて、おどしたりすかしたりしてすめたが、いまごろはそんな当時は違ひますから、よくお話し申し上げれば、御理解していただけると思ひます。しかし、これはそう簡単にみな参加するといふわけにはいかぬと思ひますから、よほど努力が要ると思ひます。そういう意味において、指導ということを含度やましく言つておるのであつて、協業組合におはいるにやつてやられたほうが得ですということをよく話をして、協業組合の内容をよく説明して、零細企業の方も喜んで入つてもらつて、零細企業の存続と、人々が喜んでやつていけるようにしたいという考え方をしておるのであります。零細企業を切り捨てるとか、見捨てるとか、そんな考えは全然持つておりません。あらゆる方策を通じてやりたいと考えております。

なお、しかし、協業組合という新しい日本独自の案を考へておるのでありますが、先ほど佐野委員のほうから過当競争というお話がありました。が、この過当競争ということとは、日本独特のものだと私は考へておるのです。外国では過当競争といふことがないといふことは、国土の割合に人口が少ないといふこと、日本は国土の割合に人口が多いといふこと、それからもう一つは、日本には

いわゆる資源がないといふこと、そういう点から日本では過当競争という現象が起つておるのであります。過当競争があればこそ、日本といふものが発展してきたと私は考へる。過当競争には利益もあるし弊害もあると考へておりますから、一がいに過当競争が全部いかぬという断定は下せないと思ふのであります。しかし過当競争のために困るような場合には、これは何とかして救う道を考へていきたい、こう存じておる次第でございます。

○佐野(進)委員 いまの大臣の御答弁でたいへんよく理解できました。

最後に、大臣一言だけ言つてもいいのでありますが、いまのことではいいのですけれども、この両法案は、二つの法案を通じて弱小業者を整理するいわゆる零細企業切り捨ての法案ではないんだ、こういうことをひとつはつきり言つていただいて、あとは長官にひとつ……。

○菅野国務大臣 それはいま申しましたとおり、決して切り捨てると言うたのではないので、弱い人を助けるという根本方針でやつておりますから、さよう御了承願ひたいと思ひます。

○佐野(進)委員 あと若干長官に質問して終わります。

そうすると、一番問題になるのは、下のほうはわかつたわけです。それから上のほうなんです。が、この法案でいいますと、いわゆる大企業が五〇%以下の持ち分において協業組合に参加する道を開いた、こういうことになつてゐるわけですね。そうすると、五〇%以下だから議決権には関係ないといふことですが、私は、中小企業者がここに参加して、その持ち分に應じて差をつけた議決権を行使するといふことは、この法案の設立の精神でもありますから、否定するものではないのですけれども、大企業に道を開くといふことが、同じ部門とはいひながら、大企業は総合的に経営をしておる。そうしてその中へ入つた場合、お互いに競争してはいけない、こういう制約を加えておつたとしても、入るといふことによつてみずか

らの企業を守ろうとする意欲が大企業にあるならば、あらゆる手段と方法でその協業組合を圧迫するような方法にみずからの持ち分の中においてする。それがマイナスにしても、たとえば他の部門でプラスが出るならばいいという考えで、協業組合をむしろマイナス化するような企業がないとは断言できないと思ふのですが、そういう点についての配慮はどうなつておりますか聞いておきたいと思ひます。

○影山政府委員 大企業も、これは一応参加できることになつておりますけれども、この大企業も協業組合に加入いたします場合には事業を廃止しなければならぬ。大企業でも、自分の事業をやめて、中小企業者と一緒になつて、大同団結をして仕事をやろうという人たちがこれに入つてまいります。

それと、また議決権の問題におきましても、出資口数につきましては五〇%以下半分以下でなければならぬ、一人一票主義の議決を越えてはいけぬといふふうな制約もございまして、いろいろな点で大企業の参加についても制限をいたしておるわけでありまして。数についても制限をいたしております。そういう点で大企業によつてこの協業組合が支配されるということのないように、私どもは法案の構成上もそういうことをいたしておるわけでございます。根本といたしましては、大企業も事業を廃止してこれに参加するといふこととでございます。

○佐野(進)委員 じゃ聞きますが、たとえばお菓子屋の業者が協業組合をつくらうとするわけですが。そうしたら、その大企業が、たとえばビスケットとかキャラメルとか、そういうものの一部を廃止して参加するといふことは可能でしょう。ビスケットならビスケットの部門だけで入るといふことは可能でしょう。だから大企業はそのほかの幾つかの業種があるから、それを残しておいていいわけでしょう。あるいは参加するためには全部の企業を廃止するといふことになるのか、それを簡単にいいですからひとつ聞かしてください。

○影山政府委員 先生御指摘の例は一部協業の例だと思えますから、そういう場合はビスケットだけで参加できると思えます。

○佐野(進)委員 私は、もうだいぶ時間がたつてきましたから、実はもっとこまかく聞きたいと思つて資料を用意してきたのですが、やめますが、お菓子屋にしても何にしても、いわゆる中小企業は非常に多いわけですから、それが協業組合をつくるということでのその活路を見出すとして、そこに大企業の参加を、ただ法案の精神のようには無制限にいんだということだけでは、将来私は非常に危険性が出てくる。たとえば外資の自由化についてもそうだと思うのです。最初五〇%以下だとしても、現実の問題として、入ってきた資本がいろいろな手段と方法でその会社の企業運営を直接自己の掌中におさめようとすることは、いま一番心配されておることでしょう。いわんや、それよりもっと具体的な、国内における中小企業の業界を支配しようとする企業があるとするならば、その方法は幾らでもできるわけでしょう、この法案の内容だけでは。これらの発足についてどう取り組むかということくらいは、はっきりしておいてもらいたい。

○影山政府委員 基本的には、協業組合設立の趣旨がそういう趣旨ではございませんので、事業認可の際にそういう点のないように私どもは指導していきたいと思うわけでございます。チェックしていきたいと思うわけでございます。それと同時に、制度的にも大企業は総組合員数の四分の一以下であること、あるいは総出資口数は全体の二分の一未満であること、あるいは議決権についても各組合員に平等に配分される割合が二分の一以上であるというふうに、一部の大企業あるいは少数者の支配にゆだねられないように制度的にも保障をいたしておるような次第でございます。

見てもあなたがいま言われるようなことによつて完全にそれが守られますよという保証にはならないです。だからしたがって、特に具体的に菓子屋さんのごとき、一番中小企業でありかつ大企業がともにそれをやっている。これからいろいろな面において、中小企業が主体でありながら大企業が中小企業の分野にどんどん経済情勢の進展に伴つて進出してくる可能性があるわけですね。それについては中小企業者の持つ事業分野というものと大企業の持つ事業分野というものが、厳格でなくともそれぞれの範囲の中でまぎれておれば、そういう問題は別になります。心配なく企業の運営ができると思うのでありますが、そうではなくて、事業分野が不明確であつて、資本の多寡だけで大企業と中小企業という形に区分されて、その区分された中に発展性のある中小企業に対して、いや発展性がなくとも、協業組合をつくることによつて何とかその企業の前進していくことが望める企業に対して、大企業がその部門の支配をすることが自己の企業にとって有利だと判断した場合、幾らでもこの法案の不備な点について取り組まれるとすると、せっかく形をつくつて新しい制度としていいことをしてやろうと思ひながら、結局マイナス点が多く出て、われわれが法律をつくつた精神にそぐわないような、そういう形になる可能性がますますから、そういう点についていまいしく、ひとつ短かい表現でいいから、そういうことをしないでいいということをちょっと言つてもらいたいんですがね。

○影山政府委員 法案全体の趣旨からいきまして、大企業の支配にゆだねるようなことはこの協業組合制度の全体の趣旨に違反するわけでございますので、認可の際にその点をチェックいたします。また万が一協業組合に大企業が加わりまして支配力をたたくましくするような場合におきまして、不当な状態が出てまいりました場合には、業務改善命令の手段もござりますので、そういう業務改善命令を発令いたしまして中小企業者の立場も守つていきたいと考えております。

○佐野(進)委員 もう一つそれに関連して聞いておきたいと思うのですが、この協業組合ができること、あらゆる業種が対象になるという話でした。しかし現実の問題として、なかなかそう一べんに、あらゆる業種を対象にしてやるということになつても、それは税制上においても組織指導の面においても、実際上できないと思うのです。いま政府の考へておる直接的な対象事業というのは、これが一番必要だと思われるような業種として幾つぐらいありますか。

○影山政府委員 現在のところ、熱心に私どものほうへ相談に来ておる業種を申し上げますと、パン、めん類、みそ、しょうゆ、それからあんこをつくる、製あん、とうふ、乳酸飲料、かまぼこというように、食料品で消費生活に非常に関係のある業種が多いわけでありまして、それから製材、家具、砂利採石、プロパン販売、たびのこはせ、さらにクリーニング、港荷役というような業界も、私どものほうに相談に参つております。それからもう一つは、小売り商の人たちが、協業化してスーパーマーケットあるいは寄り合い百貨店を経営していくというような場合も、従来共同出資の形がなかつたわけでありまして、これは協業組合の形でやるというようになっております。

○佐野(進)委員 そうすると、これから繊維の問題で質問がされるようにもすでに準備しておられるようですが、繊維業法の今度の構造改善ですか、これと同じですね。結局協業組合の一種の変つたような形だと思ふのです。あとの問題です。それからあまり言いませんが、そうすると、繊維の中にも入らない、いまの対象の中にも入らないたとえばメリヤスというような業種や、その他それに関連する構造改善の最も必要な、特別法案を出すような業種ですね。いまの食品やその他クリーニングまで入つて、メリヤスとかそういうところが対象になつていないというのはどういうわけですか。

○影山政府委員 こういう業種につきましても、たとえばメリヤスは、また繊維の構造改善事業の対象になつておりませんが、織布等におきましても、産地の商工組合あたりで構造改善計画をつくりまして、その構造改善計画の中に、協業組合をつくる必要だというふうな計画が出てまいりますならば、それを対象にいたしたいと思ひます。

それからメリヤス等につきまして、こういうものは近代化促進法の指定業種にもなつておるわけでありまして、これは今後とも協同化を、近代化促進法におきましても業種につきましては進めていかなければならないと思ひますので、そういう点から、私どものほうにいたしましては、近代化計画の業種別の分科会あるいは部会を通じてましてそういう点を指導していきたくと思つておるわけでございます。

○佐野(進)委員 だから対象は、抽象的に配慮だ、善処だとはいひながら、事実上の問題としては、当面近代化なりあるいは現経済に対応する中小企業の構造改善に資する業種を重点的に取り上げていく、取り上げるというか指導する、こういうことになつてくるのですか。

○影山政府委員 近代化促進法の指定業種あるいは繊維の構造改善の対象となつておるような業種あるいは団体の法の対象となつておるような業種につきましては、やはり私どものほうも、そういう制度がござりますので、その制度を通じて指導をいたしていきたい。しかしながら、その中に入つておるだけの業種でございせん小売り商の關係あたりもあるわけでございます。あるいは業界のほうで自分たちで自主的にそういうものをつくつていききたいという希望のあるところ、こういうところも私どもは重点的に対象にいたしていきたいわけでございます。重点業種については、どの業種が重点であるというように私どものほうはただいまのところは考へておりません。

○佐野(進)委員 私は、いま協業組合をつくらうとする動きが非常に活発だ、したがつてそれに対応するために云々と、こういう説明をたびたび聞いているわけなんです。そうすると、メリヤス業

たような点もここでカバーをする第一歩を踏み出したというように考えたわけでございます。

○佐野進委員　私の聞かんとし、言わんとするところは、小規模共済制度というものを今度新しいのをつくり、前のと二つつくる、いろいろ議論はありますけれども、大筋としていいことだと思うのです。したがって、この制度そのものを発展させていくために、この法律が通ればもっと努力することもたいへんけっこうだと思う。ただ、小規模の中でも特に零細の人たちが各種保険の恩典を受けられない、こういうことでは、だからこれだということにはならないのですよ。零細というのは、全く一人か二人の人で、自分のうちで仕事をやっておるのでしょうか。それが一人を使っておるからということでいま言われたような各種保険その他の優遇が受けられない、こういうことではならぬと私は思う。したがって、こういうことについて、中小企業庁あたりは、もっと積極的

受けられるように努力すべきではないですか、それだけを聞いて私の質問を終わりたいと思います。

○影山政府委員　先生御指摘の点、もつともな点でございまして、私どもも今後そういう方向で、個人事業主もひとつそういう社会保険制度の恩典に浴し得るように、われわれがつくっております制度に加えてひとつ充実をはかつてまいりたいと思います。

○佐野進委員　質問はまだありますけれども、時間がたっておりますので、これで終わりたいと思います。

○島村委員長　午後一時三十分より再開することとし、この際休憩いたします。

午後零時五十五分休憩

午後一時四十九分開議
○島村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
内閣提出、特定繊維工業構造改善臨時措置法案

○島村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○島村委員長 午後一時三十分より再開することとし、この際休憩いたします。
午後零時五十五分休憩

及び同じく商品取引所法の一部を改正する法律案を議題として、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。古川喜一君。

○古川(喜)委員 私は、繊維産業が国際競争力をつけるために、あるいは国内の情勢の変化に対処するためにこの法案が提出されてきたことは理解できるのですが、大体日本の財界において大の部に属する九大紡から家内労働をもつてする機屋さんまでもひっくるめて、この法案だけではたして国際競争力を強化したり、あるいは近代化したりすることが可能なかどうかということに對して大い不安がありますし、多少の疑点もありますので、御質問申し上げたいと思うのであります。

最初に大臣にお願いしたいと思つていたのですが、大臣がまだ出てきておりませんから、次官でも局長でもけっこうですが、大体繊維産業の構造改善と近代化政策の推進が必要であるという論理を、繊維独占資本の国際競争力を強めるという論理にすりかえて、その結果、基本的な解決策も、経営規模の拡大によるコストの低下、独占化、寡占化による市場の安定に中心が置かれて、そのため過剰生産力の排除というものは、零細企業のスクラップ化によって排除していく、近代化は大資本のビルドの推進によって行なっていくというふうな傾向が見受けられるように感ぜられるのであるが、そのことに對してはどのように考えておられるか、それを御質問申し上げたいと思つておられます。

○乙竹政府委員 お答えを申し上げます。今回の繊維の構造改善政策は、紡績と織布、綿紡績、綿スフ紡績とそれから綿スフ織布及び組合織織布と三つのものを対象にしてさしあたり考えておるわけでございますが、この中心をなしますのは、一言で申し上げますならば、国際競争力の強化ということばで説明できると思うのでございます。日本の紡績も織布もほとんどが中小企業者でございますし、織布はもちろんほとんど全部が中小企

業でございますけれども、紡績におきましては、世に上いわれます九大紡のような大きなものもございますが、これは全体の生産力の四割を占めるにすぎません、それ以外は中堅企業ないしは非常に多数の綿紡績業三百五十社といわれておりますが、その中の二百数十社は中小企業でございます。この中小企業がどのような地位に置かれておるか申しますと、たゞいま特異な事情で若干相場がよく、一息ついておりますけれども、その構造改革政策を審議された当初の不況時代におきましては、いわゆる新法不況といわれることが出ておりますけれども、非常に塗炭の苦しみ落ちておりました。業界が崩壊の危機に瀕しておりましたのでございます。それはこの業種の持つております宿命の過当競争が表面的に出てきておるわけでございますけれども、中身は構造的な弱さ、すなわち企業が非常に多数あつて、しかも規模が小さくて、過当競争の結果、収益力がなかつたために設備の近代化が非常に困難である、こういうふうなことでございまして、従来日本の繊維産業は、輸出産業の中の大宗として世界に雄飛したのでございまして、韓国でございましてとか台湾、インド、パキスタン等々の後進国の追い上げの結果、競争力は口々に衰えてきておつた、こういうのが背景でございまして、一面、国内の労働事情は、はなはだ繊維産業に非でございまして、かつての繊維産業は若年の豊富な女子労働力を中心に構成されておつたのでございまして、中小の紡績業におきましては、賃金の上昇のみならず、所要の労働力を獲得できなくなつたというふうな事態に入つておつたわけでございます。一言で申し上げますならば、この構造改善政策を立案いたします当時、放置しておきますならば、織布業はもうろんのことでございましてけれども、紡績業、その大宗をなす中小企業をもつて構成される紡績業も崩壊しかかつておつた、こういう事態に立ち至つたのでございます。その結果、今回の対策でねらつておりますのは、何とかしてこの衰えがなかった業種に国際競争力を回復させなければならぬというところに中心を置きまして、当然これは設備の近代化、いわゆる労働集約産業から資本集約産業への脱皮でございまして、設備を近代化したしまして、そして十分国際競争力もあるような産業に立て直すというものが、今回の構想の骨子でございまして、零細紡績業が犠牲をこうするということに見られる点があるかという点は、これは全くそうではないのでございまして、過剰設備を処理いたすことによりまして紡績業の収益力を高める、収益力を高めることによりまして、当然そうなりますと金融もついてまいりますし、資本の自己蓄積もできますので、この金融及び資本の自己蓄積、特に政府の強力なる援助によりまして中小企業を非常に多数かかえる紡績業の設備の近代化をまず進めたいというのがねらいでございまして、一括処理は、これは手段でございまして目的ではございませんので、ねらいは、いかにして労働集約産業から資本集約産業に脱皮をするか、それをねらつたのが今度の構造改革の骨子でございまして。

○古川(喜)委員 局長はいま非常に詳しく繊維工業の置かれておる今日の状況からいろいろ御説明があらたでございまして、それであればまことにけっこうでございますが、これからそのことに對して条を追うて質問をしていきたいと思つておられます。

いま内外情勢の変化に對処するためのいろいろの目的等も述べられたのでありますが、言われておりますように、国際競争力についての判断とこれを強化するという可能性について、はたしていまの構造改善でどの程度の競争力をつけ、それを強化していくことができるのかということ、第一に書いてあることとありますが、御質問申し上げますかと思つておられます。

○乙竹政府委員 紡績業と織布業につきまして申し上げます。まず、たゞいま国際競争力ということとを申し上げましたので、当然諸外国、特にわれ

われが現に直面いたしておりますのは発展途上国の国際競争力でございますけれども、われわれが調べたところによりまして、紡績の例をとつてみますと、現在日本は、先ほど申し上げましたように、ほとんど大部分が五万鍾以下の企業でございます。五万鍾と申し上げますのは、われわれの試算では量産番手におきましては五万鍾というのが経済規模として絶対に必要であるというふうな考えでございまして、この五万鍾以下の企業が大部分でございまして、しかもわが国の繊維産業、紡績業は女子労働を中心としたために、主として二部操業でございまして、ところがこれに對しまして、発展途上国、たとえばインドのごとき、あるいはパキスタンのごとき、インドにおきましては五万鍾以上が紡績の規模というふうになつておりますし、またほとんど過半数がスリー・シフト、三交代制になつております。パキスタンにおきましても同様でございまして、このような低賃金、御承知のように日本に比べますと非常に低賃金でございまして、低賃金に加えまするに経済規模を持ち、かつ三交代でやつておる。これに對してはまづねばならぬわけでございます。したがって、私たちがこれからのねらいは、紡績業につきましては急速なる近代化を行なう。現在千二百五十万鍾、鍾数がございまして、けれども、この中で、できるならば三百万鍾程度の鍾数を減らしまして、残りのものを全部近代化をいたします。関連施設も入れますと、二千億程度経費と申しますか投資を要するかと思つてございまして、近現代化をいたします。この生産性の向上の一つの指標を申し上げますと、現在一こうりつくりするに六人弱の人がかつておるわけでございまして、これを三人を割る数字まで持つてまいりたい、二人台の数字に持つてまいりたい、これが一つのメルクマールでございます。それから規模におきましては、先ほど申し上げましたように、量産番手につきましては五万鍾程度にいたしたい。量産番手と申しますのは、御高承のとおり綿糸の中では二十番手、三十

は、何とかしてこの衰えがなかった業種に国際競争力を回復させなければならぬというところに中心を置きまして、当然これは設備の近代化、いわゆる労働集約産業から資本集約産業への脱皮でございまして、設備を近代化したしまして、そして十分国際競争力もあるような産業に立て直すというものが、今回の構想の骨子でございまして、零細紡績業が犠牲をこうするということに見られる点があるかという点は、これは全くそうではないのでございまして、過剰設備を処理いたすことによりまして紡績業の収益力を高める、収益力を高めることによりまして、当然そうなりますと金融もついてまいりますし、資本の自己蓄積もできますので、この金融及び資本の自己蓄積、特に政府の強力なる援助によりまして中小企業を非常に多数かかえる紡績業の設備の近代化をまず進めたいというのがねらいでございまして、一括処理は、これは手段でございまして目的ではございませんので、ねらいは、いかにして労働集約産業から資本集約産業に脱皮をするか、それをねらつたのが今度の構造改革の骨子でございまして。

番手、四十番手、これが一番多く使われるものでございまして、全体の生産量の中の七割強を占めるものでございまして、この量産番手におきましては理想としては、さしあたり一企業五万鍾まで持つてまいりたいということをねらっております。さらに三交代及びいわゆるラージパッケージとかオートワインダーとか、こういう近代化設備をすみやかに導入をいたしまして、三百万鍾弱のものは、この目標年次、すなわち四十六年度におきましては三交代まで持つてまいりたい、このように考えておる次第でございまして、

織布におきましては、現在これはもう紡績以上に非常に低収益に悩み、老朽化をしておるのでございますけれども、この現在の老朽化設備、耐用年数をオーバーしておる機械が現在三十万台にのぼるのでございまして、目標年次の終わりにおきましてはこれを半分にしたしたい、そうして単に老朽化設備をなくするだけではもちろんございせん。中心は設備の近代化でございまして、直接設備だけで千三百億程度の投資をいたしまして、そして現在の老朽化しておる織布産業を世界の一流の産業に持つてまいりたい、こういうふうな考えでおる次第でございまして、

○古川(善)委員 次に伺いますが、この法律において特定繊維工業とっておるのは、具体的には何をさしていつておるのか、質問したいと思ひます。

○乙竹政府委員 お答えを申し上げます。この法律におきまして特定繊維工業とは、この法案の第二条におきまして定義がございまして、紡績におきましては、「別表第一号に掲げる紡績糸を製造する事業」ということでございまして、いわゆる綿糸、スワ糸を中心にするものでございまして、現在新法において第一区分といわれているものと大体同様の範囲でございまして、

それから第二は織布業でございまして、第二条の後段にございまして、「同表第二号に掲げる織物を製造する事業」ということでございまして、それによりますと、綿織物、スワ織物、合成

繊維織物、人絹織物、絹織物ということで、その中で特定のものが除かれておりますが、大体いわゆる綿、スワ、合繊、絹、人絹織物を申し上げます。

○古川(善)委員 繊維工業が国際競争力やあるいは国内における情勢変化に対処するためには最も必要であると思われる染色整理業やあるいは織物業、縫製業、メリヤス業などを、どのように今後措置していける予定であるのか。むしろ染色業などはいまは非常に不況にあえいでいる業態であるが、このことは午前中の協業化、共同化の問題において、中小企業の問題にはなりませんが、繊維局としてはこのことに対してどのような見解を持つておられるのか、お伺いしておきます。

○乙竹政府委員 御指摘のように、繊維産業の中で染色整理業、メリヤス製造業は非常に重要な地位を占めております。紡績、これは従来員数で見ましても、紡績業、然糸業が構成比で約二割、織物業は二割八分を占めておるのに対して、染色整理業は約一割、それからメリヤス製造業は一割弱というふうな非常に高率を占めており、御指摘のとおり重要産業でございまして。特にこれらわが国の繊維産業は高級化してまいらなければならぬ。高品質のものになってまいらなければならぬ。これが発展途上国との競争に対処する重要なポイントであると思ひますが、その場合におきまして染色整理業の地位は非常に重要でございまして、御指摘のとおりでございまして、それからまたメリヤス業でございまして、これはわかれわかれ衣服、衣料にいたします場合に、織物にいたしますか、結局メリヤスにいたしますかというところでございまして、特に近時メリヤスの部分がふえてきており、非常に大事なもので、織物だけをやりましたのではこれは非常に片手落ちと申しますか、未完成の対策であるということ

は重々考えておる次第でございまして。ただ、今回の構造対策におきましては、まず業界の自発的な体制、責任体制、熱意と申しますか、これが十分なものをも取り上げるといふことにせざるを得ない、

い、国家の助成措置の効率的な運用からいたしましても、そういうやり方をせざるを得ないと思ひます。ございまして、そういう点とともに、染色整理業におきましては相当業界も熱意に燃えてきておるようでありまして、さらにまた重要なものとして、いかなる手を用いますならば構造改善対策としてきめ手になるであろうかという点でございまして。織物業につきましましては、この点についていわれる産地主義、組合主義というような集落をなしております生産形態をつかまえて一つの対策を今回打ち出したのでございまして、一体どういう対策がきくのか、最も有効な対策であろうか、この勉強をする必要があると思ひます。

○古川(善)委員 いま局長は業界の自発的な要請に基づいてという答弁をしておられるわけですが、わかれわかれのいろいろな調査では、必ずしも末端までこの業界の繊維の構造改善というものが徹底しておられない。したがって、自発的な要請ということもどの部分から出ているのかという点について疑問を持つわけですが、その点をもう少し明快にしたいと思ひます。

○乙竹政府委員 自発的な熱意というふうなことを私が申し上げたと思ひます。ございまして、けれども、業界が要請してくるから取り上げるとか取り上げないとかいう問題ではもちろんないと思ひます。ございまして。先生もおそらく、もうちょっと通産省としては業界に対して、政府はこういういいことをやるのだというのを啓蒙すべきではないかという点を御指摘であらうかと思ひます。であります。実は私たちがほんとうに痛感しておるの

でございまして。織物業はじつ他の繊維産業に對しては、通産省といつたしましては業種ごとに真剣に構造対策に突っ込んでまいりますそのまづモデルケースといつたしまして、織物業の二つを取り上げましたということをおし上げておる次第でございまして、この織物業におきましては、先ほども申し上げましたように、現在の日本の繊維産業が各国の繊維産業、特に発展途上国の繊維産業とさきあたる競争関係に立つておつて、一番最前線である。この綿スワ織物業と絹合織物業であるといふふうな考えます。し、また業界もそれをひしひしと身にしみて感じておると思ひます。こういうことが業界側のこり固まった熱意と申しますか、体制になつてきたのではないかと思ひます。ただ綿スワ織物業及び絹合織物業におきまして、その業界全部を今回の構造改善対策の対象にしようという立て方には今回の施策はなつておりませんので、綿スワ織物業の中で特に体制の固まった産地、それから絹合織物業の中におきまして体制の固まった産地、この産地が対象として取り上げられるといふふうな考えでおる次第でございまして。

○古川(善)委員 先ほど局長は、染色整理業やあるいはメリヤス業の構造改善を含めたいということでは未完成であるといふことを使つておられるわけですが、わかれわかれもそう考へておられるわけですが、特に午前中問題になりました共同化につきましても、メリヤス業なんかは入つておられない。こういう点から見ましても、すみやかにその対策といふものを講ずべきであると思ひます。往々にしてこういう場合、二千万円の調査費がついてこれから調査しますといふことでありますが、局長は勉強といふことを使つておられるわけですが、この勉強といふのはどういふことをさして言つておられるのですか。これらの繊維関係にも資本の整備とかあるいは加工の技術とか、近代化といふことを進めいくための勉強といふことなのか、この辺はつきりしていただきたいと思ひます。

○乙竹政府委員 ただいま勉強と申しましたのは、通産事務当局におきます勉強を申し上げたのでございまして、これはまず業界の実情を

つかまえる必要がある。もっともこの実情につきましては、この商業界とすでに近代化促進法の指定業種でございまして、一応の調査はできておるのでございませうけれども、いよいよ構造改善対策の対象業種としてほんとうに突っ込んだ対策をこれから考えてまいります場合は、もっとも立体的な勉強をわれわれにさねばならない。設備の現状だけではございせん。どのようにして原料を仕入れ、どのように製品をさばるかという、いわゆる原料なり製品なりの流通経路の勉強も必要でございませうし、海外の販路の勉強もせねばならない。さらにまた設備におきまして、いかなる設備を入れたら、また現在の設備をどの程度にしたならばこれが能率的な設備になるのか、またいかなる設備を入れるならばこれが海外との競争についていけるのかという目見当もつけなければならぬと思ひます。またそれに所要の資金につきましても、単に客観的な資金量をつかまえるだけでなく、業界がどの程度の負担力があるのか、また政府としてどの程度のお世話がでるのか、その見きわめもつけなければならぬというふうに思ひます。われわれといたしまして、まず役所側の勉強を一生懸命いたしまして、それとともに業界にも勉強をお願いをせねばならないと思ひます。先ほどもちよつと触れましたけれども、構造改善をいたします主体は、政府ではなくて業界でございまして、業界のほうの勉強もお願いをする、両々相ましまして、相当程度の勉強ができましたらおきましては、繊維工業の審議会がございまして、この審議会が審議をしていただくというふうな今後取り運んでまいりたいと思ひます。次で、現在の需給状況はどうなつておるのか。いまの糸の相場から見て、過剰精紡機というものがあつたのか、この点について御質問申し上げます。

○乙竹政府委員 お答え申し上げます。繊維品はいろいろなかつこうに変わります。綿が糸になり、布になり、縫製品になるというふうに変つて

てまいりますので、私たち需給状況、特に設備関係の過剰を見ます場合、糸ベースの、糸に換算いたしまして考えておるのでございませうけれども、私たちのそばんでは四十二年の糸需要は、これは糸は御高承のように、紡いだ糸と、それからフィラメントと申しておりますが、人絹とかナイロンのまっすの糸とか、こうあるわけでございますが、この糸需要全部で、四十二年度百七十万三千トンというふうな需要を置いております。この中で紡績の糸、先ほど申し上げましたように紡いだ糸でございませう、これが百三十万三千トン。それからこの紡績の糸の中には毛糸でございませうか、麻の糸とか、いろいろあるわけでございますが、今回の対象にしております綿、スフ、合繊糸、これが百五十万トンというふうな考へております。その中でさしあたり過剰設備の対象となりまう第一区分の糸、これが九十五万八千トンというふうな考へております。九十五万八千トンに對しまして、第一区分の糸を紡ぐに要します紡績機数は千九十三万——えらいこまかい数字でございませうが、千百万錠弱、千九十三万錠あればよろしいというふうな考へておる次第でございます。

○古川(憲)委員 ちょっと局長のお答えが丁寧過ぎてややピンとがはすれているという感もあるのですが、もっと端的にお答えをお願いしたいと思います。

では、昭和四十六年度で大体所期の目的を達するようになつておるわけですが、昭和四十六年度における生産の数量、あるいは生産の能力、あるいは特定精紡機の錠の数、その他構造改善事業の目標をどの程度に置いておられるのか、御質問申し上げます。

○乙竹政府委員 まず、ただいま御質問の四十六年度の糸の需要数字、それから必要な紡績機の錠数を申し上げます。四十六年度の糸の需要は百九十五万トン、そのうちに紡績糸は百四十一万八千トン、うち綿、スフ、合繊糸は百十八万八千トンで、第一区分の糸といたしましては百四十一万一千

トン、これに所要の紡績機数は、国内の紡績機数といたしましては千五百万錠というふうな考へます。次の御質問の、四十六年度にどういうふうな目標を掲げておられるのかという構造改革の目標でございませうけれども、ただいま申し上げましたような数字の糸、紡績の錠数に持つてまいって、この場合の能率は現在平均一コリ当たり五・四人でございませうが、これを二・九人に持つてまいりたい。それから労働力の点でございませうけれども、現在紡績の従事人員十四万人でございませうけれども、これが省力化されて、十万人程度でございませう。それから先ほどもちよつと申し上げましたけれども、企業の規模が五万錠程度以上になるべく持つてまいり、それから三交代は二百五十万錠に持つてまいり、それからさらに近代化を進めまして、自動連続方式を百万錠、またラージパッケージ方式を百五十万錠という近代化設備を導入したい。なお中小企業者が多数あるというところを先ほど申し上げましたが、極力グループングをはかりまして、企業規模の適正化をはかつてまいりたいというふうな四十六年度考へておる次第でございます。

○古川(憲)委員 なぜこういう質問をするかと申しますと、四十六国会において繊維工業設備等臨時措置法の成立の際には、この法をもつて繊維工業の合理化を促進し、繊維製品の正常な輸出の発展をはかり、もつて国民経済の健全な発展に寄与するということを、はつきり政府は宣言しておられるわけでありませう。にもかからず今日こういう状態を来しておるというのを考へて、将来のことについての質問をしたわけですが、この過剰設備の処理と並行して、いまほど申されました近代化されていく紡績の自動化あるいは連続化、設備の更新などによつて、また四十六年度の時点において再び設備の過剰というものを来さないのかということ、先ほど質問した本旨なんです。このことについてははつきり明確なお答えをしておいていただきたいと思ひます。

○乙竹政府委員 新法制定当時、過剰紡績を格納

したわけでございます。したがって、その格納数について適当であり、また格納をする前の前提条件の需給想定において適切でございませうならば、不況の影響がかりに相当ございませうけれども、今日のような過剰設備がなお存在するということにはならないはずでございませう。その辺は私は率直にこの席でおわびを申し上げるのでございませうけれども、実はこの前の新法のときの需給想定に非常に大きな誤算がございました。それは何かと申し上げますと、紡績の生産性でございませう。一鍾当たりの生産力がわれわれの推定をはるかにオーバーいたしました。この数年生産力が増大をいたしましたわけでございます。これは国民経済全部から考えますと、非常に合理化が進み、設備改善が進んでかつこうなことであつたのでございませうけれども、その辺の見通しがわれわれに十二分につかまへられなかつたということが、現在なお新法によつてスクラップ・アンド・ビルドをいたしながら、相当数の過剰処理をしかも一括してやるというふうな強硬手段をとらざるを得なくなつた原因でございませう。

それならば四十六年度の目標はどうか、その辺について適切ないかという御質問でございませうけれども、過去の経験にかんがみまして、今回は十二分に慎重に勉強をいたしまして、推算をいたしておるつもりでございませう。

○古川(憲)委員 次に関連労働者に対する配慮の問題でございませうが、過剰設備の廃棄及び労働集約的産業から資本集約的産業への移行によつて、四十二年における事業計画においてどの程度の失業者と配転業者が出るというところを見込んでおられるのか、御質問申し上げます。

○乙竹政府委員 私ども全体の数字を申し上げますように、現在十四万人が四十六年度には十万人弱——私たちの推算でございまして、こまかなことまでどうかと思ひますが、一応九万九千八百人という数字をはじいておりまして、四万二百人の省力化がはかれるというふうなわれわれは推算しておる次第でございませう。もっと

に廃業をするということでありました。転業の場合におきましては、比較的経営者にもまだ余力があるのでありますけれども、経営不振によります廃業の場合をどうするかということが心配になるわけでございます。この辺につきましても、実は今回の構造対策で特に中小業者の転廃業設備は事業協会で一鍾六千円で買いますというようなことをきめておりますのも、実は離職者と申しますか、従事労働者に対する対策がある程度、十分とは言えないまでも相当できるような点を考えたものであります。これは労働省とも十二分にこの辺は話し合いを進めておりまして、雇用促進事業団によります雇用促進の一般対策がございますがこれは繊維の場合、もしそういう事態が起こったら優先的に考えてもらおうということとか、それから職業転換給付金を活用することとか、または職業あつせん強化、この辺は労働事務当局とも十分連絡をとり、かつお願いをしておるわけでございます。

○古川(喜)委員 相当時間もたっていますから、飛ばしていきませんが、次に織布業の構造改善に触れてみたいと思うわけであります。

織布業の場合は、綿・スフで一万六千六百十六企業、織機台数は四十二万四千台、そのうち五十台以上は千三百八十五企業、五十台以下は一万五千二百三十一企業といわれているわけでありまして、また絹・人織では二万七千二百四十三企業、織機台数は二万四千七百台、そのうち五十台以上は五百九十企業、五十台以下は二万六千六百五十三企業ということで、多くの零細企業が乱立しているわけでありまして、これを、各産地の特性に応じた構造改善を推進させる、あるいは商工組合はみずからの発意で事業計画を策定しておるということを言われておりますが、これだけの零細企業が乱立しておって、その産地の組合だけではたしてこれが自発的にみずからの発意で適正規模の協業化というものができるのかどうか、その見通しをどのように考えておられるのか伺いたいののであります。

○乙竹政府委員 御指摘のとおりでございます。今回の織布の構造改革は、産地別に、しかも産地が自主的に計画をつくり、通産大臣が承認をする、役所が受けて立つというふうなところになっておるわけでございますが、御指摘のように産地はその点人的にもなかなかそろっておりません。通産省といたしましては、すでに何回にもわたりまして産地に対する指導を行ないまして、実は産地別の担当者まできめまして、そうしてこの計画作成に助力をしておるわけでございます。幸い、おそろく初年度の綿の二十数産地、絹紡織の四産地につきましては、相当スムーズに進んでいってこれるのではないかとこのように期待をしておる次第であります。

○古川(喜)委員 局長はいま、産地に対していろいろ指導もし、あるいは担当者をきめて取り組んでおるといふことを言われておりますが、そこにもわれわれの不安に思っておるところが出てくるわけなんです。というのは、零細な家内労働を主体とした機屋さんなんかは、いまだにこの構造改善事業というものはどういふふうになされていくのか、自分たちの将来はどうなるのかという不安を持っておるわけなんです。にもかかわらず、局長のほうでは、もうすでに産地と話し合いが進んでいて、あるいは担当者をきめて盛んにPRをやっておられるように聞こえますけれども、まだまだ徹底しておらないとなると、いわゆる零細企業というものは切り捨てられていくのじゃないかという不安が出てくるわけであります。たとえば、みずからの発意で適正規模になるようにいろいろ事業計画をつくるというところも、現実に家内労働を主体として、おれはこれでもやれるのだ、これでやっていきたいのだと考えておる人たちはどうなるのか。そういう人たちは将来一切めんどろを見ないということなのか。いわゆる産地組合に全部吸収されないものは一切めんどろ見ないというたてまえなのか。それはそれとしてやむを得ない、そういう零細企業はやむを得ないといふれば、そういう人たちのめんどろをどう

のように見ていこうとするのか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○乙竹政府委員 今回の織布の対策の特色は産地中心でございます。産地で同種のものをつくっておる機屋さんは産地の計画の中に組み入れられて、有機的に構成された産地がここにでき上がるというところが絶対に必要であるというふうに思ひます。零細であればあるほど、むしろ産地の組合を中心にして固まっていくなが必要であると思ひますし、また各業者の各組合の中央の連合会、すなわち綿・人織工連の組合の各リーダーの人たちも、とにかく趣旨の徹底をはかるという努力をいたしてあります。特に果も全力をあげて趣旨徹底をはかり、極力零細な方々を中に織り込んでいく、またそのことが零細な方々の生きる道であるというふうに、いま指導をやっておる次第でございます。

○古川(喜)委員 零細であればあるほど、組合をつくって今後の事業の発展を期していくのは当然である、必要であるといふことだけの説明であつたわけですが、現実にはなかなかそういうわけにもいかないと思ひます。あるいは局長の言うとおりのスムーズにうまくいくこともあるかもしれない。ただ、やはり家内労働を利用しながら細々とどこにか生活が確保できるとすれば、日本の国民はなかなか協業化というものは好まないし、あまり共同性になつておる国民性ではないから、ややもすると一國一城のあるじとしてやつていくとする者もあるかもしれない。局長の説明はそれで理解できますが、入らない場合の人はどうするのか。そういう者は今後一切めんどろを見ないといふことなのか、何が何でも入れという強制なのか、そこを簡単にいいですからお願いいたします。

○乙竹政府委員 簡単に申し上げまして、製品に二種あると思ひます。零細というのか、非常に小さい規模でもつて十二分にやつていけるもの、極端な例は京都の西陣織り、これあたりはむしろ小さいほうがかえつていいものができる、こういうふうな製品の質で小さくていい方々に対しては、近

代化資金制度を活用し極力御援助申し上げていく。しかし、いわゆる量産をしないといふものも、いかぬといふものがございます。ないしは輸出されているものは主としてそういうものでございまして、先ほど先生数字を御指摘になりましたが、インドにおきまして織機は三百台以上が八四％、それからパキスタンにおきましても三百台以上が五一％、台湾におきましても三百台以上が七二％というふうな集中してやつておるわけでございまして、したがって、量産のものにつきましては、どうしてもやはり規模を大きくしていかないと生きていけないといふことに相なるので、構造改善計画の中に入つていただいて、そして計画の中で生きていく、繁榮していくというふうに指導してまいりたいと思ひます。

○古川(喜)委員 次は課税の特例でお尋ねしたいのですが、近代化に伴う合併、解散あるいは買収などによつて生ずる譲渡所得とかあるいは清算所得、合併差益に対して、非課税の措置あるいは一定期間の法人税の減免などを講ずべきだと思ひますが、この法案には租税特別措置法で定めるところによるとしか書かれておらないわけですが、このことに対してどのような見解を持っておられるか、承りたい。

○乙竹政府委員 この法案によります特別の制度としては、いま先生御指摘のような場合はございせん。ただ、合併等規模の拡大の一般税制がございまして、この適用によつてやつてまいるといふふうに考えております。

○古川(喜)委員 わが党の織機に関する専門の各位がまた御質問になつておるから、私はごく簡単に打ち切りたいと思ひますが、資金の問題について少し伺いたいと思ひます。協会は信用基金の制度を設けて、この制度は貸し付けが主体なのか、あるいは債務保証が主体なのか、それを簡単に承りたいと思ひます。

○乙竹政府委員 結論を先に申し上げますと、債務保証が主体でございます。と申しますのは、産地の組合中心に構造改善をやつていくわけでござ

います。産地の組合も別に担保をもち持っているわけではない、融資能力もございませんので、近代化設備に対する三〇％の組合負担分とか、あるいは取引改善のための糸買い、布売り資金でございまして、こういう組合が調達しなければならぬ資金、これについても信用力を補強いたしますために、この基金を使いまして保証をしてまいりたいと思つております。

〔委員長退席、小川(平)委員長代理着席〕

○古川(喜)委員 これは中小企業金融問題でよく論議をされるところでありますが、信用保証協会等が債務保証をして中小企業者は金を借りる制度になつておりますけれども、直接金を出すのは銀行であるといふことで、取引のない業者とか、あるいは銀行から見ても不安と感ぜられるものには金を貸してくれないといふ非難が各地で起きてくるわけなんです。したがって、この協会でもこういう信用基金制度を設けて債務保証を主体にしても、はたして金融が円滑にいくのかどうか、金融の面からいろいろ不当な介入が行なわれてくる結果を生まぬのかということが心配になつてくるわけですが、その点はつきりしていただきたい。

○乙竹政府委員 御指摘のとおりで、その点につきまして私たちがいろいろ苦心をしておるところでございます。従来中小企業金融を政府がつけましても、まるまるこれは見るわけにもいきませんし、また担保力もない。今回におきましては政府サイドと申しますか、府県も入れまして、必要な近代化資金を七割融資するというところで財政当局にも頼んだわけでございますが、残りの三割分の組合負担分はどうかというところから、この信用基金の制度、保証制度、これを考えたわけでございます。事業協会としても適当な担保もない、もちろん組合員と産地の組合の間におきましては、これは準備金制度に基づきます納付金等の裏打ちはあるわけでございまして、組合に信用をどうしても何か補強する手はないかといふことで、特に五億の出資を事業協会にいたしまして、そうして五億の出資を基金として産地の組合

に信用補強をするということを考えたわけでございます。しかしさらに、これでもなかなか御指摘のように金が出てまいらないのではなからうかということ、この産地の構造改善計画は産地ぐるみの振興をねらっておるわけでございまして、産地の金融機関としても当然ひとつここに助力をしてみたいということで、この産地の構造改善計画をつくり出す場合には、産地別に指導援助委員会というものが設けられることになりまして、この指導援助委員会のメンバーは府県、市町村の人、また関連業者の方々もありますが、特に地方の金融機関の人に入ってもらいまして、この構造改善計画を立案するときから一緒に産地ぐるみの振興をはかるという意味で相談に乗っていただくということ、したがって、この計画が実現される時におきましては、産地の地元金融機関におきましても相当の援助をしていただけるのではないかと考えておる次第でございます。

○古川(喜)委員 その点はいままででも信用保証協会のあり方等でも非常に論議をされておる点でありますし、局長がいまほど答えた点で十分納得しております。局長が、業者のほうの資金繰りについてさらに強力なバックアップをお願いしておきたいと思っております。

次に納付金の計算方法について伺いたいです。が、どのようになっているのか。

○乙竹政府委員 お答え申し上げます。法律案の第四十四条の第二項で納付金を事業協会に納める、一銚当たりの納付金の限度は千五百円以内というふうに規定がございまして、この千五百円の算定根拠でございまして、御承知のようにこの納付金は過剰設備二百万を一括処理するためでございます。まず政府といいますが、政府の信用をバックにいたしました興長銀から事業協会に対して所要の金が出るわけでございすけれども、この所要の金を返還いたしますために、すなわち買収に要する金でございますが、これが七十億要るのであ

ります。この算出は、百万銚は三千円、それから残り百万銚は四千円ということと七十億、それからつなぎ資金を借り入れするための金利が十億二千三百万要ります。このほかに事務経費といまして五千五百万円、以上の経費に對しまして一割の安全率を見まして、そうして残存の紡績銚数で割りましたものが、千五百円という数字になるわけでございす。

○古川(喜)委員 四十六条に「納付金の納付義務者がその納期限までにその納付金を納付しないときは」という強制徴収が書かれておるわけでありまして、この納付金の強制徴収というのは、これははたして妥当なのかどうか、この点を伺っておきたいと思ひます。

○乙竹政府委員 強制徴収の規定、国税滞納処分の例によります強制徴収の例、これは国または国に準じます公法人には例があるのでございすけれども、それ以外の例は少のうございす。しかし、例がないとはございせん。それで、私たちがこの案をつくりましたときに、強制徴収、これは憲法上の問題があるわけでございす。その理由は、一つは、この今回の構造改善計画が非常に公益性が強いということとございす。それから第二に、この納付金は残存業者が出すこととございす。残存業者が受益するということとございす。第三に、この受益する残存業者からしたがって一括処理に要する所要経費を取り立てるの筋ではあるけれども、これを普通の私法上の契約に放置いたしました場合は、大部分の人は納めるでありますけれども、中には納めない人があるということになります。中には納めない人があるということになります。その点を考えまして強制徴収の規定を置いたわけでございす。このような例は、公法人、国または国の別働隊の法人のほか強制徴収がございすのは、土地地区画整理組合、それから公害復旧の事業団というところ

に例がございす。○古川(喜)委員 その強制徴収が適当かどうかという点については、わが党の委員から専門的に

また質問があると思ひますので、その点を私は掘り起こすことだけにして質問をやめたいと思ひます。

○小川(平)委員長代理 塚本三郎君。

○塚本委員 お尋ねします。さっきから聞いておりますと、局長の答弁がだいぶ長いものだから、時間がだいぶ延びていくようでございすから、簡潔にひとつ……。私もまとめて御質問申し上げたいと思ひております。

繊維産業は、わが国産業のうちにあって最も早く近代産業として確立した部門であり、わが国工業化の前衛であった。また、戦後三十年代の初めまでは輸出産業の第一としてわが国経済復興の最大のプロモーターであった。にもかかわらず、三十年代以降輸出の不振、生産の停滞、たゞ重なる不況によつて斜陽化の一途をたどつていかに見えます。他の諸工業は、近代的な技術革新の成果を不斷に取り入れて、新商品の開発、新管理技術の展開に旺盛な成長力を示している。これに反し、繊維産業は旧態依然たる生産と経営に甘んじており、このままでは労働者も前途に希望を託し得ず、その地位に不安を感じざるを得ない。

この間、発展途上国綿業は急速な開張を見せ、かつてのランカシアに対する日本の立場と同様になつた。しかもこれらはわが国に負けない近代化的な設備をもつてわが国に迫ろうとしていると聞く。他方、わが国繊維産業がとうに追い抜いたはずの先進国においても、再び繊維産業が近代産業として復活した。すなわち、アメリカにおいて、は、紡績各社は生産設備の近代化はもとより、有力コンバーターを数多く吸収して流通部門を確保し、高度かつ個性的な製品と有力ブランドをもつて、消費者に直結した近代経営をもつて繁榮している。イギリスにおいても、五九年綿業法等、労働党政府の適切な施策のもとに、化合織会社を中心として繊維産業の再編成と近代化が進み、繊維産業が再び英国経済の有力な一翼となりつつあると聞く。

このような諸国の繊維産業の展開を見た場合、わが国紡績業もまたその根本的な体質改善をもつて斜陽から立ち直る可能性はなしとしない。しかしながら、繊維政策は昭和三十一年以降繊維旧法によつて万年操短制をとり、かえつて業界の活動力をそいだかに見える。三十九年の繊維新法は、これに対する反省の一つの機会であつた。しかし、その後事態の改善ははかばかしくなく、再びまたここに新たな法律の提出を見ている。この間政府の判断の甘さ、対策の不徹底が責められるべきであらう。しかしながら、百数十万人の雇用を持ち、かつ、今後の発展になお多くの期待を持ち得る繊維産業の将来に對して、われわれは多大の関心と期待を持っておるわけでございす。

以上のような見解に立ちまして、私は、大体四 points にわたつて御質問申し上げておると思ひております。そこで、一つ一つ聞いておる時と時間が長くなりますから、第一の部分といたしまして四 points はまとめて御質問申し上げますから、一括して御答弁をいただきたいと思ひます。

第一が、最近における国際環境の急変のもとにおいて、政府は、わが国繊維産業の今後の姿をどう考え、また、これをどう導くつもりか。特に、構造改善対策と称する以上、これにふさわしい成果をあげるための総合的かつ有機的な政策が準備されておるかどうかが、第一がこの点でございす。それから第二が、目下提出中の法案に、いわゆる構造改善は従来の政策とどのような関係にあるのか、また、今後の繊維政策のうちにどう位置づけられるのか、これが第二の問題でございす。位置づけの問題です。

第三は、構造改善の期間が経過した後、紡績業及び織布業ははたして発展途上国や先進国の競争に耐え得る近代産業として自立できるのか、またもとの過剰過多の姿に返るおそれはないかどうか。

それから最後に、今回の構造改善対策が順調に実施され、国際競争力の強化がはかられたにしても、現在わが国繊維製品が多数の国から輸入制限などの措置をとられ、門戸が十分に開放されてい

ないことを考えると、これらの措置が効果を発揮しないおそれがある。したがって、このような事態の解決がきわめて重要であると考えるが、これについて政府の見解を伺いたい。これが他国の輸入制限の問題です。

以上、第一の問題として四点についてまとめ御質問申し上げるわけであります。

○宇野政府委員 旧法、新法並びに今回の構造改善法と申しますか、それを通じての私たちの意図というものは、あくまでも国際競争力基盤の強化にあるということをお考えいただきたい。と思うのであります。並びに、新法におきましては、企業みずからの努力によるものの体質改善でございましたが、これでは国際競争力には間に合わないで、今回の法律提案に基づきまして、政府の強力なる助長政策なり、あるいはまた、そのほか財政投融資あるいは税制面の優遇措置、それらを含めまして、国家がてこ入れをしていこうということにございまして、これによって将来における国際競争力の基本を必ずづちかつてみせるという強い決意を表明をいたしましたものでございます。だから、今日までの繊維政策におきましては、いま塚本委員が申されましたとおり、確かに見通しの甘さというものがございまして、で、いうならば、今回の法律は新法の補完的作用をなすものである、こういうふうにお考え賜わりたいと思うのであります。

なお、国際競争力の強化の面におきまして、いま現に方々において輸入制限等々の問題があるかどうかという最後の御質問でございしますが、これに關しましては、御承知のとおり、われわれといしまして、西欧諸国、特にアメリカ、ヨーロッパ等におきましては、確かに輸入制限を行なっておりますし、また対日差別等も強化されております。しかし先般さような問題につきましては、ケネディラウンドの交渉の途中において、二国間の交渉におきまして、極力対日差別待遇なりあるいは非関税障壁という問題に關しましては、両国間で話し合いを進めておるのでございます。

しかし率直に申し上げますと、ケネディラウンドによつて関税が引き下げられるということ、ここからひとつ各国の考え方を申し上げますのならば、やはり非関税障壁を何とか設けて、特に綿製品あるいはその他の繊維製品に關しましては何らかの措置を講じなくならぬのではないかというように動きが米国においてもあるやに私たちは承つております。したがって、そういう面におきましては、今後外交面を通じて十二分に所期の目的を果たせるように、そういう非関税障壁等の撤廃を強く要請していくつもりでございます。

なおかつ、後進国等の追い上げがございしますが、特に繊維業界が不況に至りましたのは、先ほど御指摘の低関税の追い上げによることも重要な要素でございしますので、この面におきましては、同じような品物をつくつておるようなことではとてい国際競争力にはつきませんので、日本といたしましては、この構造改善の推進に基づきまして、品質を高度化するなり、あるいは製品の多様化をはかる、そして日本製品に限るじやないかというようなものをひとつ取り入れていきたい、かように考えておるわけでございます。

なお低関税問題では、その他に、西洋諸国における対日差別待遇なりあるいは非関税障壁と同じように今日強く要請されております問題には、片貿易の是正ということも一つのネックじやないかと考えております。この面におきましては、通産省といたしましては、御承知のとおり、開発輸入体制をただいま整えておまして、極力そういう面における協調政策をとりながら自国の製品の力を伸ばしたい、かように考えております。

なお答弁もれの点がございしましたら、局長からお答えいたします。

○塚本委員 期間が過ぎてから後に再び過剰設備に戻りはしないか、この点ちょっとお尋ねいたします。

○乙竹政府委員 期間経過後の過剰設備でございますが、いま政務次官からお答えがございましたように、今回の法律は、新法を補完するというところでございます。新法によりまして、過剰設備の処理は、自主的にこれが行なわれることを期待しておるわけでございます。体力さえつくならば、必ず業界は自主的にこれをやるであらう、優秀設備を入れ、それとともに陳腐化設備を処理していくということになるかと思ひますので、期間内のやむにやまざるものの処分は政府が援助してやりますけれども、その後は自主的な設備の廃棄に期待している次第でございます。

○塚本委員 それはいいのですけれども、しかし見通しとして、期間が過ぎたから再びいわゆる過剰の状態になつてきた、また次の手を講じなければならぬ、こういうような心配があらはしないか、この点見通しはどうですか。

○乙竹政府委員 現在のところ、どの程度に生産設備の近代化が急速に進むであらうか、現在私どもは見通しますところでは、当分そういう事態にはならないだろうと思ひますが、ただ将来、これは技術の進歩がなかなか予測できませんし、画期的な技術が将来できるかもしれません、そのときには当然といひますが、やむを得ず現有設備は陳腐化していくことになるざるを得ないと思ひます。

○塚本委員 次に第二番目にお尋ねしますが、これまでまとめて御質問申し上げますので、局長でけっこうだと思ひます。

現代経済政策には、計画原理の導入が不可欠である。今回の対策において構造改善計画が定められることとなるのは一つの進歩であらう。しかし紡績業、織布業それぞれに別個の計画がつくられ、かつ紡績業の計画は、いわゆる第一区分紡績業の計画であり、織布業のそれは産地ごとの計画である。繊維工業としては、これ以外にいわれる第二区分、第三区分の紡績業もあり、染色、メリヤス、二次加工等の業界もある。また原料供給者としての化合繊維業界もある。そしてこれらについても、もろもろの対策が行なわれている。今回策定されることとなる紡績業、織布業の計画は、これらの分野との関連につきどう配慮するのか。たとえば協調懇談会の運営は、必ずしも満足すべきものではないと思うが、繊維工業全体についての総合計画を策定する必要があるか。これが第一点。

それから第二番目が、織布業の場合には、紡績業と手法を変えて、産地の商工組合がそれぞれ計画を作成し、通産大臣の承認を受けるという形をとっている。このような政策手法は、従来の政策手法とは異質のものとして受け取れるが、そのような手法をとられる必然性はどこにあるのか。またこの考え方は、織布業固有のものであるかどうか。

それから第三点でございますが、個々の織布業産地計画を国が承認するにあたっては、国として織布業全体についての見通しがなければならぬはずであり、また紡績の兼管織布部門と中小織布専門部門との円満な協調が確保される必要があるが、この点についてはどう考えておられるのか。

それから、今回の繊維の構造改善対策は、紡績業、織布業を対象としているものであるが、今後繊維産業が向かうべき方向を考えると、染色、メリヤス、二次加工部門、流通機構等についても、構造改善対策が必要であると思ひますが、この点についての見解をお伺ひしたい。

それから最後に、これだけの画期的な事業を行なうにあたっては、消費者や関連労働者の利益との調整が問題となると思ひますが、これに對し具体的にどう配慮するつもりであるのか。

特に労働問題については、摩擦的に発生する離職者について、敏速的確に措置を講ずる必要があるとともに、近代化設備の導入に十分対処し得るよう労働力確保を講ずる必要があると考えるが、どうか。

以上五つの点について、まとめてお尋ねをいたします。

○乙竹政府委員 お答えを申し上げます。まず第一点でございますが、今回の対策は、繊維産業の中でも一番中心的な地位を占めており、また特に実施の急がれます第一区分の紡績業、それから

綿・スフ、絹・人織織布業を対象とするものでありますが、これは御指摘のように、繊維産業全般の総合的な計画と申しますか、見直しと申しますか、これが必要であると思われるわけですが、現在私たちが持つております全般的な需給の見直し、それから将来の計画、これは先ほど御説明申し上げましたが、糸ベースにおきまして、四十二年度、それから将来の姿としては四十六年度の需要を算定いたしまして、その糸ベースを、紡績用の糸と、それ以外の糸というふうに分けてまして、そのいま申し上げました見直しを基礎にいたしまして、先ほど御指摘の化合織につきましては、協調懇談会がございまして、通産省側からこの糸ベースではじきました数字を協調懇談会に出して、新増設の場合のガイドラインにいたしているわけでございます。もちろんこの糸ベースの需要想定は、その裏に最終需要の想定がございまして、これにつきましては、内需、輸出、内需用につきましては、衣料用とその他の生産用資材に分け、衣料用については、国民の消費水準との相関式により、その他については積み上げ方式で算定したものでございます。

第二の御質問に対するお答えでございますが、今回の織布の対策につきましては、いわゆる産地主義をとり、組合主義をとることにつきましては、織布業が産地特性を有していること、すなわち同じ織布と申しましても、絹機、綿機では全然違いますが、絹機につきましても、北陸三県と秩父、つまり内需ものの秩父と輸出中心の北陸三県とは違わなければならない。織っているものも違いますが、そうなりますと、当然流通組織も違ってくる。今回の計画は、付加価値を増大することをまず大きな目標にしておりますが、当然流通機構の中にビルドインしていく必要があると思っております。このような産地特性の問題、それから第二には、織布は主としてほとんどが中小企業者でございまして、個々の企業を相手にしておいたのでは効果があらがらない、産地の組合を中心にしてまいりたいということで、産地主義、組合主義を標榜いたしておりますが、このような産地の商工組合組織を活用できる業種がございまして、他の業種におきましても、こういうやり方を活用してまいっていかかと思っております。産地中心で思い切った産地組合に対する支援措置を行ないますと同時に、産地組合に完全に責任をとってもらうというかつこうができません業種がございすれば、このような対策を及ぼしてまいりたいというふう

に考えます。それから第三点でございますが、織布業は御指摘のように専業者と紡績兼営織布がございまして、これは横の関係でございますが、さらに縦の関係では、特に化合織綿メーカーと織布業者の関係がございまして、私たち、今回の構造改善対策で特に留意をいたしましたのは、紡績業者と専業者との関係、また化合織綿メーカーと絹人織織布業者との関係でございます。この縦横の関係は単なる売り買いの関係、すなわち一方がもう一方が損するということではなくして、そこに長い目で見れば完全な協力関係をつくり上げることに努力を、私たちがだけではなく業界あげてなすと思っております。これが審議会の一つの大きな成果になったと思うのでございます。この審議会の席上におきまして、特に紡績兼営織布と専業者の間におきましては、お互いにお互いの立場を尊重し合い、お互いに協力し合っていることが約束されておる次第でございます。こういうふうないい関係を、われわれとしてはますます注意をし助長をしてまいりたいと思っております。

それから第四点でございますが、他の部分の繊維業すなわちメリヤス、染色につきましては、先ほど御説明いたしましたように、すでに二千万円の経費をもちまして調査を進めておりますとともに、業界に対しても、業界自身の熱意と自発的意欲による改善対策の勉強を要請しておる次第でございます。特に御指摘の流通問題につきましては、今回の対策の主たるねらいの一つが付加価値の向上である、簡単に申しますと、つまりもうかる織物、もうかる織布業に再建するということが、

それがためには当然流通段階の勉強と流通業者とのタイアップがなければなりませんので、この辺につきましましては構造改善対策、産地別の計画の中で十分留意をいたしますとともに、またなお現在産業構造審議会に繊維部会がございまして、その繊維部会の重要テーマとして繊維の流通問題を目下検討中、勉強中でございます。他の業種につきましましては、業種の現在持っております危機感と申しますか緊要度が非常に高いものであるかどうか、すなわち現在手を打たなければ間に合わないかどうか、それから第二に業界の受け入れ態勢、責任体制は整っておるかどうかが、またさらに非常に有効な適切な対策が考えられるかどうか、この三点を主として判断基準として、他の繊維の業種にも構造改善対策を及ぼしてまいりたいというふうに考える次第でございます。

それから第五点でございますけれども、関連の部門すなわち消費者に對しましては、今回の対策は、付加価値の向上ということ先ほど申し上げましたけれども、究極的には繊維業の健全なる国際競争力強化ということでございますので、終局的には消費者の利益を大いに増進するものであるというふうに考えております。

それから労働関係でございますが、今回の対策は省力化がはかられる——これは御高承のとおり現在人が採れないという事態でございますので、主として今回の省力化は、人員整理というかつこうではなくして、現在補充がなかなかできないというかつこうで自然的に人員が減っていくと考える次第でございますけれども、一時的にいろいろ問題が起ると思っております。起きます問題につきましては業界を十分指導いたしますとともに、労働省とも連絡をとりまして、公共職業安定所によりまして職業紹介の強化、雇用促進事業団によりまして雇用促進一般対策の活用等をはかって、適切な措置を考えてまいりたい。特に必要なのはむしろ労働力の確保の面であるというふうに考えますが、この辺は公共職業安定所によりまして優先あつせんの実施、あるいは特に労働環境の整備、また

福利厚生施設等の整備に努力をしてまいりたい。しかし何よりも一番大事な労働力確保のポイントが高収益、高賃金であると思っております。織布業に対して高収益を確保してやる、それが高賃金にはね返り、それによって労働力を確保してまいることが大事であるというふうに考える次第でございます。

○塚本委員 最後の点ですけれども、離職者対策と雇用対策につきましては六条の二項と十八条の二項によって裏づけされておる、そのように解釈してよろしいのですか。

○乙竹政府委員 御指摘のとおりでございます。

○塚本委員 労働省はどうですか。ちよつと御答弁いただきたい。

○細野説明員 そのとおりでございます。

○塚本委員 次に第三点、これまたまとめて御質問申し上げます。特に紡績部門についてお聞きしたいと思っております。

第一は、主として紡績の問題についてお尋ねしたいと思っておりますが、今回政府提出の法案によれば、紡績業構造改善の中心は過剰設備の処理に置かれていられると思われ。紡績業の積年の構造的欠陥が過剰設備の累積であり、これを処理しなければ設備近代化、企業の体質改善も進まないと考えられるが、過剰設備処理の問題はすでに繊維旧法、繊維新法を通じて十数年来の課題となつていながら、この間現実には処理が進まなかつた理由は何が、今回の対策で確実に処理がなされるかどうか。以上が第一点。

〔小川（平）委員長代理退席、委員長着席〕
第二番目は、過剰設備処理の手段として大量の精紡機の一括廃棄を考へているが、一括処理は現在の市況で可能であるか。また処理後生産能力が不足し、または残った設備によつて寡占的な価格形成がなされることの心配はないか。

三番目は、紡績業は必ずしも装置産業ではないから、その近代化の方向として設備の処理、設備近代化のような設備中心の政策も重要ではあるが、同時に加工技術、流通など、消費者に直結し

た部門の近代化を急ぐべきではないか。

最後に、中小紡績企業は、今後生産と経営の規模を積極的に拡大し、内外の大企業に拮抗する実力をつけていく必要があると思われるが、構造改善対策のうちにこのような政策を準備しているかどうか。特に開港銀行融資にあたっては、金利、貸し付け期間の延長等について現状では不十分であるが、改善の見通しについてはどんな状態になっているのか。

以上の四点についてお尋ねします。

○乙竹政府委員 お答え申し上げます。まず第一の御質疑でございますが、繊維の旧法時代におきましては、設備の廃棄が企業の自主性にゆだねられておりましたために、またアウトサイダー命令もなかったということで、結果的に廃棄が進みませんでした。それからこの経験によりまして、新法のもとにおきましては、二対一のいわゆるスクラップ・アンド・ビルドあるいはオープンによりまして廃棄はなされましたが、この実施が企業の判断に基づいて自主的にゆだねられた、いわゆる一斉廃棄ではなかったという点。それから第二に、これは完全に通産省側のミスと申しますか、至らない点でございますが、生産能力の算定、一鍾当たりの能力算定につきまして、現在を予想できなかった。すなわち生産性が予想以上に上昇いたしました。以上のところで過剰設備が起ることになつたわけでございます。今回の過剰設備の処理は、終局的には近代化投資を進めること、その前提条件といたしまして、収益力を阻害する過剰競争を招来するようなこの過剰設備、これは主として考朽化設備でございますが、この過剰設備を処理する、終局的には近代化投資を進めたい、ことをねらっておるわけでございます。ただ、過去の経験にもかんがみまして、設備処理をいたします場合には、一斉に廃棄する必要があるということで、大臣の指示によるとのこと、さらにまた画一にやるという必要から、事業協会が買い取りまして、事業協会がこれを廃棄するという方式を採用いたしましたものでございます。

それから第二点でございますけれども、過剰設備を処理いたしますこの対象は、構造的な過剰紡績というふうにわれわれは考えております。したがっていましてこれを処理いたしまして生産能力に不足をするというふうなことはないと、いうふうに思っています。特に今後三交代制も導入されますし、業界のほうでは非常にこの三交代制の導入に熱心でございます。設備近代化も促進いたしまして、設備の能力は相当増加してまいります。特に四十五年以降におきましては、新増設も自由になりますので、寡占的な価格がでさがるというふうなことはないと、いうふうに思っておりますけれども、ただ景気の非常に変動でございまして、か、われわれの想像もできないような能力不足、糸不足を招来しますというふうな場合におきましては、現在の新法におきまして、これを埋めますような規定もございまして、その運用を十分考えてまいりたいと思っております。

それから第三点でございますが、加工技術や流通部門、これは先ほど申し上げましたように、所要の対策を今後講じてまいりたいと思っておりますけれども、紡績業、繊維業は繊維産業の中核的な業態であります。今日その設備、経営の近代化が喫緊の要務であります。したがって今回まずさしあたり一番必要なこの三業種につきまして、国際競争力を急速に高めますために今回の構造改革をつくり上げたわけでございます。

第四点でございますが、中小紡のあり方でございますけれども、これは中小紡の独自の特色を生かす、また生き得る面も十分あると思っております。量産番手以外の特殊な番手につきましては、比較的規模が小さくて、その特色を生かし得るという点もございまして、また最低の経済規模までまいりますならば、経営者の能力と責任と自由な企業運営によりまして十分な経営が可能であるというふうに思いますが、経済規模までに量産番手はどうしても持っていく必要がある、そうでないと将来の国際競争にうちかかっていくことができないというふうに考えますので、グループ化をは

かる、それに対しましては所要の金融上の助成措置を行ないますとともに、行政指導もしてまいりたいというふうに思う次第でございます。ただ御指摘のように、開銀の金利が八分二厘、このごろの金融緩和の状況でございますと、必ずしも特に安い金利ではないでございますので、私たちがいままでも努力したのでございまして、私たちもやむを得ずこういうことになったわけでございますが、今後とも金利の低下、資金力の確保には努力をしてまいりたいというふうに考える次第でございます。

が、今度特別の新しい政策手法と助成の厚みをもって繊維業に限って対策を実施することとした必要性はどこにあるか。また本対策は、中小企業施策体系の中でどのように位置づけられているのか、以上が第一。

二番目が、今回の構造改善対策においては零細企業対策はどう位置づけられているのか。零細企業切り捨ての声は心配ないのかどうか。

三番目に、今回繊維業対策を進めるに際し、一方で合理化が進み、生産力の上昇が生ずる場合、各企業が合理化によるメリットを十分享受できるように配慮を加えないで放置するならば、生産力の上昇、コストの低減によって、逆に過当競争を誘発し、意図したところと逆に、一その不況事態を招く危険性すらある。このような合理化貧乏ともいふべき事態をもたらさないために、何らかの仕組みが必要であると考えられるが、この点についての具体策を持ってみるか。

○塚本委員 最後に織布の問題についてお聞きしたいと思えます。

企業数が四万をこえて、そうしてその資金の規模がきわめて零細であつて、いわば典型的な中小企業構造を有している業種であり、中小企業業界の中で代表的な存在でもある。したがって従来の中小企業施策においても常にこの織布業が念頭に置かれ、これが中小企業一般のための新しい制度として実現するということがしばしばあつた。しかしながら、このような努力にもかかわらず、織布業はまだまだその構造上の脆弱性を克服することができず、加えて内外情勢の緊迫化はますます織布業を困窮におとしめており、これに対する対策はまさに焦眉の急となるに至つてはいる。しかしながら、今回の構造改善対策がこれほどに大々的に財政資金を投入しても、しよせんこれまでの施策のように、このような根強い中小企業問題を根本から解決し得ないのではないかとの不安を拭く必要がある。また、この織布対策が新しい中小企業施策のモデルケースとして注目されていることから、その成否はきわめて重大な意義を持つてゐる。したがって、対策の実施にあつては、いま一度慎重な検討をしておく必要がある、というふうに思うわけでございます。

最後に、中小企業は販売力が弱体なために、せっかく企業を合理化しても、製品に十分な販路を見出し得ない場合もあると考えられる。織布業の販路開拓のためにどのような手段を考えられるか、以上の四点を最後にお尋ねいたします。

○乙竹政府委員 お答え申し上げます。織布業の構造改善対策でございますが、内外の環境が非常に悪くなつておまして、海外の発展途上国の追い上げは先ほど申し上げたのでございましてけれども、国内におきましては労働力の確保がほとんど困難になっております。織布業の平均賃金はここ数年間約二倍近くまで上昇をしておりますが、賃金を上げても人がとれないというふうなことで、非常に危機に直面をしておる、何とか短期間にこの織布業に集中的に対策を講ずる必要があるというところの判断から、織布業を取り上げておるのでございます。ただ織布業の実態及び特性は十分考慮いたさなければなりませんので、織布業をべた一面に取り上げるということとは必ずしも先ほどから申し上げましたように、産地の組合を中心とし、組合に責任を持つてもらつて、責

中小企業業種である以上、通常ならば、一般の中小企業施策の活用によって実施すべきである

任をとるような、しかもりっぱな構造改善策を立てた組合に集中的に援助をする方式を考えたわけでございます。このようなやり方、これは織布業がほとんど全部中小企業でございますので、もちろん中小企業対策のうちの一部分として位置をするわけでございますけれども、従来の中小企業対策は、御指摘のように、全面的と申しますか総ぐるみと申しますか、一面逆に、若干国力にも限度がございますために、薄く広くというふうにならざるを得なかったわけでございますけれども、織布業におきましては、先ほど申し上げましたような緊急性、緊急性、事の重大性のために、集中的に国の施策を行なう、これが一つ。それからこの施策のあり方は、産地を中心にして総合的に考える——総合的と申しますのは、単なる個々の企業の合理化ではなくして、御指摘のように合理化貧乏になると、せっかく設備がよくなってもどうにもなりませんので、十分商品価値のある産地商品をつくり上げるといふことを、この産地の構造改善計画をつくり上げます場合に十分配慮をいたしまして、生産設備の台数におきまして、さらにまた流通部門との関係におきまして、さらに紡績やあるいは合織、綿メーカー、いわゆる親企業との金融関係におきまして、有機的に立体的にこの計画をつくってまいるといふことが、今度の構造改善対策の一つの特徴かと思うわけでございます。したがって、このような対策は、中小企業対策では一つのテストケースになると思えます。もしここで成功いたしますならば、そういう緊要度の高い他の中小企業にも次々に及ぼしていくことが可能であるというふうに思われるわけでございます。

それから第二点でございますが、織布業は御指摘のように非常に広範に零細企業層が混在いたしております。この零細な企業層に對しましては、まず第一は、零細企業の企業形態のままこれから存続しないしは発展しようとするならば、零細企業にふさわしい特殊な品種、これの生産に従い、そういう新商品の開拓に努力する、こういう

独自の分野を開拓する必要があると思えます。それに対して、われわれとしては全力をあげて応援をしてまいりたいと思えますけれども、ある程度の量産をしなければ競争に負ける、国際競争力が出ないという商品をつくっております零細企業に對しましては、生産や取引の共同化等を指導いたしまして、そして必要な経済規模まで育成してまいりたいというふうに考えます。

それから第三点でございますが、これは先ほどもお答え申し上げましたけれども、今回の構造改善対策の一つのポイントにわれわれ考えておりますのは、いわゆる合理化貧乏、豊作貧乏にならないように、したがって産地をまとめて計画をつくり上げていくということを考えておるわけでございます。現在のところ、綿産地におきましては、六十三産地の中で二十五、六産地がおそらく初年度構造改善計画をおつくりになることが可能ではなからうか。綿、合織、綿産地におきましては、二十四産地の中で四産地が可能ではなからうかと思っておりますけれども、この産地の数はまだ比較的少のうございすけれども、製品の生産数量におきましては、シェアにおきましてはおの七、八〇%に達するシェアになりますので、全般的な製品の需給関係を産地は当然産地計画を承認いたします場合に考慮いたしまして、いやしくも過剰生産等にならないように、投資がむだにならないように、われわれとして最善の努力をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

それから第四点の織布業の販路の開拓でございますが、われわれとしては、産地の組合を中心にしたしまして、産地の総意を結集して、関係業界との調整協調をはかるということによります合理化が可能ではなからうかというふうに思っています。信用力をつけ、また自主性を確保するという見地からは、先ほど申し上げましたようなグループ化を進めてまいりたいというふうに思っています。何よりも大事なのは、新製品の開発なり市場開拓なりの努力による力でございますので、産地組合を

中心にした今回の構造改善対策というのをもその辺をねらったわけでございます。

○鳥村委員長 吉田賢一君。

○吉田(賢)委員 関連して少し御質問してみたいと思えます。私もできるだけ簡潔にお尋ねするつもりであります。主として兵庫県の織布産業、とりわけ綿製品でギンガムを中心に全国で八割以上産しております西脇地域、ここが中心でございますが、遠州とともに日本の綿産地といたしましてこれは著名な業績を持っておりますのであります。こういった織布業を中心としてお尋ねしたいのです。

第一は、最近の情勢は五台—七台くらいでないといひ合わない。それから五十台以下が通常の、百台以上になると全く採算がとれぬというのは常識化しつつある。こういうようなギンガム等の織布工場でございますので、これがずばつと構造改善のこの計画によって立ち直るであろうかといふことをやはり業者は相当心配しつつ、しかし自信を持っていきたい、こういう意欲にも燃えながら計画を進めておるといふのが現状でございます。そこで、そういう最悪の、最低の業種に對しまして相当思い切った、かゆいところに手の届くような施策がなされねばならない。こういう点につきましては十分に実地調査もせられて、また計画の審査もせられることとありますから、これは万遺憾ないかと思えますけれども、一応一般的な考え方として伺っておきたい。

○宇野政府委員 織布に關しましては、先ほどから局長が申しておりますとおり、あくまでも産地の実情に即しまして産地主義、組合主義、これによつて合理化並びに構造改善を推進していききたい、こういうふうに考えておるものでございす。なおかつ、いま先生が御指摘されましたとおり、単なる機械設備等の更新ではなくして、生産並びに取引に關しまして、やはり総合的な判断のもとに私たちは指導していかなければならぬと考えておる次第でございます。なお全国の各産地がたくさんあるわけでございますが、要は、

構造改善の実効を伴うためには、どういたしまして、高い見地より各産地ごとの計画を綿密に検討する必要がありますと思ひますので、この点におきまして、ただいまの御質問の御趣旨に沿ひまして、緻密な計画を立てていただいて、それを承認していききたい、かように存じております。

○吉田(賢)委員 計画を実施する際に、計画の実施、実行につきまして、そのつどあらゆる角度から指導する——干渉行政はこれはいまの時代に合わなければならない、しかしあらゆる角度から指導ないしは助言、援助する、こういうことが必要と思ひますが、この点についてはどうですか。

○宇野政府委員 私局長並びに事務当局に、いろいろこの産地のことに關しましては私の見解を示しまして、その作業の進捗状況等をも、この法案を提出するまでに一応調査したわけでございす。各産地別の相当綿密な調査をしておることは事実でございます。したがって、それぞれ産地には特色がございすから、いま先生御指摘のとおり、十二分にあらゆる角度から産地の実態に即した指導をしてまいりたい、また当然その助成もしてまいりたいと考えております。

○吉田(賢)委員 都道府県に産地構造改善の指導援助委員会ができるものであります。ところが、こういったところは具体的に絶えず接触をして指導するといふことでもあるのであろうか。あるいは事業協会などと協議しつつ、進行はどうか、効率はどうか、どのように計画が実現しつつあるかどうか、こういったことを絶えず綿密に診断する、助言する、こういうこともやるような団体になるのですか。

○乙竹政府委員 産地にすでに先生御指摘の指導援助委員会ができておりますが、これは多くの場合に、府県が大いに力を入れたる産地産業でございますので、われわれは府県及び地元との組合、さらに全国団体がいずれも織布はございす。その全国団体と密接に連絡をとりまして、数次にわたつて府県との連絡会を開いておる。また常時府県とは担当者も往復いたし

まして連絡をし、趣旨徹底をはかつております。

○吉田(實)委員 織布工場の協業化あるいはグループ化というものと、単独に残っていくというものは、そういったものについての優劣等は、これは各般の条件が折り重なりますので一がいには言えませんが、この辺について、なるべく協業化する、なるべくグループ化する、あるいはまた自信があるものは残っていくように、こういったような一つのワケにはめていくというのじやない考え方があるのですか、その点はどうなんですか。

○乙竹政府委員 問題は、その製造しておる商品の生産ないしは取引の適正規模と申しますか、経済競争力を持ちますための経済適正規模はどうかということによってきまると思いますが、ものによつて、反物の種類によつて非常に違ふと思ひますが、その辺はわれわれも勉強いたしておりますが、何をいっても一番よく知っておられるのは、現にその生産に携わっておられる方、ないしはその産地の組合の指導者の方々であるので、その適正規模によつてわれわれは指導し援助してまいりたいというふうに思っております。

○吉田(實)委員 財政関係について若干聞きたいのですが、資金の確保につきまして、地方の産地組合で三〇%の融資を受ける、こういう用意をすることになっているのでございますが、その中には、さきには開業銀行の金利のことも出ておりますが、いま開業銀行の地域融資というものは必ずしも全国的にできていないようでございますので、こういった零細な業者の集まりに對しまして、積極的に開業銀行が手を差し伸べる、こういったことが、これは開業銀行の使命としても、地域開発に對して必要なことではないかと、さういふのも金融機関のグループに入れて、そして進んでこれは政府関係金融機関、あるいは民間金融機関等が連合しましてこれに協力する、こういった体制を準備する必要もあるかと思ひますが、なかなか三〇%の用意といつても容易なことではないと思ひますが、この点はどうか

あります。

○乙竹政府委員 先ほど申し上げました開業でございまして、これは紡績に對します合理化資金の供給について申し上げたわけでございまして、ただいま先生の御指摘は、織布に對します合理化資金だと思ひます。これは政府の財政投融資は、今回でさき中小企業振興事業団を通じて六割、それから一割を府県に仰ぎまして、三割を手金と申しますか、組合が責任単位でございまして、組合が自分でつくる。組合はちろん金がない場合が多々ございまして、地元の金融機関等から借りることにすると思ひますので、改善計画の計画段階から協力してもらつて、改訂から五億の金を事業協会に出資をいたしまして、その五億の金を元金にして産地の組合に對する信用保証、信用保証でどうしてもいかならない例外的な場合は、転貸融資というふうに考へておる次第でございまして。

○吉田(實)委員 機屋に對しまして開業の融資はこれは可能なんです。これは開業総裁もこの間言つておりましたが、可能でありますので、これはまた地域開発との関連におきまして、輸出産業にたがなる立場もあつて、したがひまして、これは相当有力な資金源になるだらう、と思ひます。積極的にこれは横の連絡をおとりになつて、そして地元の金融機関と協力するようにあなたの方からひとつ協力されたらどうか、さういふふうに申し上げたいのですが、これはどうですか。

○乙竹政府委員 御指摘のとおりでございますが、私の御説明が不十分でございましたが、開業の持つております地域開発のワケを活用いたしますとともに、輸出産業ワケもございまして、この辺をさらに開業当局とも十分連絡いたしまして、活用をはかつてまいりたいと思ひます。

○吉田(實)委員 地元の産地組合が三〇%用意すること、これは、口では簡単なようですけれども、容易でないと思ひます。といふことは、零細な機屋になりますと、その機屋の手形なんかもいまはあふなつてとらぬ、さういふ実情がないともいえない、さういふこともありまうので、借りた以上は返さなければならぬ、貸した以上はとらなければならぬ、さういふお互ひの関係になりますので、これはやはり国策として進むのだといふことで、政府関係機関は積極的によつて協力する、さういふ体制にせひなつてもらなければならぬと思ひますので、この点御同感のようでありまして、やはり積極的な体制になるようにお進めをお願いしたい、これを御希望申し上げます。

それからいふゆる転産者の機機買上げの問題であります。これにつきましてもこの際若干論議しておかなくてはならぬと思ひます。転産者の機機買上げにつきましても、これは転産事情もさまざまです。進んで新しい事業に乗り出していく転産者、行き詰まって転産する業者もありましよう。けれども、いずれにしても零細企業の機屋の転産は同様に値する場合があります。やむを得ず転産を決定して、十萬円で機機一台買つてもらえるので、この機会に転産に踏み切つた人が多いと見るべきでさう。これは広い大きな見地から見まして、一種の社会保障的な性格も添えて、たとへば開拓管農の成り立たないものが、これを捨てて町へ行くといふ場合に、五十萬円以下の金をくれてやることになつております。これはさういふ制度にもなつておるのですから、さういふ資金もあるくらいでありますので、これはやはり何らかの税制措置も考へてはどうか、さういふふうに思ひます。なるほどこれは一部一般会計で補助金が出ておるようでありますから、あるいは困難な点もあるかも知れませんが、これは大蔵当局との間にも十分ひとつ御連絡あつて、転産業に對しましては、十分にこの実情に即応して、一つの税制措置を、あたたいものをとることを適當であらう、さういふふうに考へます。

○乙竹政府委員 御指摘の転産業の補助金につきましては、これを課税対象外にするという計画と申しますか希望を、実はわれわれ最初持つたのでございまして、大蔵当局と再三打ち合わせいたしました結果、実質的にはいま先生御指摘のようによつて、転産業者はだいたい赤字経営と申しますか、債務を負つておられる方が多いといふことで、この辺はいま利益が出ない場合が多いといふようなことの実情もございまして、遺憾ながら特別の措置をこの制度の中に盛り込むことは、税制上はできなかつたわけでございまして、今後実情を見まして、せつかく努力をしてまいりたいといふふうに考へます。

○吉田(實)委員 なお、それに加へまして、転産の際には新しい資金の需要もあらうと思ひますので、さういふ面につきましても、政府関係金融機関において適當に留意するといふ道も進んで開いてやる、さういふふうにするのが適當である。さうしますと、転産がほんとうに円滑にいきますので、通産省の全体のお立場から見まして、これは相當必要な善政でないか、さう思ひますが、その点どうでしょうか。

○宇野政府委員 ただいま先生御指摘の面は、非常に貴重な点であり、また、当然な事柄ならば、それらが実現できるように努力をいたしてまいります。

○吉田(實)委員 それから、労務対策の問題でございまして、労働省もおいでになつておりますので、あわせて両方から伺ひたいんですが、やはり全体の法律の構成から見ますと、労務対策の面が非常に弱い。影が薄い。たとえば六条の二項によりまして、これは紡績の場合であります。が、政府は、この構造改善の施策を講ずるにあつて、関連労働者の職業の安定につき配慮する。それから、十八条の二も同様の趣旨で、織布業の関連労働者の職安について配慮する、さうい

が、やはり将来に備えて技術を身につけたい、このような希望が出ていますのでございます。これは全国的な傾向でございますが、これらの傾向から申し上げられますことしましては、年少女子労働者の定着のため、また魅力ある仕事とすることには、一つには労働条件の向上ということがございまして、一つは、そのほかに、いろいろな悩みに対して相談相手、指導者となるようなカウンセリングのような制度が職場にある、あるいは共同の団体等の内部にカウンセリング制度が持ち込まれるということ、あるいはまた職場の外でございしますが、共同で、あるいは公のレクリエーション施設のようなものが設けられるというようなこと、あるいはまた彼らの向上意欲を満足させるような教育訓練の機会を共同で持つ、あるいは公の機関が持つ、そのようなことになると思います。

以上でございます。

○吉田(賢)委員　たとえばいまの場合に、中卒の

女性に高等学校の卒業資格を与えるためにかなり充実した定時制の高校の設備をするとか、あるいはまたいろいろな身につけるものにつきまして、できるだけ安く配給し得るような制度をつくるとか、そういったことになると、これは相当財政的な裏づけがないとできません。単に商業組合で持ち寄りで、借金で、というのではちよつと追いつかぬだろうと思つたのであります。この辺につきましては、いまお述べになりましたようなことを一つ一つ取り上げまして、産地各般の事情に適應するような適切なものをつくつていく、そうしますと、なかなか経費もかかると思うのだが、その辺は纖維局長どんなものでしょうね。やはり何か纖維局といたしまして、政府は一体の關係で——労働省のいまの実情からくる施設のいろいろな案あるいは希望、それからこの構造改善を進めていかなければならぬ重要性、同時に國の財政を受け持つ大蔵省等が、一体の關係で横の連絡をとりながら財政の裏づけをしまして、相當な施設をそれ

ぞれ各産地中心に全国的につくっていく必要があるのではないか、こう思うのですが、この点はいかがでしょうか。もっともこれは労働省も関係しますが、どうでしょう。

○乙竹政府委員 若干ながらこの連携協力はしておるでございますけれども、まだ十分な成果をあげるまでには至っておりません。御指摘のように、問題は、これからどういうふうにして通産、労働、文部各省手を組み、そして業界、特に関連の業界とも一緒に手を組んで、輪状な労働環境というものを各地につくり上げるかということだと思存します。構造改善計画の中に、われわれそういうものを産地として知恵を絞ってつくり上げてもらおうということに非常に期待をしておるわけでございますが、同時にわれわれといたしましては、関係各省と十分に連絡をとりながら、まだ現在のところは非常に不十分でございますけれども、今後一そう特にそれらに重点を置いて考えていかねばならぬと思っております。

○吉田(寛)委員 その点はやはり労働省あるいは通産省、文部省等ばらばら行政ではとても成果はあがらぬだろうと思う。これこそ総合的な雇用施策といたしまして取り上げていく、これではほんとうに仏つくって魂を入れる結果になり得ると思うのです。この点につきましては、大臣が見えまして、一言はつきり政府といたしましての所信を伺っておきたい、こう思います。

それから中高年齢の問題が当然起ってくるだろうと思うのです。中高年齢につきましては、定着のことも必要だと思いますが、まず当面します労働力が減少するかという場合に、その辺特に中高年齢者が危惧されるのでありますが、中高年齢の雇用の問題、あるいは定着の問題、また職業訓練の問題、あるいはまた次の職安的な仕事等々幾多の問題が中高年齢をめぐってあると思うのですが、これは妙齢の女子と今度は対照的な関係におきまして相当重要であると思いますが、その点全体といたしまして、中高年齢者は雇用過剰で求職過剰でございますね。そういう事態に

なっておりますから、離職しますと、なかなか就職困難ではないかと思っておりますが、中高年齢の雇用問題は、労働省の御意見どうですか。

○細野説明員 お答えいたします。全般的に見まして、おっしゃいましたとおり、中高年齢層につきましても再就職、これはいろいろ問題があるわけでございますが、ただ、いま問題になっております繊維関係等については、むしろ先ほど通産省からお話ございましたように、全体として労働力不足という問題、あるいは労働力確保ということが問題になっておるわけでございますので、極力同じ産業内で配置転換をしていただくような体制で、もちろん通産省をはじめ関係省とも御相談をしながら、そういう体制を進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございまして、同時に、私どものほうでやっております、たとえば休職中の中高年齢の方に対して手当を支給するとか、あるいは職業訓練を受ける場合の訓練手当、あるいは移動旅費が必要な場合には宿舎の貸与、あるいは融資、そういうものを全面的に活用しまして、再就職の道の確保につとめてまいりたいというふうに考えております。

○吉田(寛)委員 職業訓練は雇用促進事業団もやっておるようでありますが、中高年齢層につきましても、積極的にそれをする必要があるのではないだろうか。どうしてもやはり省力的な結果を期待するいまの構造改善計画におきまして、一般的に中高年齢層が離職する可能性が一番多い階層じゃないか、グループじゃないかと思うのであります。したがって、職業訓練は特に中高年齢層に対してやる必要があるのではないかと思うのであります。どうでしょう。

○細野説明員 お答えいたします。先ほども申し上げたのでありますが、同じ産業の中で非常に労働力不足がございまして、同じ産業の中で転換される場合には、職業訓練というものが必ず必要な場合と必要でない場合があると思っております。でも、ほかの産業に転換せられるという場合につきましては、確かにおっしゃるとおり職業訓練の

重要性が非常に大きくなってまいっていると思っております。そういう点についても十分配慮して進めてまいりたいというふうに考えております。

○吉田(寛)委員 それはやはり産地の特殊事情というものを無視した一般論であろうと私は思うのです。産地の特殊事情ということになりますと、たとえば兵庫県のあの地域におきましても千数百の工場がございまして、中高年齢層の人たちが去りまして、同じ業種の仲間が配置転換するというところは簡単でございますが、やはりこれは新しく職を求めていくとか、もしくは自主的に何かをやるとか、資金的に、あるいは技術的に、職業的に、何かこれは協力をしてやらなければならぬまい。これも大事な労働政策です。配置転換しないといふのは、これは新陳代謝が別ですが、小さな機屋の寄り集まりでは不可能な状態である、私はそう思うのです。実際のじゃありませんから。私はそれで伺っております。

○乙竹政府委員 確かに御指摘の点は通産省としても非常に心配をしておる点でございますが、実はどういふかところで中高年齢層の離職問題が起るのか、現在のところはまだはっきりいたしておりません。しかし、これは起るものは万全の用意をしておかなければいけないということもございまして、産地ごとと構造改善の指導援助委員会というものを設けておりますけれども、この指導援助委員会には府県当局が大体リーダーシップをとっております。兵庫県においては、府県当局の産業なり労働なりの関係の責任者にこの援助委員会に入ってもらい、それから関連産業にも入ってもらう、それから地方市町村にも入ってもらうというところで、中高年齢層の労働問題が起るという場合には、どうしたら一番いいかというところをまず現場のその指導援助委員会に取り上げてもらい、それで本省として手を打つべきものも本省に連絡をしてもう、で私のほうから、また労働省等関係省にもお願いをして、所要の手をとっていくというふうに準備をしております。

○吉田(寛)委員 私の申し上げるのは、やはりその場合に他の産業の業者、代表者が集まって、寄って、そして何かと努力いたしましょうという委員会がかりにありとしましても、しかしそれでやはり何と言いますか、おまえ能力があるから雇ってやろうというように立場に置かれるのであります。やはり自主的に職を求めていくとか、あるいは進んで技術を売りに行くとか、そういうような対等の立場を与えてやらなければ、余っているからこちらに引き受けましょうというのでは、少し年をとってよろよろしてくれば、みんなそれは解雇しちゃうのです。これが実情でございますので、この激しい産業界におきまして、中高年齢層のうちの何割かは、やはり技術訓練をするとか、あるいは新しい労働能力を身につけるとかいうことをしなければいけません、こう言うのです。現状におきまして、いまの時点において、この労働力をこちらに配置しましょう、こちらで引き受けましょうということはあるいは可能でしよう。それでいまの景気が続いているのであります。しかし、そうじゃなしに、進んでこの職場を去っていくのだから、その去っていく人の中には新しい職を身につけて、技術を身につけて、新しい希望を持て進んでいくというふうにしなされてやらなければいけない、これを申し上げておるのです。これが大事な点だと私は考えております。それはまあ普通のニコソンの労働者にいくのならば、もっとをかついて何とかする、あるいはトロツコ

のうしろから押していくとか、そういうことはないではありませぬけれども、それはあまりにみじめです。この構造改善の事業の労働者の立場としてあまりにみじめですから、積極的に指導なさる必要がないだろうかと思っております。

○乙竹政府委員 御指摘のとおりでございます。わが国が、これから自由化を控え、相当各産業とも構造改善を進めていかなければならぬ場合に、非常に大きな問題は先生御指摘の点でございます。したがって、私たちとしては労働省、

関係省に十分お願いをし、力を合わせましてそのような対策を今後努力してつくり上げてまいります。

○吉田(寛)委員 海外市場の開拓の問題でございますが、これは非常に繊維産業としまして全体的に重要である、こう考えております。特にアメリカであるとかあるいはヨーロッパであるとか、ないしはアフリカ等の開発途上国も計算に入れるべきでございます。そこで、これらの諸国に向かつて市場開拓の努力をする目安も必要でしようけれども、その努力はどうしたらいいだろう。私はやはりこれは、政府の膨大な予算を出しておりますジェットロ、この活用ということが一番手近い問題ではないだろうか。一つ一つの産地組合によって自主的に市場の開拓をするということは事実上不可能であります。こういう点を考えましたときに、ジェットロの活用——きょうはジェットロは政府委員じゃありませんので見えておりませんが、この点はやはり進んで活用するということに指導なさる必要があるのじゃないか。一例をあげましたら、たとえばアメリカにおいて簡単な展示会なんかする場所をジェットロは持っている。ニューヨークその他に行きますと、自分で展示する場所を持っております。そういうところで簡単に、多くの経費がかからないで、ある種の繊維製品を並べて、そして小さな展示会、見本市的なものを催す、こういうような道も開けておりますし、またジェットロの予算を見ますと、そういう点につきましては予算も取っておるようでございます。それとあるいは市場調査とか、あるいはいろいろな事故が起こりましたことに対する調査とか、あるいは未開発地域に対する調査とか、そういうものの積極的なジェットロの活用ということはこの際重要な問題でないだろうか、こういうふうに思うのですが、それはどうですか。

○乙竹政府委員 御指摘のとおりでございます。私どももジェットロと十分なる連絡をとりまして、いま御示唆がございましたような点、特にジェットロでは業種別のPR費、宣伝費を持っております

が、これを活用するということが、それから特別展示会、これは政府の非常に大幅な補助でやれるようになっております、この活用でございますとか、それから個別商品の市場調査でございますとか、これもやりますとか、ただ、いずれにいたしましても相当業界負担があるわけでございますが、幸いにして産地別の組合が強化いたしますれば、その単位でもって十分ジェットロとタイアップいたしまして、海外マーケティングが相当できるというふうに期待をする次第でございます。なお今後ジェットロの予算におきましても、そういうものも十分盛り込んでもらいうようにせうか努力をいたしたいと思っております。

○吉田(寛)委員 海外市場の開拓につきまして、これは補助金とかその他資金的に政府援助があるのですか。

○乙竹政府委員 ございます。ジェットロ予算としてでございます。

○吉田(寛)委員 ジェットロ予算じゃなしに、ジェットロじゃなしに、業界からたとえば参りまして、これに協力してともに調査に当たるとか、あるいはともに参りまして、そしていろいろな経験を得るとか、展示会に参りますとか、そういうことについて援助の財政的な措置はあるのですか、それはないのですか。

○乙竹政府委員 繊維雑貨局予算として計上されておりますのは、特別調査費として二千万円でございますが、これの活用をはかるということ以外にはございません。

○吉田(寛)委員 補助金はないのですか。この協会あるいは団体等に対して補助金はございませんか。もしくは補助金でなければほかの何か……。

○乙竹政府委員 繊維雑貨局予算として、そういう海外マーケティングの予算はございません。通産全省を通じて、先ほど申し上げましたようにジェットロの予算の中に、特に繊維につきましては構造対策であるということで業種別のPR費を今度組み込んでもらっております。

○吉田(寛)委員 私のお尋ねしたいのは、ジェットロの予算はわかっておりますし、本省の予算もわかっておりますが、そうではなしに、構造改善の主体のはうですね。協会とか事業団とか組合とか、そういったものに対する何らかの補助の手はありますかと言っている。

○乙竹政府委員 いま先生の御指摘になったのは、市場開拓のための補助金でございます。うう、市場開拓のための補助金でございます。

○吉田(寛)委員 市場開拓あり、個々の展示会あり、市場のいろいろなトラブル等に対する調査もあり、あるいは情勢判断の資料を得ることもありましようが、海外市場開拓につきましては幾多の方法と目標、具体的な取り組み、対象はいろいろに分かれるだろうと思っております。これは開発途上国と先進国とで全く違ひましようし、アメリカ、ヨーロッパ、アフリカ等はそれぞれ条件が違ひておりますから、条件の違ひたところにはそれぞれ打つ手も違ひましよう。したがって、組合のほうで行くとか申しましても、なかなかこれは容易なことじゃないと思うのです。しかしジェットロのみにまかしておくこともできないだろうと思っております。そこで、参りますときに何か補助の手がないかという点なんです、なければいいです。

○乙竹政府委員 ジェットロの予算は、ジェットロ事業というようになっておりますけれども、実質は、組合が半額を持ちますと、組合の事業としてジェットロとタイアップしたというふうで海外の調査ができるような仕組みになっております。

○吉田(寛)委員 タイアップのPR費というものは、新聞の広告とかそれだけじゃないと思うのです。そして調査というものは、たとえば市場開拓の調査にしましても、これはジェットロが別途予算を持っておるわけですね。——ジェットロ自身の問題でありますから、特別にたいしたことではございませんので、これはよろしゅうございます。

それから、新しい技術開発というものがこれまた非常に重要だと思うのです。ことに生地も

はございませんで、先染めの複雑なあらゆる種類のものを持つております。したがって、これを嗜好に適し、流行に適し、あるいは流行の開発その他等々、需要に應ずるような新しい技術開発、こういったものは非常に重要だと思っております。技術者として身につける必要もありましようし、またこれに即応する機械の問題もありましようが、そういう技術開発につきましては政府としてどういふふうな財政的、人間的、設備的な援助もしくは用意をしておられるのでしょうか。その辺はどうですか。

○乙竹政府委員 技術開発には各方面でございますが、特に大事なのは新商品、デザインとか色彩とかを入れてございますが、こういう面の開発と、それから設備関係の開発と、両面あるうかと思っております。特に織布におきましては、高度化をはかつていかないと、開発途上国との競争にうちかたいていけないということでございます。われわれとしては、産地の組合が技術開発をするために手当てをされる必要な金につきましては事業協会が保証いたしますというふうな手をまず一つ考えております。それ以外に来年度以降は大幅に拡充をせねばならない、またしたいと思っております。そこで、参りますけれども、織機の技術開発につきましては、鉦工業の技術開発補助金のように若干のものを計上いたしておる次第でございます。

○吉田(寛)委員 技術に關連いたしまして機械の問題であります、新しく自動織機を入れます問題につきましても、これは将来膨大な数にのぼります。したがって、それはよほど注意しないといふと、日本のようなこの種の業界を当てにしましたメーカーがございませうから、必ずしも一流メーカーとは限りませんが、売り手市場的な、振り回されるという結果になったらいへんではないですか。だから良質のものをできるだけ低廉に、価格の安定をはかりまして供給を潤沢にしていく、そしてその間における取引を適正に行なっていく、この辺が手落ちなく行なわれるべきではないかと思っておりますが、ここらにつきまして十分な配慮も

あろうかと思ひますけれども、単に産地まかせにしてあるのかどうか、そしてまたこれはだいたいどうであるのかどうか。これらの見通しなり、あるいはお互いの取引の構造なり、その辺につきましてひとつ伺つてみたいと思ひます。

○乙竹政府委員 御指摘の点は非常に大事な点でございまして、構造改善計画をわれわれが中央でチェックいたします場合に、どの程度機械の需要があるのか、それが年間どのくらい出ていくのか、どういふ機械があるのかということとは当然チェックをいたしまして、日本の繊維機械業界の能力との調和は私たち十分注意して計画に組み込むつもりであります。しかしこれは単に中央の役人のそういう計画だけでは不十分でございまして、実は両業界、すなわち繊維業界と繊維機械のメーカー業界とは密接なタイアップがすでにでき上がつております。懇談会を設けてまして、数次にわたつて、どういふ機種を、いつ、どの程度というふうなことで、また値段につきましても、相当密接な懇談をいたしますが協力関係がすでにでき上がつておる次第でございまして。さらに今度は、従来の合理化対策、すなわち個々の企業者が個々ばらばらに機械メーカーに発注をするのではございませんで、産地がまとめて発注をするということになつておりますし、また産地の組合の連合会も中央にございまして、機械業界との連携はその点十分に、従来よりも強くできるというふうに思つております。

○吉田(寛)委員 これは最終までには何台くらい新調することになるのですか。

○乙竹政府委員 機械におきましては十七万八千台でございまして。

○吉田(寛)委員 かつて造船につきまして、造船資材に政府は補助したこともございまして。あるいはまた外国におきましては、ドイツあたりにおきまして農業保護のために肥料に対して相当国が補助をしたこともあるのであります。したがひまして、このたびのこの問題につきましては、すぐれた機械が非常に大きな働きをすることは申すまで

もございませぬ。これに対してもっと積極的に、その資材面につきまして特別に優遇するとか、あるいは融資するとか、あるいは補助するとか、何かの方法はないものであらうか。この点につきましてはお考えはありますまいか。これは事務の問題じやなしに、構造改善の政策の基本にひつかかる一つの問題点でございまして、どうかと思ひますけれども、その辺は議論されたことがあるのであらうか。重要な一つの問題点だらうと思ひます。

○乙竹政府委員 機械及び紡機の生産業界とのタイアップは先ほど申し上げましたようなことでございましてけれども、行政的にも機械業界を監督いたしております重工業局と私ども繊維雑貨局と実には密接に連絡をとつておりまして、重工業局のほうから必要な指導、援助を機械メーカーに対しては与えるように依頼をし、重工業局も十分配慮をしておる次第でございまして。

○吉田(寛)委員 農業の構造改善が、農業基本法ができて以来相当進展すべきはずであつたのだけれども、なかなか進まぬのです。そしてまた、あのころから、が然機械メーカーがふえてまいりました。いうならば、機械メーカーの競争のさうな感じがなないものであります。少しのサービス、少しの改良、少しの特徴等が売りものになりまして、そのために使う経費はばく大なものであります。こういうことを比較して考えてみましたときに、やはり国家的に、この種の重要な施策を推進する基幹をなす機械でありますので、この機械をつくるということについては、何か統一的な、そうして一番よいものをできるだけ安い価格で供給し得るような施策がどうしても必要ではないだらうか。たとえば、同じ鉄にいたしましても、よりよい材質のもの、そしてまた、よりよい組み立てができ得るように、あらゆる角度からほんとうにものをつくるということとをひとつ模範的に打ち出してみてはどうか。私は絶好のチャンスであらうと思ひます。こういった小さな機械メーカーというものは、えてしていろいろな問題

を起し過ぎておりますので、メーカーは小さいとは言えませんが、小さい機械を製造するメーカーは、したがひまして自動車とかその他のものと比較しましたら全く劣つておるのじやないかとさえ考えられますので、この機会に絶好のチャンスですから、メーカーを励ます意味で、あるいはまた構造改善を達成さす意味におきまして、あらゆる角度から総合的に援助もしくは指導、あるいはまた財政的に一つの補助とか保護とか、こういう手を打つていけることが適當ではないかと思ひます。

○乙竹政府委員 御指摘の点そのとおりでございまして、繊維、機械だけでございましては千三百億の合理化投資、ということとは、それだけの金が繊維業界に入るといふことで、従来とかく日本の機械がおくれがちであつたのは、繊維業界が疲弊しておりましたので、そのために注文も少なく、したがつて技術開発もできなかった、こういうことでございまして、今回のチャンスに、最もいい機械を、しかもできるだけ標準化したしまして、そうして割り安につくろつていふことで両業界が一生懸命に協力しております。ことしの秋にバゼルで非常に大規模な見本市が開かれますが、こういうものにもどんどん出ていって、ひとつ勉強してこようというふうな気組みになつておりますので、われわれもその方向で極力指導し、援助を申し上げたいと思ひます。

○吉田(寛)委員 大臣が見えまして、ごく簡単に二、三ポイントだけ締めくくつて終わりたいと思ひますので、ひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○乙竹政府委員 大臣が見えまして、ごく簡単に二、三ポイントだけ締めくくつて終わりたいと思ひますので、ひとつお答えを願ひたいと思ひます。

また中高年齢がかなりないではないのであります。が、こういった辺に対して魅力と安定、さらに充足といふいろいろな意味における希望、こういうものは、やはり構造改善の推進のためには、労働省とも十分に御連絡になり、あるいはまた教養の面におきましては、定時制の高校充足の必要もありましようから、文部省とも御連絡になり、健康面におきましては厚生省との御連絡もあり、あるいは給与面等もありまうから、実態面から考えてみましても、総合的な労働施策が必要ではないか。この法律をずっとながめてみますと、労働対策につきましては、六条の二項と十八条の二項に、政府は各々で労働者の職業安定のために配慮をするという以外に何もありません。労働者の立場、労働者の問題、労働力の問題、この問題は非常に大きな柱です。ところが、これには規定はないのであります。これはあまりにも影が薄い。どこかに手落ちがあつたのではないだろうか、こういうふうにも考えられますので、財政的に、また、いまのようにならざる角度から労働対策を、国務大臣として、もしくは通産大臣といたしまして、佐藤内閣の重要な施策を推進するといふ意味におきまして、各省とも相互連絡をおとりになりまして、労働対策に遺憾なきを期してもらいたいと思ひますが、この点についてひとつお考えを伺つておきたいと思ひます。

○菅野国務大臣 今回の繊維工業構造改善の特別措置につきましては、これはもちろん一つは労働力の不足ということが原因して今度の特別措置をとつてきたのであります。しかし一般産業についても労働力の不足という問題が起つてきておると私は思ふのであります。したがひまして、この際日本の産業を一段と発展せしめんがためには、労働体制の改善ということが重要な要素になつてきておると思ふのであります。そういう意味で、この労働体制をこの際再検討して、そうして労働力をもっとふやすといふことをやること、日本の産業の発展のためになるのではないかと、うことで、かねがねそういう問題につきましては

また中高年齢がかなりないではないのであります。が、こういった辺に対して魅力と安定、さらに充足といふいろいろな意味における希望、こういうものは、やはり構造改善の推進のためには、労働省とも十分に御連絡になり、あるいはまた教養の面におきましては、定時制の高校充足の必要もありましようから、文部省とも御連絡になり、健康面におきましては厚生省との御連絡もあり、あるいは給与面等もありまうから、実態面から考えてみましても、総合的な労働施策が必要ではないか。この法律をずっとながめてみますと、労働対策につきましては、六条の二項と十八条の二項に、政府は各々で労働者の職業安定のために配慮をするという以外に何もありません。労働者の立場、労働者の問題、労働力の問題、この問題は非常に大きな柱です。ところが、これには規定はないのであります。これはあまりにも影が薄い。どこかに手落ちがあつたのではないだろうか、こういうふうにも考えられますので、財政的に、また、いまのようにならざる角度から労働対策を、国務大臣として、もしくは通産大臣といたしまして、佐藤内閣の重要な施策を推進するといふ意味におきまして、各省とも相互連絡をおとりになりまして、労働対策に遺憾なきを期してもらいたいと思ひますが、この点についてひとつお考えを伺つておきたいと思ひます。

○菅野国務大臣 今回の繊維工業構造改善の特別措置につきましては、これはもちろん一つは労働力の不足ということが原因して今度の特別措置をとつてきたのであります。しかし一般産業についても労働力の不足という問題が起つてきておると私は思ふのであります。したがひまして、この際日本の産業を一段と発展せしめんがためには、労働体制の改善ということが重要な要素になつてきておると思ふのであります。そういう意味で、この労働体制をこの際再検討して、そうして労働力をもっとふやすといふことをやること、日本の産業の発展のためになるのではないかと、うことで、かねがねそういう問題につきましては

また中高年齢がかなりないではないのであります。が、こういった辺に対して魅力と安定、さらに充足といふいろいろな意味における希望、こういうものは、やはり構造改善の推進のためには、労働省とも十分に御連絡になり、あるいはまた教養の面におきましては、定時制の高校充足の必要もありましようから、文部省とも御連絡になり、健康面におきましては厚生省との御連絡もあり、あるいは給与面等もありまうから、実態面から考えてみましても、総合的な労働施策が必要ではないか。この法律をずっとながめてみますと、労働対策につきましては、六条の二項と十八条の二項に、政府は各々で労働者の職業安定のために配慮をするという以外に何もありません。労働者の立場、労働者の問題、労働力の問題、この問題は非常に大きな柱です。ところが、これには規定はないのであります。これはあまりにも影が薄い。どこかに手落ちがあつたのではないだろうか、こういうふうにも考えられますので、財政的に、また、いまのようにならざる角度から労働対策を、国務大臣として、もしくは通産大臣といたしまして、佐藤内閣の重要な施策を推進するといふ意味におきまして、各省とも相互連絡をおとりになりまして、労働対策に遺憾なきを期してもらいたいと思ひますが、この点についてひとつお考えを伺つておきたいと思ひます。

また中高年齢がかなりないではないのであります。が、こういった辺に対して魅力と安定、さらに充足といふいろいろな意味における希望、こういうものは、やはり構造改善の推進のためには、労働省とも十分に御連絡になり、あるいはまた教養の面におきましては、定時制の高校充足の必要もありましようから、文部省とも御連絡になり、健康面におきましては厚生省との御連絡もあり、あるいは給与面等もありまうから、実態面から考えてみましても、総合的な労働施策が必要ではないか。この法律をずっとながめてみますと、労働対策につきましては、六条の二項と十八条の二項に、政府は各々で労働者の職業安定のために配慮をするという以外に何もありません。労働者の立場、労働者の問題、労働力の問題、この問題は非常に大きな柱です。ところが、これには規定はないのであります。これはあまりにも影が薄い。どこかに手落ちがあつたのではないだろうか、こういうふうにも考えられますので、財政的に、また、いまのようにならざる角度から労働対策を、国務大臣として、もしくは通産大臣といたしまして、佐藤内閣の重要な施策を推進するといふ意味におきまして、各省とも相互連絡をおとりになりまして、労働対策に遺憾なきを期してもらいたいと思ひますが、この点についてひとつお考えを伺つておきたいと思ひます。

また中高年齢がかなりないではないのであります。が、こういった辺に対して魅力と安定、さらに充足といふいろいろな意味における希望、こういうものは、やはり構造改善の推進のためには、労働省とも十分に御連絡になり、あるいはまた教養の面におきましては、定時制の高校充足の必要もありましようから、文部省とも御連絡になり、健康面におきましては厚生省との御連絡もあり、あるいは給与面等もありまうから、実態面から考えてみましても、総合的な労働施策が必要ではないか。この法律をずっとながめてみますと、労働対策につきましては、六条の二項と十八条の二項に、政府は各々で労働者の職業安定のために配慮をするという以外に何もありません。労働者の立場、労働者の問題、労働力の問題、この問題は非常に大きな柱です。ところが、これには規定はないのであります。これはあまりにも影が薄い。どこかに手落ちがあつたのではないだろうか、こういうふうにも考えられますので、財政的に、また、いまのようにならざる角度から労働対策を、国務大臣として、もしくは通産大臣といたしまして、佐藤内閣の重要な施策を推進するといふ意味におきまして、各省とも相互連絡をおとりになりまして、労働対策に遺憾なきを期してもらいたいと思ひますが、この点についてひとつお考えを伺つておきたいと思ひます。

労働大臣ともよく話し合つておるのであります。労働体制の改善ということについて労働省が主として配慮をしてほしいということをお願いしておるのであります。お話しのとおり、この問題につきましては文部省とも厚生省とも今後協議をして、労働体制の改善と同時に、日本の産業の発展ということで努力をしたいと考えております。

○吉田(實)委員 いま一点は財政の關係でありますが、やはり財政資金というものが相当大きな働きをすることは申し上げるまでもございませんですが、特に財政投融資の資金計画の關係と、それから民間の金融の關係、これは産地組合、業者のほうを援護するという關係では、どうしてもこの方面からも積極的に手を差し伸べてもらわなければならぬ。結局この財政の裏づけといたしまして、一般会計からの補助金、また事業団からの資金、協会からの買上げ資金等各種資金問題がございませうけれども、同時に、業者の団体であります。その確保する資金の問題は、これは相当困難じゃないかと見ております。といひますのは、小さな業者になりますと、さつきも言うておりましたのですが、あまり小さな業者で信用力のないのはこのごろ四苦八苦なのです。四苦八苦のときに融資を受ければ返さなければならぬ、こういうことになって、資金につきましては民間の、もしくは政府關係金融機関の力強い相互協力がなされていかねばならぬと考えるのですが、これも通産省だけのお仕事ではないので、大蔵省との關係あるいは政府關係の金融機関に直接の關係もありましようから、よほど総合的な協力が必要であると思ひますが、この点につきまして特に御配慮されてしるべきじゃないかと思ひます。

○菅野國務大臣 この組織の問題につきましては、一つは、やはり将来の資金の自由度というやうな問題からも今度の特別措置を考えた次第であります。したがひまして、この織布の産地組合の問題につきましては、開銀の地方開発資金の積極的な活用をはかるとか、あるいはまた大蔵当局

とも連絡の上で、市中の銀行の融資をはかるとかいうことで資金の点については十分に考慮したい、こう考えております。

○吉田(實)委員 全体の構想はかなりまとまつておると私も考えております。また地方における産地組合の新しい計画を見てみましても、これならという自信も持ち得るよう思ひます。

そこで、最後にこういう点はどうなんでしょう。あなただは経済学の専門家でありますので、なお特におつておきたいと思ひますが、もしベトナム戦争でも済むならば世界経済情勢は一変するのじゃないか。そういうやうなときに、いまのやうな高次のな発展ということだけを考えるのでは半面じゃないか。悪い面も考えておかななくちゃならぬのじゃないか。そういうことにでくわしたときに、一体これではいかぬか。それについてはどう考へておるか。それでもないじやうぶなのか。そういうときには、ぜひふんと言つて骨を折つて、そして産地組合をつくつて、協力して、やうて借金をごしらえなければならぬ、結局投資資金になつた、やうけ生産できるやうになつたけれども、百姓のやうに豊作貧乏になつたといふことで、未だまで恨まれる、そういうことにはなつてはたいへんでありますので、その点についてはどうなんですか。これは仮定がちよつと入りますけれども、経済変動もありまふので、経済学者の通産大臣は特にこの辺は御配慮になつておると思ひますので、伺つておかなければならぬ、こう思ひますので……

○菅野國務大臣 ベトナム戦争がかりに終つたかどうかというやうな御質問であつたと思ひますが、私はベトナム戦争が終ればかえつて世界的な経済交流というものが盛んになるといふやうに考へております。したがつて、日本の産業全体を見ても、そう悲観すべきことではない、むしろかえつて日本の産業の飛躍を生むものではないかというやうに考へております。また同時に、いま南北問題などの關係でいわれる開発途上国に對しての経済援助というものもだんだん盛んになつて

てきますから、それに應じてことに組織製品などは将来販売先がだんだんと拡大してくるというやうに考へられます。したがつて、私はベトナム戦争がよし終つても、この組織の問題についてはそう悲観する必要はないのじゃないかと考へております。

○吉田(實)委員 法人の性格をちよつと伺つておきたいのですが、例の協会ですね。何条でありますか、協会の法人について伺つて、これで終わりたいのです。組織工業構造改善事業協会、この法人ですね。この法人につきまして、どういふふうにお考へになつておりましたか。例の行政管理局の設置法の二条の四号の二ですか、あれに該当するのじゃないのか、そういうことについて、これは事務のほうでいいですか、どういふふうにお考へになつておるか、ちよつと見解を明らかにしておいてもらひたい、こう思ひます。やはり特殊法人であるのかないのかということです。

○乙竹政府委員 ただいま御指摘の事業協会でございますが、これは構造改善事業を実施いたします中核体として民間が設立を行つた、これに對しまして政府が積極的な財政支援を行ないますとともに、さらに強制徴収権等を与えるという特殊な団体でございます。したがひまして、これに對しましては十分所要の監督を加える必要がございますので、現在の法律のやうなかつたやうになつております。

特殊法人に入るか入らないかという点でございませうけれども、これは確かに民法や商法に規定しておりますのと同様の一般法人でございまして、特殊な法人ではございませうけれども、行政管理局が審査をいたします行政管理局設置法二条の四号によりまふ範囲にこの事業協会が入るか入らないかという点につきましては、民間設立の法人はこの審査の範囲内に入らないという解釈になつております。

○吉田(實)委員 つまり民間人が主体的に設立した法人だから、こういう理由でございませうね。

○乙竹政府委員 さやうでございませう。

○吉田(實)委員 終わります。

○島村委員長 加藤清二君。

○加藤(清)委員 私は、ただいま上程されております組織關係法案につきまして質問を試みたいと存じます。時間がもうすでに五時でございませう。ですから、私も質問の要点をかいつまんで、いわゆる時間的協力をしたいと思ひます。したがつて、御答弁なさるほうもそのおつもりで、簡潔に要点をびしやりびしやりとお答えいただきませう。先ほど来の御答弁を聞いておつて、乙竹さんがたいへんよく勉強なさつて、よく知つていらつしやるということはよくわかりましたから、簡潔にひとつお願いをいたします。

最初に大臣にお尋ねいたします。大臣はこの法案を法律としたいと考へていらつしやるのか、いならつしやるのか、いずれでございませうか。

○菅野國務大臣 もちろんこれを成立させたいという熱望に燃えております。

○加藤(清)委員 待つこと久しです。ですから関連質問が一時間半にわたつておるのです。一体どこに行つておつたのです。

○菅野國務大臣 参議院の石炭特別委員会のほうに出席しておりました。

○加藤(清)委員 いずれが重要ですか。

○菅野國務大臣 向こうでは採決がありますので、私がおしまひまでおつたわけですが。

○加藤(清)委員 わかりました。採決は大事であるけれども、質問は大事でないとおつしやるのですか。

○菅野國務大臣 採決も大事であります。質問も同時に大事であります。

○加藤(清)委員 それだったらなぜ時間とおりに来ないのです。

○菅野國務大臣 私のからだが一つでありますから、両方に行つていけなかつたんです。

○加藤(清)委員 だからスケジュールを組んで——いつものことですが、まぎわになつてからあわてだす。ざまをぐらんないかい。何人いる。これで熱が入つていと言へませうか。お運夜みたい

なことをやっているじゃないですか。業界に向かつては、社会党が反対だ、社会党が反対だと言いつつは理事一人しかいない。どっちが協力的なんです。はっきりしてもらいたい。

○菅野国務大臣 御質問の趣旨はつきりわかりませんが、この法律の成立をわれわれのほうでは熱望いたしておるのであります、したがって……。

○加藤(清)委員 わかった。熱望はしておるけれども、それは心で折っておるだけで、具体的にあらわれておるところはちつとも熱心じゃないじゃないか。たった一人、繊維局長一人が熱心じゃないか。どうなんですか。

○菅野国務大臣 石炭のほうももう少し早く終わるつもりでありましたが、石炭の採決がおくれましたので、したがってこちらに来ることがおくれたわけであります。

○加藤(清)委員 全くこの法案は風前のともしびなんです。ろうそくは燃えよう燃えようとしておる。ところが、あちらからもこちらからもいような風が吹いてくる。もうあとどれだけ時間があるとお考えなんです。私はほんとうはあさってやるはすになっておった。それをきょうになつて、きょうにしてくれというものだから、協力するために、時間はおくれでもいま立とうとしておるわけなんです。

ところで問題は、本論に入る前に二つだけ質問をしておく。

第一は、あなたのこの法案に対する気持ちなんです。ほんとうに通すつもりがあるの。どうなんですか、これは。

○菅野国務大臣 この法律の成立を熱望しておることは、繰り返し申し上げておる通りでございます。

○加藤(清)委員 じゃ態度で示していただきます。

第一番、いいですか、ろうそくが燃えよう燃えようとしていても、風が吹いてくると消えます。

どこから風が吹くか。健康保険から吹いてくるのです。これであさって一つ間違えば全委員会ストップになります。おわかりでしょう、全委員会ストップです。しからばあなたは坊大臣に対して——ぼうとは何がしの某じゃなくて、固有名詞の坊なんです。坊大臣に対してあなたはこういう交渉をします。態度で示してもらいたい。

○菅野国務大臣 石炭のほうもそういうような関係で、きょうぜひ採決したいということですが、私が最後までおったわけであります。きょうも幸い皆さんが熱心にこの問題について御審議していただいておりますので、したがって、私どもとしては非常にその点感謝いたしております。

○加藤(清)委員 石炭のことを聞いているのじゃない。坊大臣に対してどういう態度を示しなさいかと聞いている。

○菅野国務大臣 坊大臣に対して私がどういう態度を示すか、これは要するに、健保の問題を早く解決してもらいたいということは、各大臣ともみな希望している点だと思ひます。

○加藤(清)委員 冗談じゃないですよ。この法案に關してはあなたは知るや知らず、私はローゼンなんです。夜討ち朝がけで、毎日のように、社会党が反対しているからこれが通らぬ通らぬといつてわんざわんざ詰めかけられておる。そういうやさきと与党みずから、最高責任者であるあなたは、この法律を通さなければならぬということの信念を持っておるとするならば、風前のともしびの前へ立ちだかつて、その風を防ぐべきではないか。健康保険から風が吹いてくるのは明らか事実じゃないか、どうなんですか。これはわかっている事実じゃないか。

○菅野国務大臣 健康保険の問題は、これは厚生省の問題でありまして、内閣全体の問題でありますので、私一人の力でこれをあはさるうするといふことはできないと思ひます。

○加藤(清)委員 あなたはどうすると聞いている。

○菅野国務大臣 私は、もちろん健康保険が皆さ

んの御審議を得て、これが成立することを希望いたしております。

○加藤(清)委員 健康保険のことを聞いているのじゃないのだ。そのいかにいって、こちらへ風が吹いてきて消えるということを言っているのだ。何であんなそんなことで時間かけるの。早く通したかったら、おのれみずからもつとはっきり態度を示したらどうですか。

○菅野国務大臣 私は、石炭の問題のほうを早く採決していただいて早くこちらへ来たいと思つておったのでありますが、向こうの採決がおくれましたからして、その点においてこちらへ来るのをおそくなつたことは申しわけないということをおそくから申し上げておるわけでありまして、せつかく皆さんが熱心にこの問題について御審議いただいていることは非常に感謝しております。また皆さんがこの法律を早く通してやろうというお気持ちに對しても、私も非常に感謝しておりますのであります。したがって、もう時間がおくれましたけれども、御審議をきょうしていただければ、この上ないありがたいことだと存する次第であります。

○加藤(清)委員 余分なことは言わぬでもいいから、質問に対して答えてください。坊大臣に対して——健康保険のぐあい荒れると、暴風になつて一斉ストップになりますよ。ようおわかりでしょう。おわかりになりますか。したがって、健康保険の審議が荒れないように努力することが、まずもつてこの法案を通す前提条件なんです。だからそれに対してあなたはこういう態度を示されるか聞いておる。

○菅野国務大臣 坊大臣に対して、けさから私はいかへせんからして、どういふ態度をとつたらいいかはつきりわかりませんが、もし私がいままでに会つておれば、早く法律を通してもらいたいといふことを、坊大臣に私からお願ひするつもりであります。

○加藤(清)委員 会つておればじゃ、向こうの意思じゃないですか。自分に意思がないということ

をはしなくも示したじゃないか。これから会つて、こちらのほうに大切な法案がかかつておる、おまえのほうの出方がんでこれが消えてしまふ、おまえのほうあんまり荒れるなと言ぐらいあつてしかるべきじゃないか。

○菅野国務大臣 社会労働委員会のほうがいまだという状態になつておるかという情報が私に入つておりませんからして、したがって坊大臣に對してそういうことを私が言うか、私自身もわからないのであります。

○加藤(清)委員 わかったら、あなたの誠意を坊大臣に示しますか、示しませんか。そうやってこの場所だけ逃げたらそれでよろしいという考えだったら、これは通りませんぞ。

○菅野国務大臣 社会労働委員会の状況を私が辛ににして知ることができ、坊大臣に對して私が言うところ、坊大臣が言うことを聞くか聞かぬか、それはわかりません。しかしながら、ぜひ私から言えということであれば、それは私は伝えまされども、しかし私の言うことを坊大臣が聞かぬかぬかということ、これはまた別問題だと思つております。

○加藤(清)委員 この上には誠意あつて、その誠意を態度で示すところの誠意がない、こう受け取つてよろしうございませうか。

○菅野国務大臣 その誠意というのはどういう……(加藤(清)委員「通したいという誠意」と呼ぶ)通したいという誠意なら、先ほども申し上げましたとおり、この法律案を成立させてもらいたいという私は熱望に燃えておる。と同時に、したがって皆さん方の御審議を特にお願い申し上げたいということは先ほどからお願ひしておるとおりであります。

○加藤(清)委員 こういうあはなことを言うておるから時間がかかる。坊大臣に對して交渉する誠意ありやいなや、これを聞いておるのです。たとえば、状態はわからないとか、会わぬからとか、まるきり受け身じゃないか。消極的じゃないか。

どこに誠意があるか。事務当局は夜昼なしに夜討ち朝がけで苦勞しておるじゃないか。当の責任者がそんなことでどうするのです。野党にばかり誠意を要求して、努力を要求して、本人みずからがそんなことでどうするのです。それでこれを通そうと思っておるのですか。他力本願で通そうと思っておるのか。

○菅野國務大臣 私は委員会に出ておりましたからして、坊大臣と会う機会がなかったのであります。したがって、社会労働委員会がどういう状態にあるということも知ることができなかったのであります。でありますから、坊大臣に対して私が忠告するということもできなかったわけでありまして、その点御了承願いたいと思ひます。

○加藤(清)委員 今後どうするか聞いておるのです。同じことを繰り返すが、いたずらにあなたが時間を延ばしているのですよ。こうなると答弁のいかんによる。将来どうする、あるいはきょう終わったかどうか、あしたの朝どうするとか、夜討ち朝がけでも希望があったらやるべきじゃないか。

○菅野國務大臣 私が出なければ社労のほうが進行しないということであれば、それはもちろん私が乗り出しますけれども、それだけの力が私にあるかどうかというところはまた別問題ということだけ申し上げておきたいと思ひます。

○加藤(清)委員 そこから先親分の三木さんのところに行つて頼んでいられたいとまでは言ひませんが、あなたの誠意を具体的に示すべきですよ。それを示されずに、業界に向かつてときに、私は通すつもりでおるけれども、社会党が反対しておるからそれで通りませんなどといううな、そういうニュアンスのことを軽々しく大臣はしゃべるものじゃないですよ。だからよけいもめるのです。そういう前提に立つて、これを通してもおもうひとつ効果が懸念される向きがある。したがって、そういうあなたのこの業界の不況を建て直すという根回しをしてからならなければならぬと思う。あなたきょうこれを読みましたか。

○菅野國務大臣 日本経済新聞ですね。読みました。

○加藤(清)委員 どう考えましたか。

○菅野國務大臣 これは、前から加藤委員からも私にお話があったことでもありますし、そのときも申し上げたと思ひますが、付加価値だけ課税するということは、いままでわれわれ反対しておりましたし、日本の零細業者に対する保護という意味においても、反対しております。それからまた、韓国側からも、これに対してわれわれに要望しておりますけれども、私はそれは不可能だということに韓国側へも返事をしておる次第であります。

○加藤(清)委員 繊維業界は不況である。だから、大切な国民の血税を使つてもなおこの業界を立て直さなければならぬ。特に繊維業界のうちの零細中小の機場は、前の質問にも出ましたように、非常に不況である。倒産は歴史始まって以来の高度のレコードをつくり続けている。こういう状況ですね。これは認めますね。どうですか。

○菅野國務大臣 今日繊維業界に対して何らかの策を施さなければ、この繊維業界というものが立っていかないということについては、われわれ理解いたしております。

○加藤(清)委員 そこで、特に中小零細の倒産を救うにあつたての具体策、これはこの法案を通過させただけでは足りない。あまたあまたの諸情勢、これが完備しない限りにおいては、倒産は続くのです。あなたにお尋ねする。中小企業の三人や五人は倒産してもよろしいか。それはいけませんか。いずれです。

○菅野國務大臣 中小企業者の倒産を防ぐべく、今回中小企業振興事業団を設けたり、またこの繊維の特別措置法を考えたのでありまして、何も倒産を喜んでおるわけでは決してございません。

○加藤(清)委員 先ほどからお尋ねしておるように、それはあなたの誠意ですか、気持ちだけでですか。それとも、他の省に対してその誠意を披瀝して具体化していらつしやるのですか。

○菅野國務大臣 この特別措置の問題は、大蔵省との折衝においていろいろ困難な問題がありまして、私も最後に、幸い局長その他みな熱心に交渉するし、私も最後に大蔵大臣に交渉して、この法律案をつくつたような次第であります。したがって、いまは、この日本の繊維産業に活を入れるためにはぜひ必要だという意味において、私はこの法律案を通すことを非常に熱望しておる次第であります。

○加藤(清)委員 外務省から来ておられますか。

○須磨(清)委員 はい。

○加藤(清)委員 外務省から来ておられますか。

○須磨(清)委員 経済局長須磨です。

○加藤(清)委員 お尋ねいたしますが、あすから日韓の貿易会議が行なわれますね。だれが出ておられますか。

○須磨(清)委員 明日から十四日まで、韓国において貿易会議が行なわれます。鶴海経済局長、そのほか通産省から吉岡参事官、農林省から内村参事官、大蔵省から細見調査官、そのほか係官が行つております。

○加藤(清)委員 そこで、当然わが国との経済協力関係上、もし経済協力をし、日本が援助をすれば、日本の中小企業、特に繊維産業と競合するところの問題があらた出てくると思ひます。これに対して、行かれましては経済局長は、三木外務大臣からどのようなことを仰せつかつて行かれたのですか。

○須磨(清)委員 この会議の議題につきましては、まだ最終的に決定を見ておらないのですが、大きく分けまして、貿易問題と両国間の貿易促進に関するその他の問題、こういうことになっております。貿易問題の中には、一次産品の貿易の自由化と保税加工の問題等がございます。これらにつきましては、何も韓国との交渉ばかりでございせんが、国内の中小企業に対する影響について十分考慮した上で交渉する、こういう一般的な訓令を持つております。

○加藤(清)委員 考慮の内容を承りたい。

○須磨(清)委員 その具体的な訓令の内容につきましては、申しわけございませんが、これは公表の一般に、たとえば特惠等の問題につきましまして、先生御承知だと思ひますが、一般の会議におきまして、後進国からの非常に強い要望がございまして、三木大臣から、後進国の強い要望に対して慎重な考慮を払う、これは日本として……。

○加藤(清)委員 わかった。そこまでいい。あなたの答弁いかんによつては、あすの予算委員会においてこれを大臣から承ります。そうして問題になることでございましょう。あなたは、訓令の内容について箱口令をしかれておれば、内容については答えられないでしよう。それは認めます。それが外務省のいままでの方針でございまして、交渉の最中にあるいは交渉が行なわれる以前に、交渉の内容についてのわが国の態度は、国会の議員の質問があつてもなおこれは拒否をする、こういうのが前例でございまして、この点はいかがですか。

○須磨(清)委員 ただいま先生がおっしゃいました拒否をするというのは、あれだと思ひますが、従来とも、たとえば先般の台湾との交渉の場合に、私も農林部会に呼ばれて、同じような御質問を受けたのでございますが、大体の内容を申し上げまして、それ以上具体的なことは申し上げられないということをお答えいたしました。

○加藤(清)委員 じゃ、大体の内容を言つてください。あなたは大体の内容は言えると言つたのだから。

○須磨(清)委員 アジア課長代理でございすけれども、かわりに説明してもよろしゅうございすか。実は須磨次長は一昨日までアメリカに出張しておりましたので……。

○加藤(清)委員 いいですよ。

○藤田(清)委員 先生の御質問は、全部の議題についての御質問でございすか。

○加藤(清)委員 答弁に出なければ質問をよく聞

いておってください。

須磨次長が、交渉にあたっては経済関係のことが多い、特にそれは日本の中小企業と競争することが多い、その内容の一つに保税加工のことがある、一次産品の問題がある、それを向こうが強く要望している。したがって、それについての訓令はいかんと尋ねておるわけです。その訓令の内容を聞いておるわけです。わかりましたか。

○須磨説明員 それではお答え申し上げます。いまの保税加工の問題につきましては、韓国は一年前の会談のときにやはり同じようなことを希望しまして、これに対します共同コミニケがあるのでございますが、これについてはいろいろ関税上の問題もあるし、それからKRとの関係もありまして、第三国との関係もあるというようなことをあげまして、韓国が従来主張していたあれば、わがほうとしてはこの際のむねにいかない、こういうことでございます。

○加藤(清)委員 最後のところをもう一度言ってください、大事なところですから。従来の申し入れについて、その次は……。大事なところは大きい声で……。

○須磨説明員 韓国側の主張をそのまゝのむといたうについては非常な困難がある、こういうことでございます。

○加藤(清)委員 私もう思います。必ずしも韓国の申し入れをそのままのまゝにしなければならないというほど隣と仲よせぬでもないと思う。このことは、佐藤総理が日韓条約を国会で批准された場合にちゃんと答弁していらつしやる。すなわち、隣と仲よくすることにないでなぜ社会党は反対をするのか、こういうことがスローガンになっている。で、私は尋ねた。うちの女房や子供を苦しめてまでも隣となぜ仲よくしなきゃならないのか、自分の妻を泣かせてまでも隣の女房と仲よくしたら、これはよろめきではないか。その結果、そのとおりでございます。決してうちの子供や女房をいじめてまでもさようなことはいたしません、と答えた。当然のことなんです。現在の総理がそう

答えている。

ところで、軍事機密ほどではないけれども、外交交渉の内容を事前に国会で明らかにさせたいなどと、私はそんなやばなことは言っておるんじゃないや。これはスクープされたのかどうだったのか、これは知りません。そこでお尋ねしますが、これは大蔵省と書いてある。そこで関税局長にお尋ねするが、これは関税局長が公表したものでございすか、いかがですか。

○谷川(宏)政府委員 公表したものではありません。

○加藤(清)委員 しからば、ニュースソースはどうなりました。

○谷川(宏)政府委員 関税局におきましては、関税の問題、いろいろございしますが、研究課題の一つとして、韓国との保税加工貿易の問題も研究はしております。しかし、きょうの新聞紙上に出ております内容を一つ一つ吟味してみますと、私どもが研究しております内容とはだいぶ違つておる部分があるわけでございます。また、私どもが研究はしておりますが、この問題は非常に重要な問題でありますし、今後の国内の産業界に与える影響も非常に大きいわけでございますので、慎重に研究をしておる段階でございます。また、韓国との保税加工貿易に関連して、たとえばしほりに対する日本の関税の扱いをどうするかという点につきましては、現在のところ、昨年来国会で答弁申し上げているとおり、また外務省からただいま答えられましたとおり、現在におきましては、付加価値部分だけに對して関税をかけるということはできない次第でございますので、そのような方針でやっておる次第でございます。

○加藤(清)委員 あなたはきょうのこの新聞に出てくることは、大蔵省で検討を進めていることとだいたい相違がある、開きがあるとおっしゃられた。この相違のある点をお示し願いたい。

○谷川(宏)政府委員 研究していくうちに業界の意見等も聞きまして、また関係各省とも相談をしてだんだん結論を出すわけでございますが、新聞に書いてあることは、結論的なことが書かれてあるわけでございまして、結論的な部分はすべて違つてございまして、一つ一つお尋ねいたします。

低開発国からの輸入品のうち、わが国の原材料を委託加工した製品については、輸入価額から原材料を差し引いた価額に課税する、すなわち、付加価値的な課税ですね。それを実現しようとしていらつしやるのかいらつしやらないのか。

○谷川(宏)政府委員 ただいまのところは、そういう方式を実現するつもりはないのであります。

○加藤(清)委員 やり玉に上げられては、それを適用なさるおつもりであるのかないのか。

○谷川(宏)政府委員 現在のところは、しほり加工品に對しまして関税定率法十一条を適用する考えはないわけでございます。

○加藤(清)委員 もう一度念を押しておきます。しほり加工について、この特惠関税と思われる付加価値だけに課税する、かようなことを期近に行なう意思はありやいなや、ありますからありませんか。

○谷川(宏)政府委員 期近ということが最近というところでございますならば、最近の時点において実行するつもりはありません。

○加藤(清)委員 最近の期日はどの程度でございましょうか。

○谷川(宏)政府委員 この問題につきまして現在私ども研究はしております。また、関係各省と今後折衝する必要もございするし、またその際に関係産業界、特に中小企業が多い業界でございすから、その業界の実態を十分に調査をし、またその意向を十分に政策に反映させる必要があるわけでございます。関係各省との折衝あるいは業界の意向を打診するというところにつきましては、相手のあることでございすから、私の見る

ところでは、相当の日数を要するものと考え次第であります。

○加藤(清)委員 念を押しておきます。結論的に違つた点が多いとおっしゃいましたが、いまのこの付加価値をしほりをサンプルにして、しほりをモデルケースにして、そこから他のものに波及させるということはこの当分の間、検討はするけれども、実現はしないと、この新聞の記事をくつがえしなさいませうか。

○谷川(宏)政府委員 新聞の記事を私読みましたところ、そういう考え方もあるけれども、関係各省あるいは関係業界の反発が相当強いので、この実現は非常にむずかしいというような記事になっておるのでございます。この点は私は事実であらうと思ひます。それ以外の、大蔵省が研究をして、こういう事柄についてこういう結論に到達した、といったように誤解されるような表現の部分は、その点は違つたということを申し上げたわけでありませう。

○加藤(清)委員 はい、わかりました。それではお尋ねいたします。この新聞にもすでにそのことが解説されておりますけれども、付加価値の考え方というものは関税定率法の中にあります。しかしそれは決して国内の業者をいじめたり国内の業者と競争するようなところに許された前例はない。日本国内で加工することができない、それは非常に困難性がある。つまりことをかえていけば、絶対に競争しない、悪影響を及ぼさないという場合に特惠を与えていく、そうですね。そこはどうなんですか。

○谷川(宏)政府委員 関税定率法第十一条の解釈としては、いま仰せられたようなことに一応なつております。

○加藤(清)委員 ところで、今度検討を進められておられますところの繊維に対する付加価値税の恩恵は、これは目的が違つた。コストを引き下げるといふところに目標がある、そうですね。コストを引き下げるといふところに目的がある、これはお認めになりますか、なりませうか。ならなければ

ば説明します。

○谷川(宏)政府委員 韓国の要望がそういう趣旨で出ておるといことは推測されますけれども、コストを引き下げるということだけであるかどうか。そのほか日韓両国の片貿易の是正の問題の解決法の一つとして、韓国として輸出するに適当な品物をこれ選択考慮した結果、これが一番いいというように配慮のもとに考えておるとい趣旨もあるのじゃないか、こう考えます。

○加藤(清)委員 貿易のアンバランスは正の材料にこれを使うというあなたの説は初耳だ。それはしかしもはや通商局なり振興局で検討する問題でございす。もちろん外審の場合は大蔵省ともいろいろ検討しなければならぬ問題でございすけれども、だから論点を明らかに発展させることはやめておきましょう。

問題は、日本の業者が何故ゆえに、日本の中小企業が苦しみというのを承知の上で——もつとはっきり言いましようか、某有力大臣を動員かけてこれを押し切ろうとしておるかといえ、それはコストが安いというところに魅力がある。もう一つは、そのまま持つてきてコスト高にして売ることが可能であるというところに問題がある。それは利潤が非常に多いということなんだ。そこに問題がある。これはノリと同じことなんだ。私もコストの引き下がることを反対はいたしません。しかし引き下がったところの恩恵はだれが受けるかといえ、それを扱った商社とこれを世話した政治家だけが恩恵を受けるということについては賛成はできません。なぜかといえば、日本に持ち込まれたその製品は日本物として売られる。ノリと同じです。質の悪い、技術の悪いものが、日本へ輸入された場合に、純粋に日本でできた高級品と同じように売られておる。このことはさきの予算委員会において私が品物を持つてきて鑑定させたから、わかったでしょう。原田君おられますか。通商局長、わかっておるはずだ、そうですね。わからなかったら実物を持つてきて見せま

なつて、その恩恵を国民が受けるというなら話はわかる。ここに反対の最大原因があり、国民の納得できない問題があるわけ。それをあえて推し進めるだけでなくて、検討しておるというお答えでございすから、それを信頼して次に論を進めたいと思ひます。

もし原材料がよその国から輸入されたものであつて、付加価値だけがプラスされたものである、そういうものに対しては恩恵を施すのが当然であるという考え方がもつたところまでいかなければ、それはいまのような利潤分配のところまでいかなければ、前におかしな話であると思う。なぜかといえば、その論が正しいとするならば、私は次に申し上げたい。しからばいま議論をいたしております日本の綿製品は材料はどこの材料です。毛製品の材料はどこの材料です。材料は、コットンはほとんどアメリカでしよう。もちろんエジプトも少々あります。ウールはほとんど豪州でしよう。それを今度日本で加工してアメリカに出すときにどうなつておる。特惠待遇を受けておる。これは七重八重、十重二十重の制限を受けておる。アメリカ自体がそうなんです。御存じでしょう。関税どこのの値じやない。二国間協定、四国間協定、綿製品輸出協定、これはひどいものです。日本だけが特別過酷な措置を受けておる。その措置に対して、いまそこにおります蒲谷君たちが去年もジュネーブに行つてずいぶん努力しておるから、その努力については多としておる。しかし、長きにわたる努力がありながらも、なお日本の綿製品のアメリカ輸出については制限の歴史なんです。不平等の歴史なんです。いまの國際法の通念が、関税法の定率の通念がそれが正しい認識となさるならば、返すことはで直ちにアメリカと交渉しなさい。これすべてアメリカのコットン・ファーマーがつくつたところの材料ではないか。わが国で加えたものは一体何か。わが国の加えたものは英知と技術だ。それが制限に制限を加えられておるではないか。いかがです。

○谷川(宏)政府委員 ただいまの問題は二つの面

から考えることが私は適當だと思つてわけでありま

す。一つは、現在の日本の関税定率法の十一條の規定でございす。これは加工または修繕するため外国に物を出し、そしてその場合日本において加工または修繕することが困難な場合におきましては、付加価値だけに對して課税をすることができ、こういう規定になつておるわけでありま

す。これは必ずしも後進国だけに適用すべき規定ではございせんし、またいまお話しのように、日本において加工、修繕ができない、すなわち、外国にその機械の修繕の特許があるとか、日本ではとても技術的にできないものであるとか、そういうものに限るといふのが法律の趣旨でございす。明文はいま申ししたようになっておる。すなわち、解釈の余地として、経済的な理由によつて加工または修繕が困難なものについてどうするかといふことが一応議論の対象になることはなるわけですが、ただいまの政府の考え方は、国内において技術的に加工または修繕ができない場合に限るのだ、したがひまして、ことに日本のしほりのように、関係している方々が中小企業が非常に多い、そういう中小企業の方々が圧迫するやうな結果になるやうなことに對しては、いまの段階でそうすべきじやないという問題であります。

先進国同士でございすので、その点は別の問題であると思ひますけれども、先生お話しのように、日本が不平等な扱いをされるということは断じて許すことができないわけではございすので、その点も十分考へて、この保税加工貿易の扱い方については、今後慎重に研究をしてまいりたいと考えております。

○加藤(清)委員 お説もつともでございす。前段はごつともです。しかし後段にちよつとひつかかる問題があります。今後、後進国との經濟外交の面が促進されることが多いから特に申し上げます。それはやがて日本の中小零細企業と競争するものであり、その内容は、やがて纖維産業が一番数が多くなるからでございす。後段の問題で、アメリカと日本とは、先進国同士の問題だから、あなたはあつた別であるとの見解でございす。それは日本がガットの問題、IMFの問題、OECDの問題等々になるほど加緊した今日において通用することばでございす。しかし日本のアメリカへ輸出いたします纖維製品についても制限があり、八条國時代になつてもずっと続いておるのでございす。外貨も少なければ、敗戦のどん底に突き落とされたその直後から始まつておるのでございす。すなわち相手は先進國であり、同時に戰勝國である。こちらは發展途上の國であり、敗戰國であつたわけではございす。そのときから制限は進み、そのときから材料は一〇〇%買はれて、それからできたところの製品は、オールでできた製品の二十五分の一も買つてくれなかつたのでございす。それが出るとすぐ制限がなつたのでございす。ご存じでしょう。これはどうなんですか。

○谷川(宏)政府委員 通産省からお答するほうが適當かと思ひますけれども、私の考え方を申し上げますと、纖維製品につきましては、確かにアメリカは輸入國であります。同じ先進國同士であります。輸入國と輸出國の立場が違つたわけではございす。日本といはしましては、今後とも纖維製品の構造改革等をやりますので、できるだけ良

○加藤(清)委員　その答弁やけっこうでござい
ます。

さて、それでは後進国から敵前上陸してくる品物が、国民に対して安くて、物がよくて、それで国民が喜んでくれるというのならばけっこうでございますけれども、表示は牛肉だったが、中を見たら鯨肉であった、こういうようなことは、国内の商品にも許されざることでございますが、後進国の商品にもそれなしとはいえない。これに対して、あなたはどのような考えを持ちますか。

○官野國務大臣　後進国から入ってくる品物に悪いものがあるという意味であるか、その点は私はつきりいたしません、後進国から安い品物が入ってくることは事実であります。それに対して、どうするかというお考えかと思うのであります、それに対しては、たとえば纖維の關係でいへば、向こうは原料産地であるし、労賃も安い、したがってでさがる品物が日本よりも安いということは当然考えられることであります。したがって、それに対抗するためには、どうしても日本の纖維工業というものの根本的な改造をはかつて、より高級な品物をつくっていくということと

○加藤(清)委員
あなた、私はここで時間があ

れば、御理解をよくいただくようにノリの問題を例をあげて説明したいけれども、そうすると時間がかかるから何ですが、これは大臣、あなたには十分理解していられしやらないようです。もっと端的に言いましう。もう一度申し上げますが、韓国から輸入される品物の中でノリと保税加工をされたところのしぼりは品質が非常に悪い。したがって値段は安い。そこまではいいのです。しかし、波打ちぎわからこちらに入ると、とたんに両者とも日本品に化ける。そうして日本品にまじって売られていく。その結果はどうなるか。国民はにせものをつかまされている、こういうことです。その具体的な事実を示すために現物を持ってきて、ごらんに入れた、前に。そうしてあなたは、それを認めた。しかしそれは中に入つたインポーター、輸入商その他が厚い利益を得るということには効果があるわけです。同時に、そのおかげで政治資金が献金されるということも事実なんです。首を振るなら、具体的に言いましうか。言うたらばれてきますよ。私はきょうはばらすのが目的ではない。その事実に対して、時の通産大臣三木さんは、もつともである、しからば対策を言えとおっしゃった。端的に申し上げましよう。品質表示をなさい。産地国の名前を入れなさい。

たとえばウイスキーにしたって、イギリスのウイスキーだったら、ちゃんとスコットランドのそれぞれマークが入っている。銘柄が入っている。イギリス製の毛織物だったら、一着分ずつ耳マークが入っている。一着分ずつトレードマークが入っている。アメリカ製の万年筆、わずかなものですが、これでもちゃんとマークが入っている。しかし何十億、何百億と入ってくるノリにはマークがついていない。しばりにもマークをつけさせない。これはおかしいではないか。だからつけさせない。品質表示をやらせない。日本国産のものでさえも品質表示せんければならぬというのが

○乙竹政府委員 二つ問題があるかと思うのですが、よその国でできましたものが、もし

それに日本製というふうな表示がかりにあるとい
たしますれば、それは不正競争防止法で取り締ま
ることができまゝす。それから第二は、何らの表示
のないものにつきて、それに何国製という表示
をつけさせる規定は、これは先生御指摘のとおり
現在ではございません。私たちのほうにおきまし
て品質表示の適用を研究したのでございますが、
これは現行法では品質表示は、御承知のとおり任
意表示になっておりますので、表示を強制するこ
とはむづかしいのでございます。したがいまし
て、さしあたりでございますことは、日本製のもの
につきては日本製、どこどこ製という表示をつけ

させるということは、これは行政指導で可能でございますので、そういう方向でまず指導をいたしたい。それから、他国製のものにつきまして、その国の製品、その国でできたという表示をつけさせることにつきましては、これを強制いたしますには法律を要するわけでございますが、まだその成案は得ておりません。

○加藤（清）委員　これははっきりしてもらいた

い。大臣が約束しておることなんです。しかも、予算委員会において、ごもっともだからさよう検討して御返事を申し上げると言われてから、あれから二年になる。もうおつつけ二年です。しかもこういう問題が出来てきておる。にもかかわらずそれについては検討は一步も進んでいない。おかしいじゃないの、日本政府の態度は。朝鮮に利便を与えることだけ検討を進めて、日本国民が利便することについてはとんだとんとんと回しにする。おかしいじゃないか。大臣、どう思います。

○**菅野國務大臣** いまの事実、私初めて聞いたのであります、そういう問題については、八月に

○加藤(清)委員 初耳であるとおっしゃれば、しょうがない。それは親分から子分へのパトーン

タツチですから、やややあ、まあまあということ
で終わったんでしょう。それは認めますよ、その
程度のことはね。しかしあなたの親分がちゃんと
確答しておる。国会の記録に載っていますから
ね。怠慢のそしりを免れることができなくなりま
すね。まああなたはおかげで寿命が延びておるの
です。国会がもめて予算関係法案が半分も通らな
いんだから、延長するか、次の臨時国会だか
——臨時国会といえど大臣かわりっこないの
です。だからあなたは安心して検討してください
よ。首の座は全うできますから。いつごろまで
やられます。検討するとおっしゃったんだから、
今度は時間を限らなければならぬ。

○乙竹政府委員 法律論におきまして種々難点が

でございますが、一生懸命できるだけ短期間に成案を得たいというふうに検討したいと思ひます。

○加藤(清)委員 次にもう一つ問題がある。なぜこんなことを言わなければならないかというたら、この法案はなぜ通さなければならないかというところに基因するわけです。日本の繊維産業が不景気だから、不況だからなんだ。倒産が多過ぎ

るからなんだ。だから政府資金まで入れて何とかして立て直してやろう、こういうことでしよう。しかし、片やそういうことをしておきながら、片や足元を引っぱるということが行なわれておるのは、これはさいの川原の石積みになる。なぜそういうことを言うか。十年前にこのことは発足したのです。にもかかわらず、今日また同じことが繰り返されておる。忘れもしない、小室織維局長時代だ。十年前からうたわれておることですよ。どうしてか。片方が取り上げたけれども、片方が足元を引っぱっておるからだ。いつも足踏みなんだ、空転なんです。そこで今回はそういう歴史を

知っている者たちが、二度と再びその轍を踏まないように、悪い原因、不況の原因を除去してかかってあげなければならぬ、かように思うからでございます。

第一番、インドネシアへの五千万ドルの借款、これはどうなっていますか、外務省。

○須磨(清)委員 これは経済協力局の所管になっておりますので、ちょっと私きょう準備してきておりませんで、その詳しい内容はどうなっておりますか、お答えできかねます。

○加藤(清)委員 これは機密事項ではありません。すでに行なわれたことです。で、至急本日にその資料を提出してください。だからといって、この法案をストップかけようなどとは思っていないのだから。ただし、あすの予算委員会においては必ず出ますぞ。ですから、至急用意して私の手元までいただきたい。

○須磨(清)委員 それでは、できるだけ早く連絡しまして、資料を取り寄せることにいたします。

○加藤(清)委員 次に、この間佐藤総理が朝鮮へ行かれたね。向こうの副総理から二億ドルの借款を要求されたはずでございます。これはどうなりました、外務省。——私の質問をよう聞いておつてもらわなければ、あなたのほうで時間かせぎをしてはいかぬです。こつちは早く済ましてやろうと思って協力しているのだから、何べんも同じことを重複して言わせなさんな。この間の防衛庁のときみたいな、ああいうつもりじゃないのだから。きょうはそれに、協力して私も早く帰りたいのだ。帰心矢のごときだ。新聞記者の諸君も早く帰りたいのだ。よう聞いておつてくださいよ。

先日佐藤総理が朝鮮へ行かれたね。そうしたら、副総理から二億ドルの借款を要求されておるはずだ。これはどうなりましたか。

この点は、国会が終わると佐藤総理が後進国十一カ国回りますね。これはみなおみやげを要求される国ばかりなんです。その国々は、おみやげをもらおうとどういう結果が生ずるか。ほとんど軽工業だ。工業化したいのだから、軽工業に

とりついてくる。その軽工業は何かというたら、繊維産業なんだ。その結果はどうなるかという。輸出市場において日本品と競合するから、日本の輸出が削減されるという見通しがついておる。いわんやアメリカ市場においては、すでに朝鮮ものと日本ものとが競合しておる。そればかりじゃない。敵前上陸してくる。パキスタンの糸がこの間入ってきた。これで業界はてんやわんややつておる。そうでしょう。朝鮮のワイシャツが入ってきた。これで業界は脅威を受けておる。そういうやききに、二億ドルの借款をやつたら、内容は何かというたら、ドルというから青券持つていくかと思つたら大間違いだ。持つていくものの三〇%以上は繊維設備なんです。いまやこの法案において、うちにある設備までスクラップダウンしようというやききなんです。そのときに、後進国にこれをやらせるべく援助をしておつたらどういふことになる。後進国が飛びついてくるのは繊維だ。そこでできるものは四十番手以下の下級繊維ばかりなんです。四十番手以下をつくっている日本内地の繊維業者はと見れば、中小零細業者ばかりなんです。隣の国と仲ようするのがなぜ悪いというやききな単細胞的なスローガンに迷わされてはいけません。そのために倒産のうき目を見て泣いている業者がずいぶんあるのですから。それを救うのが本法案なんです。こちらで制限制限といつたつて、お隣の国でどんどんつくつて、販売シエアのところで競争をやられたらどうなる。二億ドルの内訳を聞きたい。日本の法律がここので事が足りると思つておつたら大間違いです。

○須磨(清)委員 これは先ほど先生に申し上げましたが、ちょうど私、その所管局が遠いまして、非常にこまかい詳しいことは承知しなくて申しわけないのですけれども、いま第二次五年計画に対する協力を要望されまして、その結果韓国側が申し出てきたわけなんです。この具体的な内容は、米月の九日と十日に閣僚会議が行なわれますので、その際に検討しようということになっておるはずでございます。

あと非常にこまかい点は、私お答え申し上げかねます。

○加藤(清)委員 佐藤総理に対して、韓国の総理から二億ドルの要求があったことは認めますね。それも知らないのですか。

○須磨(清)委員 類については承知しておらないのですが、五カ年計画に対して協力をしてくれという要望があったということは承知しております。

○加藤(清)委員 それを集約したものが大体二億ドルである。では、それもあわせてきょうじゅうに——資料と申しましょうか、向こうの申し入れと申しましょか、申し入れがあった以上は、集約が二億ドルですから、その積算の基礎になる内訳ですね、それを聞かせてもらいたい。その内訳のいかんによつては、この法案をどれだけ一生懸命になつて通してみたって、さいの川原の石積みになるのですから。おわかりになりましたか。提出できますか。

○須磨(清)委員 それではできるだけ早く関係局に連絡しまして、資料を提出することにいたします。

○加藤(清)委員 次に国内の経済関係についてお尋ねをいたします。

日本経済の発展と繊維の発展は、過去歴史的に大体並行線をたどっている。ただ、他の鉱工業の生産の伸び率と繊維産業の伸び率を比較すると、他は幾何級数的に伸びているけれども、繊維産業だけは高原状態にある。したがつて、その格差が非常に広がつてきている。マクロの経済から見るとそういうことになる。そこで経企庁にお尋ねしたいのですが、四十二年度予算審議のうちに、鉱工業生産の伸びは、当初見込みは一四%、オール産業にして一三・四%とお答えになったはずですが、これは間違いですか。再確認をします。

○宮沢(鉄)政府委員 昭和四十二年の鉱工業生産の伸びは、先般予算委員会の際に提出いたしました経済見通しによりますと、一四%でございます。

○加藤(清)委員 目下的見通しはどうなんですか。調整しなければならぬでしょう。

○宮沢(鉄)政府委員 まだその後見通しを変えておりませんので、現段階におきましての見通しとすれば一四%という目標を持っておるわけでございますが、こゝしに入りましてからの鉱工業生産の伸びは、われわれの想定よりもかなり高目に走つておりました。いままでわかつておりますところでは、月の上昇率にしまして大体一・一%アップくらいのペースで走つております。それがこれから下期どういふふうになるかということによつて年度全体の姿がきまってくるわけでございませうけれども、いずれにいたしましてもそういうペースで走つておりますので、われわれの感じといたしましては、おそらく一四%を若干上回るということになるのではないかと感じを持っております。

○加藤(清)委員 三和銀行の報告、勧業銀行の報告、その他「エコノミスト」等々にもすでに出ておる問題でございますが、それによると、大体二〇%程度になるのではないかと見通しておるようでございますが、それは間違つた見通しでしょうか。

○宮沢(鉄)政府委員 現在までのところ非常なテンポで動いておりますけれども、われわれの感じといたしましては、下期に入つてそのテンポがさらに強まるというふうにはいまのところ考えておりません。単純な計算でございますけれども、先ほど申しました一・一%くらいのテンポでそのまま進んだ場合には、一応数字としては一七%くらいの数字になるわけでございます。したがつて、私のほうは二〇%にもなるということはいまのところ考えておりません。

○加藤(清)委員 一四%と当初見ただけでも、現状の伸びの傾向からいって本年度は一七%くらいはいくであらう、こういう見通しでございますか。

○宮沢(鉄)政府委員 いま申しました一七%という数字は、こゝしに入りましてからの伸び率をそ

のまま単純に伸ばした場合の一応の計算でございます。したがって、私たちのほうがいま一七%というふうに見通しを変えたとか、そういうことではないのでございます。ただ、先ほど申しましたように、どうもいまの趨勢から見ると、かりに下期に若干鈍化するといいたしましても一四%というところにおさまるような、こういう感じを持っております。

○加藤(清)委員 簡潔に要点だけ聞きます。

公取ねておられますか。――委員長来ておられませんか。――では、それまでちょっと待ちましょう。

それではお尋ねいたしますが、この法案によりまずと、繊維産業の近代化は三年ないし五年後に完了するということになっていきますね。先ほど来お答えになりましたスクラップダウンの数量であるとか、あるいはそれが完成された後の鍾数であるとかいのは何年後の話ですか。

○乙竹政府委員 目標年次は四十六年度でございます。

○加藤(清)委員 そうすると五年先でございますね。

○乙竹政府委員 さようでございます。

○加藤(清)委員 五年先の経済の伸び率を経企庁に伺いたい。

○大戸説明員 御答弁申し上げます。四十六年度を目標年次といたします新しい経済社会発展計画におきましては、経済成長率は八・二%でございます。

○加藤(清)委員 いつを基準に。

○大戸説明員 四十二年度を基準にいたしまして八・二%でございます。

○加藤(清)委員 もう一度、はっきりわかるように。

○大戸説明員 四十二年度を初年度といたします五カ年計画におきまして、平均的な経済成長率は八・二%でございます。

○加藤(清)委員 それは毎年八・二%ずつ伸びるということか、それとも四十二年度を一〇〇とし

た場合に四十六年度は一〇八・二%ということか、いずれなんですか。はっきりしない。

○大戸説明員 五年間の平均的な成長率が八・二%であります。毎年毎年八・二%ずつ伸びるということではございません。

○加藤(清)委員 そこをもう一度はっきりしなければいかぬ。四十二年度をかりに一〇〇として、四十二年度八・二、四十三年度またそれに対する八・二と伸びていくのか、あるいは四十一年度を一〇〇とした場合に、四十六年度に至って初めてその差が一〇八・二%となるという試算なのか。こんなものはあくまでも試算ですから、そうびつくりせぬでもいいですよ。

○大戸説明員 四十六年までの五カ年間を見ますと、昭和四十一年度の二十四兆四角、四十六年度で四十兆円になるということを平均複利で計算いたしますと、年々八・二%になる、こういうことでございます。

○加藤(清)委員 つまり、毎年の複利計算にして平均値をとってみると、毎年八・二%くらいずつ伸びるであろう、こういうことですね。

○大戸説明員 はい。

○加藤(清)委員 そこでお尋ねしなければならぬことは、弾性値をどのようにお考えでございますか。

○大戸説明員 弾性値と申しますのは、鉱工業生産に対する弾性値でございますか。――四十六年度におきます鉱工業生産指数が三二〇ないし三二〇、若干幅を持たせて見通しております。それを同じように複利計算で計算いたしますと、年々一〇%程度の鉱工業生産の伸びになるわけでございます。

○加藤(清)委員 それじゃいつの間にか変わったのです。いつの間にそんなふうに変えました。当初予算のときには一・二二だと言っていた。それはおかしいよ。

○大戸説明員 一・二二というのは弾性値でございます。それですから、弾性値にいたしますと――いま申し上げましたのは年々の鉱工業生産

の伸び率を複利で計算いたしますと一〇%……。

○加藤(清)委員 複利で計算すると毎年八・二%と言ったじゃないか。

○大戸説明員 それは鉱工業生産ではございません。

○加藤(清)委員 私は国民総生産は聞いていないじゃないか。もう一度清書してください。

○大戸説明員 国民総生産の伸びが八・二%でございます。鉱工業生産の伸びは一〇%程度になります。

○加藤(清)委員 毎年複利計算でね。そこで、最後に聞いたのは弾性値ですよ。

○大戸説明員 一・二二でございます。

○加藤(清)委員 ところが、きょうの経済学者、ないしは学者のみならず現場の金融機関等々は、一・五%以上に見えていますね。これはどうですか。

○大戸説明員 国民総生産の伸びと鉱工業生産指数の伸びとの間の弾性値は、年々非常に違っております。景気の悪いとき、景気のいいときによってかなり違ってまいります。ここで計算しております経済計画におきます弾性値は、それを五年間ならしてみました場合にその程度になるであろうという計算でございます。

○加藤(清)委員 昭和四十二年の弾性値はどうなんです。

○大戸説明員 経済計画ではまだ計算はいたしておりませんので……。

○加藤(清)委員 通産大臣にお尋ねする。通産大臣はこの弾性値並びに鉱工業生産はどのように見えていますか。これによって五カ年計画を立てるんですよ。この基礎がしっかりしてないという、またくずれますよ。だから田中理事などに朝令暮改だと言われなければならぬ。

○菅野国務大臣 経済企画庁のいま言うた成長率によってこちらも計画を立てております。

○加藤(清)委員 そうすると、経済企画庁のおっしゃったことと、数字はイコールですか。

○菅野国務大臣 そうです。

○加藤(清)委員 それじゃ、独自の試算はしたことがない。あなたのところでは企業局とかんとかいう局がありますね。そこではそういうことをやったことはございませんか。

○乙竹政府委員 お答え申し上げます。繊維の糸の需要推定を早急にやらなければならぬということとわれわれが使いました数字を申し上げますと、繊維の総需要、これを内需と輸出に分けまして、内需は衣料用と産業用に分けまして、この衣料用の試算でございますが、これは個人消費支出のうちの被服費との相関式によりまして出します。この内需衣料用の数字でございますけれども、個人消費支出実績を企画庁の資料によりまして、四十年が十三兆円、四十六年度が二十兆円、年率七%で伸びるという数字をとっております。

被服費の実績は、ちなみに企画庁資料によりまして、四十年は一・七兆円、それから見通しは、先ほど申し上げました……。

○加藤(清)委員 そこでストップ。大臣、あなたは、いま私が数字をお尋ねしたら、企画庁のそのままだ、こうおっしゃったのですが、企画庁の数字というのは、何も通産省の産業だけからとっておるのじゃございませんか。どうしてイコールになる。年々の伸び率を、国民総生産において経企庁は八%と見ておると言ったでしょう。いま繊維局長は七%と言ったでしょう。私はそれが正しいと思う。当然です。そこにこの法律の必要性があるわけなんです。イコールだったら、なんで繊維だけ特別に手当てせんならぬのです。どう考えますか。

○菅野国務大臣 国民総生産の成長率については企画庁の基準に従っておるといことを私は申し上げたのであります。

○加藤(清)委員 促進しましょう。そこで、七%と見ている。その際に考え及ばなければならぬ問題は、今日スクラップダウンをさせます場合、一台幾らでございますか。スクラップダウンさせる場合の政府から補償される金額、機械にして、

あるいは鍾数にして、当初の予定は幾らになつておりますか。

○乙竹政府委員 当初の予定は、紡績におきまして三百万鍾をつぶしたい。その中で一括処理は二百万鍾をつぶしたいという計画でございます。織機におきましては十二万六千台をつぶしたいという計画でございます。

○加藤(清)委員 その数字はわかつているが、一鍾について幾らですかと聞いておるのです。

○乙竹政府委員 一括処理の場合の金額は、一鍾三千円を基礎にして財政投融資の金額をはじいておきます。織機におきましては、一台八万円を基礎にしてはじいておきます。

○加藤(清)委員 その数字は、三千円というところをもう一度言ひ直さぬでもいいかな。

○乙竹政府委員 三千円という数字、これはこういう意味でございます。もう少し詳しく申し上げますと、財政投融資四十八億を見ておるわけでございまして、これに對し見ております数字、政府がとっております数字は三千円でございます。けれども、業界が特に任意供出をするという場合も考えられますので、この場合には一応これは政府の計画外にさらによけいなるものを足すということ、一鍾四千円程度に見込んでおります。

○加藤(清)委員 四千円ですか。ほんとうにそうなっておりますか。

○乙竹政府委員 ただいま申し上げました数字は、答申の思想に従つて考えますと、一括処理の場合二百万鍾のうちの百万鍾につきましては三千円という数字をはじきまして、さらに百万鍾は動いておるもの、任意供出のものを加へなければいけないというので四千円という数字をはじいております。なおさらに関連産業業者の買ひ上げ価格は一鍾六千円ということではじいております。

○加藤(清)委員 わかりました。それならそれでいい。最高の値段にして一鍾六千円、最低の値段にして三千円、それから織機のほうは八万円、これは最高のほうですね。平均値ですか。

○乙竹政府委員 織機は、御高承のとおりいろいろ

ろのタイプがあるものでございますので、平均八万円ということでございます。

○加藤(清)委員 そうです。その論で進めましょう。

さて大臣にお尋ねいたします。一鍾最高六千円、織機八万円、これは高いか安いかな。

○菅野國務大臣 私はそういう市価は知りません。高いか安いかわかりません。

○加藤(清)委員 あなたは高いか安いかわからずに予算要求をしたのですか。

○乙竹政府委員 紡績の場合は……。

○加藤(清)委員 簡単に高いか安いかを聞いておる。高いとか安いとか答へたらしい。

○乙竹政府委員 相当の値段であるというふうに考えております。

○加藤(清)委員 さすが繊維局長、大臣以上の政治答弁をなさる。しかし、それじゃ承りましよう。今日業界で売買されている値段は幾らか。

○乙竹政府委員 四十年中の売買事例は、いろいろ高い安いあるようでございますが、調べましたところを平均いたしますと、一鍾当たり六千五百円程度、現在はそれが上がりまして八千円という値段も聞いておりますし、さらにそれ以上の値段も聞いております。

○加藤(清)委員 さて大臣、これからがたいへんなんです。いままでは簡単でしたが、現在織機八万円、紡機一鍾六千円、そのいづれを例にとつてもよろしい。あなたの好きなほうをとります。あなたはどうつちをとります。

○菅野國務大臣 どちらでもよろしいです。

○加藤(清)委員 それじゃこつちで聞きましょう。格差のない紡機をとりましよう。いま紡機を六千円と見積もった。相当の値段だと局長は答えました。しかしいま売買されている値段は、すなわちこの法律が通る、そうするとスクラップダウンをしなればならぬ、提供しなければならぬ、そこでさあたいへんということスクラップダウンするための材料の買ひあさが始まつておる。大臣、御存じですか。

○菅野國務大臣 私は知りません。

○加藤(清)委員 そのときの売買の値段を、いま六千円だの七千円だのというておられますが、実質はそんなことで売買されるものではございませぬ。いまになつてそういうことばが出ておるが、この法律がまだ海のものと山のものとをわからぬというところには大体二万円としたものが、設備費も二万円かかる購入値段、しかし権利金は二万円余かかる、だから一鍾について四万円余に相なつてくる。これは認めますか認めませんか。

○菅野國務大臣 私はそういうことは存じませぬ。

○加藤(清)委員 大ものですね。それじゃ繊維局長、簡単に答えてください。

○乙竹政府委員 三十六、七年当時つまり需給調整を非常に嚴重にやりましたときには、いま先生おっしゃいましたような一鍾当たりの売買価格、個々の売買価格が二万円というふうな数字が出たものでございまして、ただ、この法律案を立案いたしました当時の、権利代はずつと下がりました、われわれ聞いておるところによりまして、三、四千円ないしそれ以下という数字になつたものでございまして、またその後、ただいま先生御指摘になりましたような一括処理との関係もおそらくあり、また転産業者の織機を六千円で買ひ上げるという予算措置もお認めいただきましたこと、もあつたのかとも思うのでございまして、先ほど申し上げましたような値段になつたと思ひます。

○加藤(清)委員 今日でさえもなお市場売買相場、いわゆる市価よりは安く見積もつた値段が行なわれているようでございます。それはお認めになりますか、繊維局長。

○乙竹政府委員 ただいまの売買時価よりも、この六千円という価格は安いと思ひます。

○加藤(清)委員 銀行はこの権利金をどの程度に見積もつて融資しているとお考えでございましょうか。

○乙竹政府委員 銀行はおそらく相当低く権利代

は見積もつておると思ひます。ちなみに簿価でございましてけれども、われわれ調べたところによりますと、これはもちろん取得時によつて違ひますけれども、千四、五百円、非常に高いものにおきましても二千八百円というふうな簿価になつておるようでございます。

○加藤(清)委員 そのデータは、この法案が通つて五年先になると権利金がゼロになる、それでは信用補完上担保を多く試算するわけにはいかないということになつてからの数字なんです。それはそれとして、私の言わんと欲するところは、問題は今日の売買値段、今日銀行が査定しているところの値段、それよりも安い値段を見積もつて、今日出発点からですよ、そうしてそれから設備を召し上げ、権利を召し上げられる、そういうことがはたして実現可能であらうかというところに出発するのです。どう思われますか。大臣に聞きます。どう。こんなのはわかつていますか。ここから先は大臣答弁です。

○菅野國務大臣 そういうことについての不公平不満というものを私聞いておりません。産地側からはこの原案でぜひひとつ成立するようにという希望は聞いておりますけれども、そういう不満不平は聞いておりません。

○加藤(清)委員 あなたは大物ですよ。長生きしますよ。もうあなた正三位勲一等ですからね。長生きして正一位くらいになりますよ。のんびりしている、長生きするよ。しかし問題はいまでさえも売買よりも少ない。いわんや、いまも経済成長率を聞きましてね、それはやがて物価値上げに通じていきますね。これは権利金その他がますます高くなるということを想定しなければなりません。繊維機械も先ほど来繊維局長が答えておられますようにナスだとかキャスだとか、いまや一鍾について二万五、六千円から三万円する値段になつてきておる。おわかりでしょう。そういうやききにダウンさせようとするのです。五年先に——いま現在でさえも安過ぎる。それを五年先に同じ予算でもつていまよりも数多くダウンさせ

なければならぬ。はたしてこれは実現可能でございましょうか。通産大臣、そこが問題なんです。通産大臣に聞く。

○菅野國務大臣　五年先に安くなるか高くなるかという見通し、私もわかりません。

○加藤清委員　高くなるということとは、あなたは経企庁の試算を認めたのですよ。イコールだと言ったでしょう。そうすると高くなるにきまつている。高くなるか安くなるかわからぬではなくて、高くなるにきまつている。いま現在の相場場でさえも、予算と現実とを比べてみると、予算のほうが少なきに失している。五年先に同じ予算でやったらなお開きが多くなる。その結果は、これは空文に終わるのではないか、こういうことを申し上げておきます。

○菅野國務大臣　先ほど經濟企画庁が申し上げたのは成長率を申し上げたのであります。成長率が高くなりましても、価格が上がるか上がらぬかということは言うてないのであります。したがいますして、五年先にその紡織が上がるか上がらぬかというこの見通しは私はできません。

○加藤清委員　そういう妙な言いのがれはおやめなさい。知らぬなら知らぬと言うほうが大物に見える。上がるか上がらぬかわからぬ、それじゃ物価の上昇率から聞いてみましょうか。だからちゃんと根回しして聞いておいたのです、答えがしやすいように。物価は、四十一年度基準で四十六年度とんとんですか。

○**穴戸説明員** 計画の中では物価につきましては、卸売り物価については安定横ばいと見ておりまして、消費者物価については、最終年度の四十六年度において三％の上昇を見込んでおる。個別の物価についてはわかりません。

○加藤(清)委員　ことしの当初予算の一年間の物価の上昇率でも三％も四％も上がっているのですよ。五年先ですよ。上がるか上がらぬかわからぬなんて、そういう、逃げ口上ならまだいいけれども、幼稚園の子供みたいなことを言ったら何でこれは腹があるかと見られる。そうでしょう。あな

た博士じゃないか。プロフェッサーでしょう。その人がそういうことを言うもんじゃないですよ。

まあ次に進めましょう。なぜこういうことを言わなければならぬか。これからが問題なのです。それではお尋ねします。こういう本件に関する制限、ダウン、格納、封緘、このようなことは何回繰り返されてまいりましたか。何回要請されましたか。

○Ｚ竹政府委員　繊維につきまして、まず旧法と申します制假法律ができましたのが先生御承知のとおり昭和三十一年でございます。それが三十四年に改正をいたしまして、その際にやり直しをし、さらに三十五年に改正をいたしました。これでは旧法時代が終わりますので、三十九年にたまたま施行されておりますいわゆる繊維新法ができました。このときには、従来のような凍結方式と違ひまして、スクラップ・アンド・ビルドの方式を初めて採用し、過剰紡績について格納をいたした次第でございます。

○加藤清委員　つまり、簡単にいうと何回か行なわれましたということです。簡単に言いましゅう、急げ急げの矢の催促ですから。しかし大臣、問題はあなたのおくれたことにも原因があるのですよ。私は五時から始めた。そこで、今後私は、急げ急げの催促で、腹減らかして気の毒だから、協力いたしますので、答弁を迷わぬように、すなおに答えてください。

次に行きましょう。いま、やみ紡、やみ織機と称せられるものがどれだけありますか、大臣。

○乙竹政府委員 いわゆるやみ紡という、全然無登録の紡機は、われわれはないと思うのでございますが、いわゆる第四区分といひまして、自由糸しかひけない紡機で事実上制限糸をひいておる紡機が相当数ある、いわゆる第四区分といわれておりますのが百五十万鍾ございますが、その中で、綿スフタイプで綿の制限糸をひき得る、それからまた、ときによればひどく危険性のあるというものは三十万鍾程度ではないかというふうに考えております。

○加藤(清委員) 通り相場で、泉南だけでも八十万錘もある、これはだれでも知っていることなんです。それを知らぬといったらよっぽどおかしいのです。行ってみればすぐにわかる。第四村が百五十万錘の余ある、それは一致しています。そこで制限品をひいているというのが八十万錘の余あるというのは昔からの通り相場ですね。機もまたしかり、毛機もまたしかりです。なぜそうだったか。このままの法律でこのままいけば、またそうなるというおそれが出てくる。これは識者ならみんな知っていることです。現にこの答申をなさったところの稻葉秀三さんがはっきり言っているでしょう。だから再びそれを繰り返してはいけない。金融界におけるところの不正常化、歩積み・両建てと同じことなんです。それがやがて全体をこわしていくことなんです。だから、この際それをなからしめなければならぬ。

最初、外國からの問題を申し上げました。今度は内輪の問題で除去しなければならぬことを申し上げている。それをなからしめなければならぬ。しかし、彼らは権利を持っているのだから、権利は売買できるのですから、同時に、紡機にしても織機にいたしましたも、だんだん値上がりしてきておる。その証拠に、大蔵省はもう帰ったようですが、資産再評価をやらせると言っているのです。それを、値上がりは知らぬと言っているけれども、それだったら大蔵省の資産再評価はどうなる、大蔵大臣を連れてきて聞いたらどうなる、資産再評価はしろと言っておる。つまり値上がりしておるという証拠である。今後五年先に、同じ予

のただで贈つてやつたり、低賃金でつくつてきたり——敵前上陸するのはあたりまえじゃございませぬか。それを、だから内輸は制限しなければならぬという。制限するのだつたら制限できるように権利義務を与えたらどうです。なぜ与えなければならぬか。それで銀行から金を借りているからです。殺せ殺せと言っても銀行のほうが承知しませんよ、抵当物件にとつてあるのだから。それを殺せ殺せと言うのでしょうか。どうやって殺すのです。どうやって殺すのです。文章の上でつくることは楽なんです。通産大臣が知らぬ顔の平左をきめ込んでおることもけっこうなことなんです。しかしあなたの選挙区にこれで苦しんでいる人が幾らでもあるのですよ。どうです。なお五年先には上がつていく。ますます格差は広くなる、不足分です。それを五年先にどうしてダウンができますか。

○Ｚ竹政府委員　お尋ねの六千円の金額ないし三千円の金額が十分なものであるというふうにはわれわれも実は決して思わないのでございますが、ただ何しろイギリスの例のように政府が三分の二を過剰紡織機の廃棄補助に出すという国なら別でございますけれども、わが国におきましては、今回の制度においては結局終局的には残存業者が自分で負担をせねばならないというふうなことでございいます。そういうふうな点も考え、またこの過剰設備の処理は業界の共同行為——通産大臣の指示には基づきますが、共同行為でやる。その共同行為の可能性の限度も考えまして一応はじいた数字でございいます。

なお、一括処理はこの法律の施行当初、一年に行なうということになります。三年たちますと、制限登録制もなくなるような案になっておりますので、それ以後におきましてはいわゆる紡機の権利代というものは解消できる。老朽設備は業界の自主的な更新と申しますか、自主的な努力に待つというような絵を描いておる次第でございます。

○加藤(清)委員　あなたが研究して一生懸命になつていらつしやることはようわかっているか

○加藤(清)委員 あなたが研究して一生懸命になつていらつしやることはようわかつてゐるか

○菅野国務大臣　ダウンさせるポイントというと

ダウンをせなければなりません、ダウンをいたします。ではあなたのところはどれだけダウンする余裕がありますかと言ったら、私のところはいいやでござんすと答えました。あした聞いてござんない。私のところはいいやでござんすと言った。むしろこの際大急ぎでふやしたいと言われた。八十万圓のかけ込み増設が出た。機械業界はそれで困った。しかも法律が通るまでにこの注文量を納品せい、法律が通った後だったらキャンセルだと言われた。その結果どうなっているか。業界はダウンさせたいのはさせたいけれども、全体の中からさせたいのであって、自分のところのものじゃないということなんです。すなわち、よその設備をダウンさせたい。結果はどうなるか。かけ込み増設は全部認めなければその法律は通らぬという結果が出てきてしまった、言ったとおり。じゃ、あした参考人出てこられるでしょう。わが社のものをこ

○菅野國務大臣　そういうことを私も聞いておりますので、したがって、この法律案をつくる時には、私も十大業者に會うて念を押しておるのでありまして、いままではせつかく法律をつくつても、法律を守らずして、かえつて逆な結果になつたということを聞いておる、それではこの新しい法律をつくつても何にも効果がないのだから、その点はひとつこの法律を十分守るようにしてもらいたいということを二度も三度も念を押しており

○菅野國務大臣 第一の香典が少ないというお話、この点につきましては、業界ともよく話し合つて、そして自分らのほうも負担をいたしますという事で話し合つたのでありますからして、彼らはそれだけの覚悟はしておると思うのであります。

それから自由化の問題でありますが、これは一〇〇%の自由化ということは認めましたけれども、大体一〇〇%の自由化を認めたのは、おそら

く外国資本がこないというわれわれ見通しをいたしておきます。それでまた紡績業界自身もだいたいようぶということをおっしゃるのではありませんか、したがって、この点についての御心配は私はないのじゃないか、こう考えておられる次第でございます。

○加藤(清)委員 来ないなんていう想定、大臣がそういう答弁をするから追及しなければならなくなってくる。いや、来る材料がたくさんあるということをおっしゃるならば、

それではお尋ねします。絶対来ない、敵前上陸してこない、そういうデータを示してください、私は来るというデータを出しますから。

○菅野国務大臣 私のほうは、業者とよく話し合せて、そしてきめたこととありますからして、業者は来ないという確信を持ってわれわれのほうに進言してきただけであります。

○加藤(清)委員 それは業者のだけとお話しになったか知らぬけれども、それは一部の人の言うことなんです。現にすでに染色整理の關係では共同出資を申し入れてきておる。その事実を私は外務省やら大蔵省やら実例を出してここで並べてみたいけれども、そうするとおっしゃる、あなたも気がつかないかということになる、あなたも、だけれども、時間を急げ急げという話だから次に進みますが、敵前上陸してきたらどうします、あなた。

○乙竹政府委員 御承知のように、一〇〇%自由化は紡績の糸の部分だけでございますが、実はわれわれ心配しておりますのは、現在の紡績の製造技術は非常に高度化、近代化されましたけれども、原理原則は百年前と同じということでも、もしここに新しい革命的な技術が先進国等で生まれ、これが資本進出を条件に入ってくるという場合には、相当憂うべきことになり得るという心配を実はいたしておたわけでございます。したがって、もしそういうふうなことがございますれば、この一〇〇%自由化につきましては再考慮せねばいけないというふうなことを考えておるわけ

でございます。

○加藤(清)委員 この法律が通った場合を想定して、アメリカ資本日本国法人、これには日本の法律が適用されるかされないか。

○乙竹政府委員 適用されます。

○加藤(清)委員 適用されるのですか。

○乙竹政府委員 はい。

○加藤(清)委員 敵前上陸してきた場合、日本国内において同業を営もうとしたらどうしますか。

○乙竹政府委員 適用されます。したがって、現在の紡績業は制限登録制をしておりますので、既存業者から登録を譲り受けることでなければ開業ができないということになっております。

○加藤(清)委員 五年先にはどうなります。

○乙竹政府委員 五年先にはと申しますより、この法律案によりまして、三年後には制限登録制は廃止ということになっておりますので、それから営業自由の原則に戻ります。

○加藤(清)委員 たとえば、ケネディという会社が敵前上陸してきた、ニューヨーク市長のリンゼーという会社が上陸してきた。たとえばという固有な名詞を拝借いたします。それが上陸してきた。そうすると、今日では株の取得は二〇%までですね、既存会社の。個人では七%までですね。ところで、それはすでにソニーで始まっている。三ツ桃にきばをむかぬとは保証できない、世界じゅうに知られている銘柄だから。そこでケネディという会社が敵前上陸してきた。自己資本で行なえば一〇〇%自己資本出資ができますね。そこで仕事を始めた。いまあなたの答弁によりまして、三年間は権利を買わなければならぬとおっしゃられました。はしくも、いま権利が有価物の物件として売買されているということをおぼたは認めたわけですね、そうですね。外国人でも買おうとすれば買える、そうですね。そうやってまいりますと、いろいろな問題がそこから発生してまいります。アメリカ人は日米友好通商航海条約によって内国人と同等の待遇を与えられま

すね。権利を買いたえればよろしい。しからざればこれはできない。第一番目に考えられることは、それでは一〇〇%自由化じゃないじゃないか、こういうことではないですか。土地、建物を買ったことは、取得しなければならぬことはあたりまえ、株ならば取得しなければならぬこともあたりまえ、権利も買わなければ許可がおりないということになる、これはあくまでも許可制ですね。そうすると一〇〇%自由じゃないですね。この点どうですか。

○乙竹政府委員 許可制というお話がございましたが、行政官庁が外国人の営業開始につきましても、自由裁量権を持っておるような意味の許可制ではないかと思っております。日本に出てまいりました外国人が、設備の登録を受けておる既存の紡績業者からその登録を受けるといことが可能である、そういう場合に、われわれとしてはチェックの手を持っておらないということを上上げる次第でございます。

○加藤(清)委員 三年先には、ほんとうに権利を買わなくても自由企業が営めるということになりますと、日本の地位、日本の技術、低賃金と、東南アジアの市場を席巻するところの条件、アメリカのコットンを使えるという条件と、もう一つはアメリカ市場においては日本製品は三億二千万スクエアで頭打ちになっているという問題、この頭打ちには日本人に課せられておるのですから、アメリカ人なるがゆえに、これは自由にするという手がある、そうですね。三億二千万スクエア、縦割り六十四品目、横割りというものはこれは日本人にのみ課せられておる、香港人には課せられておりませんね、香港商品には……。そうですね。したがって、日本において政策上の好条件と、そこでつくって後進国に高級品を売り込むという好条件と、それから自国へ持って帰ったときには制限なしで売れるという、この条件は、やがて敵前上陸をしてくるにあたっては、全く上陸してくる側の好条件といわざるを得ない。こんなことは経済学者にまかせずとも、業界が心ひそかに心配してい

ることなんです。機場のおやじさんたちまでが心配していることなんです。それについて、うちのものを制限しながらも、よそのものは自由化させる、こういうことは明らかに矛盾といわなければならぬ。したがって、この問題は参議院の予算委員会において論議の対象となりますから、それまでにしっかりと答弁を用意しておいてください。そういうことで次へ行きましょう。どうせ答弁を要求したつてできないのだから、最後に要望と申しましょうか、先の見通しだけをつけておきましょう。

そういう状態になった場合には、どうしても機場の近代化をはからなければならぬということになってくる。大資本に対抗するには、こちらは大資本が行なうと同じような設備をせねければならぬということになる。紡績工場もさることながら、機場も同じことなんです。しかし今日紡績は、世界的に二十七八の特許を持っている紡績が日本にございます。しかし機場のほうは、設備の近代化というても、機械の研究も、紡績から比較すると、ずっとおくられているわけでございます。同時にまた、これが散在している平均三十台以下のほうが、全体の中に占めるパーセンテージからいって、はるかに多いのです。これは零細企業だ。三十台を一家所へ集めてグループ化せよとおっしゃるけれども、それは材料購入とか、製品販売とか、あるいは製品の仕分けということならできるとは思いますが、工場を一家所に集めて、三十台ずつを、それを千五百台とか二千台集めてなんというところはできっこない。そうならば、三十台でもなお近代化することが必要になる。これは機械改善以外に手はない。そうですね。しかるに先回行なわれした法律審議のときには、付属する機械、これに対してしっかりと、それがばれというので、ときの高橋経企庁長官は機械業界に対しても特別な資金手当をなさった。今日どうなっています。

○乙竹政府委員 特に機械業界に対しての、この繊維の構造対策のための資金手当はいたしてお

りません。しかし繊維業界、特に織機の業界がいままで疲弊しておりまして、発注ができなかったというところは、織機の開発もおくらしたことでございませう。今回の措置によりまして、織機メーカーと織布業界との協力関係も十分でございませう。これによりまして新しい織機の開発も十分でございませう。このことを期待しておる次第でございませう。

○加藤(清)委員 さすが高橋先生はりっぱな人でしたよ。主体だけでなくて、それに付随する、付随するところまでちゃんと目が届いて、機械のほうからということで行なわれた結果、今日紡織はナス、キャスという世界に類のないようになりっぱなしな紡織の設備ができるようになった。ところが機まで至っていない。あなたも同じ大阪出で、高橋先生よりもりっぱな博士号まで持っていてみえる方なんです。知らぬ存ぜぬで通れるなと思ったから大間違ひ。重工業局長、呼んでおたがどうした。これについてどうなんですか。

○和田(清)委員 たゞいま先生から御指摘がありましたように、織機に關しましては、量産機種におきましてはかなりの開発が進んでおりますが、そうでないものに關しましては、若干問題点があることは事実でございませう。しかしながら、この繊維構造改善問題に際しましては、繊維関係業界と機械関係業界とが十分話し合いを行ないまして、機械工業といつたにしても、構造改善事業に全面的に協力する、そうして、繊維サイドの、繊維側からの要望に従いまして、必要な機械の種類、数量あるいは製法等につきまして現在業者の間で何回か話し合いが行なわれておる次第であります。

○加藤(清)委員 余分なことは言わぬでもいい、そんなことはみんなわかっておるから。研究費を出すか、出さないかということですか。と。呼ぶ。現在までのところ、技術問題に關しましては、鉦工業技術試験研究補助金をもってこの技術の改善に必要な資金は従来どおり与えていきたいというふうに考えております。

○加藤(清)委員 必要な資金が与えられたことがあります。必要な資金を与えたとあなたはおっしゃる。

しやうですが、そんな抽象語や修飾語で事が足りる問題じゃございませう。必要なだけ渡した例がありますか、たとえば、内地で売れなくなったから、いまの機械は七〇％が輸出なんですか。輸出するときに何ぞ手当てをしたことがありませんか。みんな転向せいで、転向せいでよそへ転向させられておるじゃありませんか。その転向資金まで出してないじゃありませんか。何を言うか。

○和田(清)委員 私が申し上げましたのは、鉦工業技術試験研究補助金といたしまして、三十九年、四十年、四十一年度とこの補助金の対象になった、この補助金の制度によりまして、資金が機械業界に出ておることとございませう。

○加藤(清)委員 大臣お聞き及びのことです。はい、はい、どうぞおかけください、けっこうです。これはもう課長さんではお気の毒です。課長さんにそんなことを答弁させるほうが大体間違ひです。研究費は出せませうか、出せませうか。高橋先生のときは出せましたよ。その結果はナスやキャスができましたよと云っておる。今度は出せませうか、出せませうかと云っておる。そこまでは思ひ至らずですか。

○菅野(清)委員 この繊維業と機械製造業界との共同機械開発促進法を促進しまして、政府としても、必要があれば鉦工業技術研究補助金などの助成によって重点的に配慮したい、こう考えております。

○加藤(清)委員 それはいつ行なわれますか、何年度予算で。

○菅野(清)委員 本年度予算です。

○加藤(清)委員 本年度予算ですか。幾ら組んで。

○乙竹(清)委員 先生も御高承のとおり、鉦工業技術研究補助金の中で重点項目がございませう。その重点項目に、たゞいま大臣の申しました機械の開発をあげまして、重点的に研究費を投入したい、こういうことでございませう。

○加藤(清)委員 幾らあります。

○乙竹(清)委員 織機関係で本年二百六十万円程度見込んでございませう。

○加藤(清)委員 それで何の研究ができますか。

○乙竹(清)委員 非常に少額でございませうけれども、業界の努力と相まちまして、今後増額をしてみたいというふうに考えております。

○加藤(清)委員 二階から目撃してのことだ。スズメの涙でございませう。そんなことでどうして研究ができますか。もとより日本の研究費が少な過ぎるものですから、パテントを買わなければならぬ。パテントを買うその支払い代金のほうはるかに上回っておる。そういうばかげたことをやっておるからいけない。大臣、いま織機局長がいみじくも言いました。足りない、少ない、今後業界と相はかつて出すようにしたい、こうおっしゃったから、問題は太蔵省なんだ、太蔵大臣とばかり出すようにすればいいわけだ。はね返り財源だけでも八千億の余ある。どこへどう使うのか。製鉄にばかり協力をしたって、その鉄を使っ機械をつくることの方がより大事なんです。大臣、どうなされますか。

○菅野(清)委員 お話しのとおり、日本の技術開発がおくれしておることは事実です。政府のそれに対する補助が少ないことも事実です。したがって注ぎたいということを考えておりますから、したがって、佐藤内閣としては、今後技術開発に全力を注ぎたいというところを考へております。今後は、日本が機械が外国に比べて劣つておるようであれば、その機械の改善について、今後十分の研究資金、開発資金を得たいと、考えております。

○加藤(清)委員 まだ申し述べたいことがたくさんあります。これで最後の結論にいたしますので、大臣、一言で答えるように、次から追求されぬように答弁してください。そうしないと、まだ延びますから。

いま、この法案は、繊維業界が不況だから、その不況を救うために行なわれようとしている法案でございませう。不況の原因は、できた糸値が安かったからでございませう。八万円前後しなければ

ならないものが、一ころ六万円を割っていた。ここに是が非でもこの法案を通してもらいたいという業界の希望が出てきたのだ。ところが今日は八万円台を上回るようになりまして。きょうの糸相場は幾らですか。大臣の認識を聞きたい。

○菅野(清)委員 私は相場など見ておりませう。

○加藤(清)委員 はい、わかりました。はい、どうぞ。

○乙竹(清)委員 定期相場は二百一円でございまして、実勢相場は一コリ約八万円でございます。

○加藤(清)委員 そうです。きょうの糸相場が大体八万一千円ばかりですね、四十番手を基準にして。それで十二月限でもって七万五千円程度です。半年先の納期のもので七万五千円、それならば採算とれますね。

○乙竹(清)委員 とれます。

○加藤(清)委員 公取さん、いま設備制限はどうなっています。

○竹中(清)委員 設備制限は、ことし初めに不況自体が解消したので、廃止になっております。

○加藤(清)委員 いま格納とか封緘はどだけございませう。

○乙竹(清)委員 新法によりまして格納がなお八十万錠残っております。

○加藤(清)委員 だから太蔵省筋にも業界の一部にも、いまさらこんなことをしてもらわぬでもよろしいという声があることは御存じですね。しかし、さつき通産大臣がいみじくもおっしゃったように、完全に意見が一致した。いまやらなければ再び問題が起きますということを私は申し上げたい。そこで、賢明な繊維局長のところで答え願いたい。この相場は一体いつまで続くかということなんです。ほんとうは通産大臣の一声であすの相場は変わるのです。現に高橋さんがこどもものを言われるという相場が変りつたのです。きょうはいいけれども、きょうの糸相場の高値の原因は自主的な原因ではない、外的原因なんです。第一は紅衛兵である。第二はインドの不作である。第三は逆に需要が伸びているところのペト

ナムの問題、インドネシアに提供したという問題、つまり生産国が生産は遅々として伸びない状況が出来た、需要の国に多量の需要ができた、こういうことが原因なんです。したがって、これが、永続するなどはだれも考えていない。しかし業界の一部の人たちでは、長きにわたって冷たい中にいたからといって、長きにわたって冷たい中では、ほっとしたときにはなかなか手術ができるものじゃありません。盲腸の手術も、痛くてきりきりしているときは切る気になりますけれども、痛みが去ってからはこれを切るという人はなかなかないのです。それをあえてしなければならぬのが現状なんです。

ところで逆に国民に声があるのです。これは業界を助ける法律である、物価を高くする法律である。特に繊維の消費の主体は女性に多い。そちらのほうの関係の団体で、これを通すことはやがて国内繊維相場を上げることである、だからこれは困ったものだ、こういうことになっている。しかし私どもはそうは思わぬ。いわゆる繊維の消費価格の上げ下げは決して原料が高い安いではない。それが証拠に――私は一人でしゃべっちゃう、大臣に聞いておたつてだめだからね。それが証拠に、六万円以下で出血生産であるというおたつたときにゆかたは一体幾らしていたか。三越のゆかた相場は幾らしておたつたか。原価計算、染め仕上げまでやって二百円から二百五十円のもの、千円で売られておる。ここに問題がある。いまデパートに売られているゆかたは糸の安かったときにつくられたものなんだ。それでさえも原価計算で三倍五倍もする値なんです。安く売ってしかるべき証拠は、一枚のワイシャツが内地で千円に売られておるにもかかわらず、輸出の相場はワンダラーである。内地のツーピースが仕立て代だけでも二万円もして、三越でつくろうものなら生地代だけでも三万円も五万円もするときに、アメリカへ輸出される相場は何か、テングラー、ここに矛盾を感じないというたらおかしいのです。そんなことは婦人といえども今日の識者はみな知っています。

ののです。したがって、本法を通すだけでは国民はしあわせにならない。本法案を通すだけでは輸出振興にならない。なぜかならば、内地で高く売っておきながらなぜアメリカにだけ安く売りつけてくるかという、いわゆるチープレーバー、レーバーダンピングというのがアメリカの日本繊維製品の制限の最大最高の原因になっておる、口実になっておる。そうでしょう。だから生産部門も整理すると同時に、流通機構の段階において整理をし、改善をしなければならぬ。いわゆる国民生活を守るための消費行政が通産省の中にあるはずなんです。経企庁の中にもあるはずなんです。それは一体どうしようとしているのか、承りた

い。〇乙竹政府委員 まず第一点は、この相場が続くのかという御指摘でございますが、私は続かないと思います。その理由は、現にきょうの新聞にも出ておりましたが、申共の糸が千コリ、二十番手でございまして、入ってまいっておるものが六万三千円から五千円に入るといことで、今日定期相場では二十番手が七万円をこえておるといことでございまして、糸が自由化されておりますとでございまして、糸が自由化されております以上、当然中共なりパキスタンの糸が入ってくるというところは覚悟しなければならぬ。本年三万入るといふような話も聞いております。したがって、こういう低開発発展途上国に当然対抗できるような早急に構造改善をやりまして国際競争力をつけ、コストダウンをいたさなければ、日本の繊維業、繊維産業は崩壊するといふ危機にいまあると思うわけでございます。もしそういう晩におきましては、日本の消費者層はいままでは世界で一番安い衣料品を着ておったともいわれるわけでございまして、国内産業崩壊の晩においては、これはたいへんなことになるといふふうに思いうわけであります。むしろこの法案が通り、そして紡績業界、織布業界の構造改善ができ、コストがダウンされ、発展途上国とも競争し得るような目で見まして日本の国民大衆のプラスといえます。

か、利益になることは間違いない点であるといわれれば信じておる次第でございます。

〇加藤(憲)委員 本件に関して大臣の総合的な所見を承りたい。

〇菅野国務大臣 ただいま局長からも申し上げましたが、先ほどから加藤委員からお話がありまして、先に、日本の繊維産業が不況におちいっておるがために、この繊維産業に対する特別措置を考へなければならぬ危機にいまきておると思うのであります。でありますからして、少々糸が高くなったからといって、目先のことでこの根本的な特別措置をやらなければならないことになっては、日本の繊維産業の復活はできない、私はこう考えております。したがって、その点につきましていろいろデマもありましたので、実は先般も紡績業界、織布業界の人を呼んで、糸の値が高くなったので、あなた方が、この繊維工業の今度の措置についていやがさしておるというふうなうわさを聞いておるがということで私は話したのであります。したがって、決してそんなことはありません、ぜひある法律を通してください、日本の繊維産業もこの際根本的な改革をやらなければ将来発展しませんといふことで、そういうのはっきりした宣言がございまして、それでわれわれもこの繊維産業の特別措置法をぜひ通すようにおことの上とも努力いたしますといふことを申したのであります。

日本の繊維産業というものは、今日まで日本の産業の基礎であった。また私は、これは滅びるとは決して聞えていないのであります。やはり輸出額も今日二割も占めておりますし、また繊維産業というものは、日本人には向いておる産業だといふように考えておりますから、日本の繊維産業の維持発展はぜひはかなければならぬ、そういう意味において、今度のこの法律といふものは絶対必要である、こう感じておりますから、どうか皆さん方も、その意味においてこの法律案に御賛同いただいて、そうしてやっていきたい。

なお、先ほど加藤委員からお話がありましたとおり、流通機構の面において改善すべき点がある

んじやないか、これはお説のとおりであります。この日本の流通機構を根本的に改善しなければならぬ時期に来ておると思ひます。したがって、こういう点もあわせて今後考えまして――それから消費者行政ということも今後において重要性を帯びてまいりますので、そういうことも考へて、安くていい品物、しかも国民の必要とするものをつくるという方針で、今後産業政策を進めていきたいというふうに考えております。したがって、繊維産業につきましては、特にこの法律がこのときにおいてぜひ必要であるということを感じておりますから、この上ともの御審議また御賛同をお願い申し上げます。

〇加藤(憲)委員 長時間にわたりました私のつたない質問をしんぼうして聞いていただきました委員諸公に厚く感謝いたします。

祖国日本の繊維産業を愛するがゆえのことばでございまして、ほんとうに長時間皆さんに御苦勞をわづらわしましたことについておわびを申し上げます。たいと存じます。問題は、日本の繊維産業を愛するということは、これは与党、野党の別はございません。与党自民党の方も、民社党の方もよくしんぼうしていただきました。感謝にたえないところでございます。

私自身は、日本の国民性の特徴といたしまして、この繊維産業は最も適したものであると存じております。それからまた日本の地理的環境が、よりよき繊維製品をつくるにあつてきわめて適当な地理的環境を持っていると思うのでございまして。しかもこれは平和産業だ。斜陽斜陽とは申しませんが、決して繊維は滅びるということはないと思ひます。なぜかなれば、生きとし生けるもの、人間が生きておる間、繊維が不必要になるということはないからでございます。繊維をかりに少なく使うことが女性の美を表現することであるという思想が横行いたしましたとしても、しかしなお彼女らもその数の多きをもつてしあわせとしてゐるわけでございます。七色のパンティーに例をとるまでもなく、数の多いことがしあわせ

でございます。それは消費需要が大きいということなんです。消費需要が大きいということが、やがてしあわせに通ずるのです。特に女性においてしかりでございます。したがって、この産業に対して、国家が、過去もそうでございましたが、国家が援助をしてまいりました。しかし繊維産業界もまたそれにこたえて、国家の基幹産業として、他の産業の基礎として長きにわたって貢献してきたわけでございます。それに報いるのがわれらの任務である、かように存じているものでございます。その任務が今国会において一つでもいいから、マイルストーンでもいいから達成できるよう、私は、一そう政府当局の研究、努力を要請いたしますして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○島村委員長 次会は、明十三日木曜日午前十時十五分理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後七時三十五分散会

昭和四十二年七月二十四日印刷

昭和四十二年七月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局